

平成 2 2 年 第 3 回

身延町議会定例会会議録

平成 2 2 年 9 月 6 日 開会

平成 2 2 年 9 月 1 3 日 閉会

山梨県身延町議会

平成 2 2 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 6 日

平成22年第3回身延町議会定例会(1日目)

平成22年9月6日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長行政報告
- 日程第5 提出議案の報告並びに上程
- 日程第6 提出議案の説明

2. 出席議員は次のとおりである。(16名)

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 野 島 俊 博 | 2番 | 望 月 明 |
| 3番 | 河 井 淳 | 4番 | 望 月 秀 哉 |
| 5番 | 芦 澤 健 拓 | 6番 | 松 浦 隆 |
| 7番 | 望 月 寛 | 8番 | 深 沢 脩 二 |
| 9番 | 日 向 英 明 | 10番 | 草 間 天 |
| 11番 | 福 与 三 郎 | 12番 | 川 口 福 三 |
| 13番 | 渡 辺 文 子 | 14番 | 穂 坂 英 勝 |
| 15番 | 伊 藤 文 雄 | 16番 | 望 月 広 喜 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員(3人)

- | | | | |
|-----|---------|----|---------|
| 8番 | 深 沢 脩 二 | 9番 | 日 向 英 明 |
| 10番 | 草 間 天 | | |

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月仁司	総務課長	広島法明
会計課	長	赤池義明	財政課長	笠井一雄
政策室	長	丸山優	町民課長	秋山和子
税務課	長	依田二郎	身延支所長	望月和永
下部支所	長	渡辺明彦	教育委員長	山田省吾
教育	長	佐野雅仁	学校教育課長	近藤正国
生涯学習課	長	佐野正美	福祉保健課長	赤坂次男
子育て支援課	長	稲葉義仁	建設課長	藤田政士
産業課	長	串松文雄	土地対策課長	滝戸文昭
観光課	長	熊谷文彦	環境下水道課長	樋川信
水道課	長	千頭和勝彦	監査委員	渡邊吉彦

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 遠藤 守
録音係 依田光太

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（遠藤守君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（望月広喜君）

本日は、大変ご苦労さまです。

平成22年身延町議会第3回定例会の開会にあたり、一言あいさつを申し上げます。

今年は例年になく、日中は残暑が厳しく感じられますが、朝晩はいくぶんしのぎやすくなってまいりました。

議員各位には何かとお忙しい中をご出席いただき、心から敬意を表する次第であります。

さて本定例会に、町長から提案されます諸議案は、いずれも重要な内容を有するものでございます。議事が円滑に進められ、慎重なご審議により適正・妥当な結論が得られますよう、お願いを申し上げます。

これからは、秋の気配が次第に色濃くなってまいりますが、各位にはご自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会とあいさつといたします。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により、執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、

8番 深沢脩二君

9番 日向英明君

10番 草間 天君

以上、3名を会議録署名議員に指名いたします。

日程第2 会期の決定を行います。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、平成22年9月6日から9月13日までの8日間とすることにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は平成22年9月6日から9月13日までの8日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき、議長から本定例会に執行部の出席を求めたところ、

お手元に配布のとおり出席の通知がありました。

次に議会といたしましては、お手元に配布の報告のとおり、各種行事等に参加しましたので、ご了承ください。

次に7月27日・28日の両日にわたり、議会広報編集委員長等視察研修が実施されました。芦澤委員長と河井副委員長が出席をいたしましたので、代表して芦澤委員長より研修報告をお願いいたします。

芦澤委員長、登壇してください。

芦澤委員長。

○5番議員（芦澤健拓君）

お手元の報告書をご覧ください。

去る7月27日、28日の両日、群馬県の吉岡町の議会広報を研修してまいりました。7月27日の午後1時半から3時半の2時間にわたりまして、研修を行いました。私と副委員長の河井君が出席いたしました。

吉岡町、去年は広野町というところにかがったんですけども、この吉岡町もかなり裕福な町でございまして、前橋市とか高崎市から移住してくる人が多くて、年200人から300人の人口が増えるという、現在の人口が1万9,284名という、裕福な町でございます。いつも、どこへ行ってもうらやましいと思うんですけども、大変良い町でした。

議会広報ですけども、全国コンクールで平成20年度に入選、21年度には優秀賞を受賞しております。詳細は、報告書のほうでご覧いただきたいと思いますが、議会広報の研修に行きますと、どこに行っても深沢徹先生の広報クリニックのお話が出てきまして、非常に身延町としてはありがたいような、ちょっと難しいような、そういう気持ちでいつも、いろんな話を聞いてくるんですけども、今回も編集は広報クリニックでの深沢徹先生の指導に従い、言われたままにやっていますということで、どうなのかなというふうな感じもしたんですけども、それによって入賞できたということであれば、非常に結構なことではないかと思えます。

私たちも一生懸命、広報を皆さんに分かりやすく、それからできればファイルしていただけるような広報をつくりたいということで努力しておりますけども、なかなか皆さんのお手元に届くものが十分にご満足いただけるかどうか分かりませんが、こういうことで研修を重ねて、また研究も重ねて、いい広報をつくりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（望月広喜君）

以上で、研修報告を終了いたします。

日程第4 町長行政報告。

町長が行政報告を行います。

町長。

○町長（望月仁司君）

おはようございます。

本日ここに平成22年身延町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には全員の出席をいただきまして、誠にありがたく御礼を申し上げます。

月日の経つのは早いもので、一昨年10月24日の就任から今日で683日、22カ月余りが経過いたしました。この間、私は職員ともども「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延(まち)」に少しでも近づけるべく、頑張らせていただいております。しかしながら、私どもを取り巻く経済状況は、依然として厳しさが続いております。

そんな中で、わが町に直接影響が生ずる平成22年度普通交付税についてであります。国および山梨県は、7月23日に平成22年度普通交付税の交付について、公表を行いました。本町の普通交付税と臨時財政対策債を合わせた実質交付税額は、52億8,861万8千円となり、前年度に比べて3億5,546万2千円の増額となりました。

主な要因は、地方財政計画における地方交付税1.1兆円の増額を反映し、保健衛生費および社会福祉費の増、雇用対策、地域資源活用臨時特例費の創設された一方、収入の面では景気後退に伴う町民税個人所得割および法人税割の減少等により、増額したものであります。また市町村合併の特例に関する法律の財政措置による普通交付税の合併算定替えも6年目を迎え、合併後の新町としての一本算定と比較すると8億4,171万3千円の乖離が生じており、当初予算において、地方交付税が歳入予算の約47%を占めていることから、今後の財政運営の厳しさを改めて痛感したところでもあります。

次に、町税の徴収についてであります。

わが町の平成19年度の徴収率は、全税目で79%の低率で、山梨県下では下から2番目という状況でありました。これをふまえ、町では徴収強化のため、平成20年度から山梨県地方税滞納整理推進機構に参加し、徴収担当職員を増員して徴収の強化を図ったところでもあります。

平成20年度、21年度と納税相談や納期ごとの督促状の送付、一斉勧告、差し押さえ予告や差し押さえ、強制捜査、インターネット公売などを実施したところ、平成19年度は差し押さえ件数0件で、このため強制換価も0円でしたが、平成20年度は差し押さえ件数110件、強制換価1,495万1千円でした。さらに平成21年度は差し押さえ件数273件で、強制換価4,528万4,694円。督促手数料と延滞金を含めると、5,390万5,254円を収納しております。徴収率も平成19年度の79%から平成20年度は86.8%、平成21年度は90.1%と着実に向上し、山梨県27市町村の中で16番目となりました。特に平成20年度、21年度と対前年徴収率の伸び率は県下1番という高い成績を収めております。

今年度もさらに徴収強化を進め、差し押さえを自主納付に導く手段として活用し、納税の公平と自主財源の確保に努めてまいります。

次に、防災についてであります。

東海地震は100年から150年に一度は起きるといわれており、最後に発生したのが1854年の安政地震で、すでに156年が経過しておりますので、いつ起きても不思議ではないといわれております。昨日9月5日は、その東海地震を想定しての身延町総合防災訓練を各自主防災組織等の協力をいただき、実施したところでもあります。議員さんをはじめ、関係の皆さんのご参加・ご協力に厚く感謝を申し上げます次第であります。

被災者の方々の声を聞きましても、備えあれば憂いなしのことわざのごとく、日ごろの防災意識の高まり、訓練の大切さを訴えており、有事の際、一番あてになったのが地域の皆さんの力だったといわれております。

防災面もさることながら、いわゆる「地域力」の強化、高まりを町でも大いに期待しているところでもあります。そして地震災害に関する情報と避難方法など、住民の皆さんにお知らせす

ることにより、日ごろからの防災意識を高めていただくとともに、いざという時のために、少しでも役立つようにと、身延町地震ハザードマップを8月に全戸配布させていただきました。それと地震による住宅の倒壊から、居住者の生命を守ることを目的として、昭和56年5月以前に建築された個人の木造住宅に対し、修繕や建て替え等への補助や耐震シェルター設置に対する補助等の事業に取り組んでおりますが、今回、地震ハザードマップの配布に合わせて、再度、耐震診断についてお知らせをしたところでもございます。

次に住宅火災で、逃げ遅れによる尊い生命を失う事例が全国的に増加しているところから、住宅用火災警報器の設置が新築住宅については、平成18年6月1日から義務化されておりますが、既設の住宅におきまして来年6月1日から全面義務化されることに伴い、それまでに設置されるよう、町民の皆さんに広報等を通じて、お願いをしているところでもございます。

特に被害者が多い高齢者の方々のうち、経済的な事情で設置が困難な世帯に対しまして、今定例会の補正予算に75歳以上の高齢者を含む非課税世帯に対しまして、助成するよう計上をさせていただきます。

次に中山間地域等直接支払い制度、第3回目についてであります。

中山間地域等直接支払い制度は第2期10年が経過し、平成22年度から第3期がスタートしたところであります。本制度は中山間の生産条件が不利な地域において、一定以上の農地が確保され、今後5年以上、農業が続けられることが約束される地域に交付金が交付されるものであります。

この間、町内では西嶋や宮木等、18の集落において548戸の農家が参加し、71.2ヘクタールの対象面積により、農地の保全等に向けた共同取り組み活動が行われてきたところであります。

今回、第3期にあたり、事業の内容等についての説明会を開催し、引き続き本事業に取り組んでいただき、農地の保全、農業用施設の維持管理など、共同活動作業としての継続をお願いしたところであります。

次に、中部横断自動車道の発生土処理についてであります。

中部横断道は橋梁やトンネルが多く、このため、全体で約370万立方メートルの残土が想定されております。すでに、下山の河川敷に一部処理が進められておるところでもございます。そのうち約200万立方メートルを搬入候補地である江尻窪地域へ処理するために、本年8月4日に江尻窪集会所および中山集落センターにおいて、土地の所有者や地域住民の皆さんに処理場の土地や搬入路の改修等、概要について説明会を実施したところでございます。その中で、発生土の処理場用地は借地ではなく、「将来の土地利用等を考えて買収してほしい」「町道、農道、林道の拡幅した待避所は、そのまま残してほしい」「曙川を渡る仮橋は永久橋で架設をし、残してほしい」等々の要望がありました。今後、関係機関と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、身延町地域新エネルギービジョンの策定についてであります。

身延町地域新エネルギービジョンの策定については、6月に関係課の課長10名で構成する庁内委員会を設置し、8月18日には山梨大学の花岡利幸名誉教授を委員長に、ほか13名の策定委員さんに委嘱状の交付を行い、本町の新エネルギー導入の指針となる身延町地域新エネルギービジョンの策定に関し、調査・検討を始めたところであります。

次に、建設業と地域元気回復助成事業についてであります。

去る6月6日、ラフティングのオープニングセレモニーが国土交通省、関東地方整備局、甲府河川国土事務所長や山梨県知事をお迎えし、中富総合会館および富士川河川敷で行われました。その後、8月下旬までのラフティング体験者数は約700名、9月以降の予約が約50名と、当初の計画であります500名を大きく上回りましたことをご報告申し上げます。

なお、ガイドの養成についてもRAJ、リバーガイド認定試験に8名が合格し、現在、認定ガイドとして働いています。今後さらに4名を養成する予定でございます。

次に、富士山世界文化遺産登録についてであります。

すでに新聞等でご承知のとおり、富士山世界文化遺産の推薦書原案の提出について、延伸することになりました。平成22年7月28日、第8回富士山世界文化遺産登録推薦両県合同会議が静岡市において行われ、構成資産となる富士五湖や文化財指定に必要となる同意取得等が遅れていること。また、包括的保存管理計画の策定にあたり、広範囲に及ぶ富士山体等の構成資産の保護・保全のために文化財保護法に加え、自然公園法、森林法を適用することとしており、この点について関係省庁との調整について、最終的な合意に至っていないことなどの理由により、本年7月末までに推薦書原案の策定を終えることができなかったため、推薦書原案の提出について、延伸することが決まりました。ご理解をいただきたいと思っております。

次に私どもが関係した主な事業について、申し上げます。

6月28日、飯富病院第2回定例会、7月11日、参議院議員選挙、8月5日・6日、鴨川市長、正副議長が来町し、11月8日・9日の2日にわたり、鴨川市議会議員全員の来町が決定いたしました。

8月19日、町長と語る小中学生の集い、8月20日、姉妹都市の鴨川市サマーフェスタIN天津小湊に参加をさせていただきました。

8月24日から26日、県下町村長先進地視察、熊本県菊池市と鹿児島県南九州市に視察に行っておりましました。

その他、県下町村長会議や各種総会に参加をさせていただいたところがございます。

次に、本定例会に提案いたしました議案は認定1件、報告1件、条例の廃止および一部改正をする条例2件、平成22年度補正予算6件、議決をいただく計画が1件の計11件でございます。

次に提案議案の中から主なものについて、申し上げます。

まず認定第1号 平成21年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

全会計において黒字決算となっておりますので、ご認定をいただきたいと存じます。

次に報告第10号 平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

報告いたします本町の平成21年度決算に基づく比率は健全段階にあります。これに甘んずることなく、なお一層、財政健全化に努めてまいります。

その他につきましては、提出案件の説明の中で申し上げます。

次に公共下水道の各戸への早期接続を、毎議会をお願いしているところであります。その中で8月31日現在、中富町処理区は加入戸数977戸で、接続率は64.2%であり、身延処理区は52戸の接続であります。まだまだ満足できる数値ではございません。早期接続をお願い申し上げたいと存じます。

来る10月23日に、私は就任2年が終了します。この間を振り返って、本当に町民の皆さまのために仕事をしてきたかを職員ともども反省をし、公務員の原点に立ち返って、行革の推進委員の皆さんからも提言をされておりますが、役に立つ職員、コスト意識を持った職員、町の将来を考えながら、自発的に事務改善に取り組めるよう意識改革を続け、一人ひとりが改革実行の担い手として、常に改善に心がけるよう努力をし、全員が仕事のプロを目指して頑張っ
てまいりますので、町民の皆さんや議員各位の格段のご指導をいただけますよう、お願いを申し上げ、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（望月広喜君）

町長の行政報告が終わりました。

日程第5 提出議案の報告、並びに上程を行います。

認定第1号 平成21年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について

報告第10号 平成21年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議案第61号 身延町農村情報連絡施設条例を廃止する条例について

議案第62号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例について

議案第63号 平成22年度身延町一般会計補正予算（第2号）について

議案第64号 平成22年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第65号 平成22年度身延町老人保健特別会計補正予算（第1号）について

議案第66号 平成22年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第67号 平成22年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第68号 平成22年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第69号 身延町過疎地域自立促進計画について

以上、11件を上程いたします。

なお認定第1号、報告第10号、議案第61号から議案第69号までを区切り上程したいと思
いますので、ご協力をお願いいたします。

ここで、渡邊代表監査委員をお招きしてありますので、しばらくお待ち願いたいと思
います。

再開いたします。

日程第6 提出議案の提案理由の説明を求めます。

認定第1号について、町長。

○町長（望月仁司君）

議長より指名をいただきましたので、提出案件の提案理由について、ご説明を申し上げます。

認定第1号 平成21年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度身延町一般会計及び特別会計歳入
歳出決算を別紙、監査委員の意見書を付け、議会の認定に付する。

平成22年9月6日 提出

身延町長 望月仁司

なお、詳細につきましては会計課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご認定
くださいますよう、お願いを申し上げます。

○議長（望月広喜君）

認定第1号について、町長の説明が終わりました。

次に認定第1号について、会計課長の詳細説明を求めます。

会計課長。

○会計課長（赤池義明君）

それでは認定第1号 平成21年度身延町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきまして、概要について説明させていただきます。

説明につきましては、決算書ならびに決算書付属資料により、概要を説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、決算書付属資料1ページをお願い申し上げます。

1ページには、会計別決算総括表が掲げられております。全会計の決算額が示されております。

まず一般会計につきまして、歳入総額109億2,044万3,372円。歳出総額101億4,681万1,400円。差し引き額7億7,363万1,972円。そのうち翌年度へ繰り越すべき財源としまして、6,367万4,865円につきましては、6月の議会に繰越計算書として報告させていただきました、繰越明許に伴う事業に充当いたすべき財源であり、差し引いた残りの実質収支7億995万7,107円を決算としたところでございます。

それでは歳入につきましては、ご説明を申し上げます。

2ページに項目ごとに決算状況が示してありますので、よろしくお願い致します。

歳入の総額につきまして、対前年比3億8,762万4,105円で3.7%の増となっておりますので、ご覧を願いたいと思います。

続きまして、歳入の主なものについて、説明をさせていただきます。

決算書のほうをお願いします。9ページでございます。

町税につきまして、収入総額は15億7,448万5,333円で、歳入総額の14.4%を占めており、対前年比1,180万8,740円の減となっております。収納率は、町税全体で90.1%となっております、対前年比3.5%の伸びとなっております。収入未済額につきましては、1億4,019万7,686円でございます。

なお、町税全体で3,197万4,206円の不納欠損処理をさせていただきました。

次に、12ページをお願いします。

12ページ、10款の地方交付税でございます。49億4,354万8千円の収入でございます。歳入総額の45.3%を占めており、対前年比1億8,255万9千円、3.8%の増となっております。

次に同ページの12款分担金及び負担金でございますが、2億984万7,288円の収入でございます。そのうち主なものでございますが、1目民生費負担金のうち1節児童福祉費負担金、いわゆる保育料でございますが、収入総額1億2,002万7,560円で、収入未済額は927万2,376円でございます。

次に、13ページをお願いいたします。

3目教育費負担金の学校給食費につきましては、全体で収入済額6,412万7,926円、収入未済額209万6,156円となっております。内訳であります、中富分が調定額1,731万9,270円で、同額の収入であります。身延分は収入済額3,327万522円。

そのうち現年度分として、3,257万7,622円。過年度分が69万2,900円となっており、収入未済額は150万7,770円であります。下部分は収入済額1,353万8,134円となっており、収入未済額は58万8,386円であります。

次に、13款使用料及び手数料であります。1億2,338万4,108円の収入ですが、主なものといたしましては、コミュニケーションテレビ使用料、収入済額2,371万8,030円。うち現年度分は2,343万7,710円。過年度分は28万320円で、収入未済額は55万9,560円となっております。

次に15ページをお願いします。

7目1節の住宅使用料であります。収入済額5,214万800円。そのうち現年度分が5,147万8,200円でございます。過年度分につきましては、66万2,600円の収入となっており、収入未済額は729万3,980円となっております。

続きまして、16ページをお願いします。

14款の国庫支出金は12億1,819万5,736円の収入で、1項1目民生費国庫負担金の収入額2億3,136万8,500円のうち、主なものは1節障害者保護費負担金1億5,366万1千円であります。

次ページの2項国庫補助金は9億8,175万1,463円の収入となっておりますが、そのうち主なものとしては、6目の総務費国庫補助金に9億4,395万6,463円の収入で、これは国の臨時的な施策として交付されました定額給付金事業費交付金、地域活性化・生活対策臨時交付金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金が交付されたことによります。

次に19ページをお願いします。

15款県支出金につきましては、4億9,105万207円の収入で、1項1目民生費県負担金が2億363万8,729円で、主なものは障害者福祉サービス費等事業費負担金が7,143万9,882円。国保会計、ならびに後期高齢者医療会計の基盤安定負担金として、8,728万7,216円などがございます。

2項の県補助金でございますが、2億6,445万3,867円で、主なものは1目総務費県補助金として、地籍調査費補助金3,990万7,500円、県民税徴収取扱費交付金3,117万7,860円等を合わせまして、8,230万1,360円。2目の民生費県補助金として、重度心身障害者医療費助成事業費補助金3,993万1千円など、合わせまして7,660万4,721円。4目農林水産業費県補助金として、6,186万245円等でございます。

次に26ページをお願いします。

26ページの18款繰入金、2項基金繰入金につきましては、1億7,034万2,368円で、財政調整基金1億5,370万円が主なものでございます。

続きまして、30ページをお願いします。

30ページの下側の欄のところで、21款町債でございますが、8億6,880万円が収入済額となっております。総額の8.0%を占めてございます。

続きまして、歳出につきましては、主なものを決算付属資料、ならびに決算書でご説明をさせていただきます。

まず、決算付属資料の2ページをお願いします。

歳出合計は101億4,681万1,400円となっており、対前年度比3.6%の増となっています。

次に3ページをお願い申し上げます。

3ページのバス運行対策費関係でございますが、町民の移動手段の確保といたしまして、バスの運行委託および乗り合いタクシー運行事業等に、1億1,208万5千円でございます。また定額給付金事業といたしまして2億5,633万円となっており、給付実績は6,273件でございます。

次に福祉関係でございますが、老人福祉費1億7,980万6千円のうち、老人福祉施設保護措置費1億1,643万円が主なものでございます。

4ページをお願い申し上げます。

4ページの環境衛生費では、快適な生活環境の整備のための合併処理浄化槽設置整備事業補助金として20基分、1,045万6千円を補助しております。

次に労働諸費でございますが、ふるさと雇用再生特別基金事業、ならびに緊急雇用創出事業臨時特例基金事業として、ふるさと定期便事業や本栖湖キャンプ場交流事業、湯之奥金山史跡調査事業等として、1,631万5千円となっております。

5ページにかけまして、農業振興費でございますが、有害鳥獣対策としまして、防除用施設設置事業として、1,144万1千円を補助してございます。

次に6ページをお願いいたします。

6ページの農業土木費でございますが、農地有効利用支援事業といたしまして、農道排水路等、35カ所の整備事業費として5,457万9千円となっております。

次に7ページの林業土木費でございます。

町内各林道の維持および三石山線の開設事業として、合わせて1億1,290万7千円でございます。

同じページの観光費でございますが、サインリニューアル整備事業に1,249万5千円の支出をしてございます。これは観光案内板等の整備でございます。

7ページから8ページにかけまして、土木費関係でございますが、橋梁の長寿命化計画策定のための橋梁点検業務としまして、2,129万4千円。

8ページで、さらに道路橋梁維持および道路新設改良工事など、合わせて3億228万2千円の支出でございますが、これらの財源として、大半が国からの臨時交付金で賄われてございます。

次に同ページの消防費でございます。

消防防災関係でございますが、消防積載車3台および小型動力ポンプ2台を購入し、1,621万1千円。耐震性貯水槽60トン級を3基設置し、2,093万4千円。防災備蓄倉庫を町内に18カ所整備し、5,478万4千円の支出でございます。

続きまして、次のページの教育費でございます。9ページでございます。

子どもたちの安全対策として、町内小中学校ガラス飛散等防災対策事業として、6,460万7千円。学校教育機器、これは地デジ対応というものも含めて、整備事業に2,221万8千円。町民のスポーツ環境の整備のため、下部地区町民運動場駐車場舗装、遅沢スポーツ広場トイレ設置工事ほかの経費といたしまして、3,276万6千円でございます。

以上、一般会計であります。

次に特別会計について、説明をさせていただきます。

まず国保会計でございますが、平成20年度から後期高齢者医療制度が始まり、75歳以上の加入者が新医療制度へ移行したため、世帯数・被保険者数とも減少してきておりますが、内容を見ますと、退職者の年齢の上限が75歳から65歳と下がったため、一般被保険者は増加しておりますが、しかしながら依然として医療費の高騰によりまして、厳しい運営であることは解消できません。

付属資料の1ページ、総括表をお願いします。

歳入総額19億7,797万8,653円、歳出総額19億6,566万3,270円。差し引き額1,231万5,383円で、実質収支も同額でございます。

あちらこちらって申し訳ないんですが、付属資料の37ページ、これは参考にあとでご覧ください。37ページには、国保会計の決算状況をはじめ、運営状況の詳細が示してございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、特別会計決算書の7ページをお願いします。

特別会計決算書の7ページ、まず国保税でございます。3億8,682万2,839円の収入でございます。これは歳入総額の19.6%を占めており、収入未済額は7,487万3,218円であります。

なお、477万8,014円の不納欠損処分をさせていただきました。

歳出につきましては、保険給付費が大部分であり、13億4,759万2,895円の支出で、68.6%を占めてございます。

基金につきましては6,600万円取り崩し、保有高2億791万5,863円となっております。

続きまして、老人保健特別会計でございます。

決算付属資料の総括表1ページをご覧いただきたいと思ひます。

歳入総額968万1,410円、歳出総額270万7,244円、差し引き額697万4,166円で、実質収支についても同額です。

なお、これも参考ですが、付属資料の38ページに決算状況を示してございますので、これをご覧いただきたいと思ひます。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。やはり1ページの総括表でございます。

歳入総額4億3,764万4,896円、歳出総額4億3,749万1,646円、差し引き額15万3,250円で、実質収支も同額でございます。

なお、これも参考でございますが、40ページに決算状況が示してございますので、これをおとでご覧いただきたいと思ひます。

特に歳出の状況につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が4億620万3,135円で92.9%、歳出の大部分を占めてございます。

続きまして、介護保険特別会計です。やはり総括表をお願いします。

歳入総額18億6,259万7,306円、歳出総額18億4,080万1,083円、差し引き額2,179万6,223円で、実質収支についても同額でございます。これにつきましても、39ページに決算状況等の詳細を示してありますので、ご覧いただきたいと思ひます。

決算書の50ページをお願い申し上げます。

決算書の50ページの保険料でございます。保険料につきましては、現年・滞納を合わせま

して2億5,649万2,640円の収入で、総額の13.8%を占め、収入未済額につきましては493万970円で、不納欠損として6万9,630円を処分させていただきました。

次に国庫支出金でございますが、国庫支出金は50ページの下側の欄でございます。4億8,683万3,116円で26.1%。それから51ページでございますが、支払い基金交付金でございます。5億2,492万9,109円で28.2%。県支出金につきましては、2億7,190万6,507円で、14.6%でございます。

次に53ページをお願いします。

53ページの2項の基金繰入金でございますが、給付準備基金および介護従事者処遇改善給付準備基金、合わせまして7,692万1,536円の保有高でございます。基金繰り入れにつきましては、ここで掲げられているとおり、3,376万3,968円を取り崩しさせていただいております。

次に56ページをお願いします。

歳出の主なものにつきましては、施設介護サービス給付費をはじめとする保険給付費が17億4,301万5,223円で、94.7%を占めております。

次に介護サービス事業特別会計でございますが、付属資料の総括表、1ページをお願いしたいと思います。

歳入総額580万2,180円、歳出総額564万8,027円、差し引き額15万4,153円で、実質収支についても同額でございます。

次に簡易水道事業特別会計でございます。やはり同じ総括表の中で、お願いしたいと思います。

歳入総額7億6,438万9,393円、歳出総額7億6,398万1,063円、差し引き額40万8,330円で、実質収支も同額でございます。

申し訳ございませんが、今度は決算書の77ページでございます。

決算書の77ページ、まず一番上のほうの欄でございますが、水道使用料でございます。全体で1億8,224万1,750円の収入で、収納率97.7%でございます。収入未済額につきましては404万9,450円で、不納欠損として18万690円を処分させていただきました。

主な事業につきましては、申し訳ないんですが、決算付属資料のほうをお願いしたいと思います。決算付属資料の12ページをお願いします。

決算付属資料の12ページには、まず身延中央簡易水道関係で2億453万4千円。それから、その次のページの13ページには、下部簡易水道および湯町簡易水道会計で1億1,866万7千円の工事等で、それぞれ事業を実施してまいりました。

続きまして、農業集落排水事業でございますが、歳入歳出とも5,248万8,363円で、これにつきましては、1ページの総括表に掲げられてございます。

次に主な歳出につきましてはでございますが、11ページをお願いします。決算付属資料の11ページでございます。

ここには戸別浄化槽、いわゆる市町村設置型の浄化槽整備事業として27基を建設し、設計業務委託を含め、3,133万3千円の事業費となっております。

続きまして、下水道事業特別会計でございますが、1ページの総括表をお願いします。

歳入総額12億2,813万1,649円、歳出総額12億2,660万8,209円で差

し引き額152万3,440円となり、実質収支も同額となっております。

続きまして、歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。決算書の107ページをお願いします。

平成17年度から着手してまいりました身延処理区につきまして、4年目となりましたが、浄化センターの完成によりまして、処理区域の一部を供用開始することができました。その結果、分担金及び負担金の中の加入負担金として228件、4,405万円。簡易水道特別会計からの受託工事負担金1億1,382万2千円と合わせまして、分担金及び負担金は総額1億6,005万7千円でございます。

それから107ページの下欄のほうで、使用料及び手数料でございますが、使用料の欄でございます。使用料は4つの処理区の現年・過年、合わせまして5,248万1,100円の収入で、収納率は97.6%でございます。収入未済額につきましては、127万5,740円となっております。

次に、めくっていただきまして、109ページをお願いいたします。

建設事業の財源といたしまして、国庫支出金でございます。2億3,609万1,540円。建設事業および維持管理等の財源として、一般会計からの繰入金4億3,098万5,894円。

それから、次のページをお願いしたいと思います。

次のページの下欄でございますが、建設事業の財源といたしまして、町債として3億2,450万円の収納となっております。

主な事業につきまして、付属資料のほうでご説明申し上げます。10ページをお願いします。

10ページでございますが、中富浄化槽センターの処理槽の増設にかかる県代行事業負担金といたしまして、5,613万6千円の支出でございます。それから身延処理区でございますが、設計業務積算および現場技術業務、ならびに工事費等関係経費を合わせまして、4億7,979万2千円の事業を実施してございます。

それから下部処理区につきましては、工事管理業務および工事費等を合わせまして、1億9,099万3千円の事業を実施してございます。

次に青少年自然の里特別会計ですが、やはり1ページの総括表をお願いします。

1ページの総括表の欄でございますが、歳入歳出それぞれ5,733万5,202円となっております。

なお、参考資料といたしまして、決算および利用状況等について、41ページに掲げてございますので、あとでご覧いただきたいと思っております。

次に下部奥の湯温泉事業特別会計でございますが、総括表をお願いいたします。

歳入1,105万4,486円、歳出1,034万1,461円、差し引き額71万3,025円で、実質収支についても同額でございます。

なお、奥の湯温泉事業の基金につきまして、372万1千円取り崩したことによって、現在高は396万3千円の保有高となっております。

次に財産区の特別会計でございますが、各会計、それぞれ決算額のみ報告させていただきますので、1ページの総括表をお願い申し上げます。ちょうど、中ほどぐらいからでございます。

大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計。

歳入36万8,638円。歳出28万1,506円。差し引き額8万7,132円で、実質収支も同額です。

以下、すべての会計につきまして、差し引き額、実質収支とも同額でございますので、実質収支につきましては、省略をさせていただきます。

広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計。

歳入94万3,813円。歳出69万4,420円。差し引き額24万9,393円。

次に、第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計。

歳入20万451円。歳出5万4,187円。差し引き額14万6,264円。

次に、第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計。

歳入23万8,012円。歳出15万387円。差し引き額8万7,625円。

次に、大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計。

歳入51万7,605円。歳出12万8,274円。差し引き額38万9,331円。

次に、仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計。

歳入41万4,735円。歳出21万9,626円。差し引き額19万5,109円。

次に、姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計。

歳入68万694円。歳出44万5,640円。差し引き額23万5,054円。

次に、入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計。

歳入58万1,724円。歳出23万7,293円。差し引き額34万4,431円。

次に、西嶋財産区特別会計。

歳入53万5,500円。歳出16万6,500円。差し引き額36万9千円。

次に、曙財産区特別会計。

歳入18万2,716円。歳出はありません。差し引き額、同額の18万2,716円でございます。

次に、大河内地区財産区特別会計。

歳入25万4,988円。歳出10万1,052円。差し引き額15万3,936円。

次に、下山地区財産区特別会計。

歳入21万6,973円。歳出5万7千円。差し引き額15万9,973円でございます。

次に基金につきまして、説明させていただきます。付属資料の27ページをお願いします。

字が小さくて見づらいと思いますが、ここには21年度中の積立額の総額が6億9,957万6,165円。取り崩し総額2億7,392万8,336円で、差し引き4億2,564万7,829円の増となっております。

21年度末の保有高は、32の基金で45億9,554万8,797円でございます。

なお、土地開発基金では、土地を2万950.04平方メートル保有してございます。

以上でございます。雑駁な説明でございましたが、決算の概要でございます。よろしくご審議をいただきまして、ご認定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（望月広喜君）

次に平成21年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定であります。この決算につきましては、監査委員から意見書が提出されておりますので、渡邊代表監査委員より決算審査報告をお願いいたします。

渡邊代表監査委員さん、登壇を願います。

○代表監査委員（渡邊吉彦君）

改めまして、おはようございます。

私、代表監査委員の渡邊と申します。よろしくお願いをいたします。

それでは認定第1号 平成21年度決算審査の報告をさせていただきます。

ただいま会計管理者から平成21年度決算につきまして、詳細な説明がありました。重複するところがあるかと思えますけども、監査委員の立場で報告をさせていただきます。

ご案内のとおり、この監査は地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、去る7月26日から7月30日までの5日間、穂坂監査委員ともども、町長から提出されました各会計の歳入歳出決算書および付属資料を関係法令に従いまして、作成されているかどうかを詳細に確認すると同時に計数に誤りがないかどうか。また、予算の執行が適正かつ効率的に実行されているか。さらに基金の管理、運用等が適切に実行されているか等に主眼を置き、審査を実施いたしました。その結果が皆さま方のお手元に配布してございます、決算審査意見書に掲載してあります。

意見書は、全15ページからなっておりますので、時間の関係もございまして、主なところを抜粋して報告させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

なお、金額につきましては、単位を万円とさせていただきますので、ご了承をいただきたいと思えます。

それではまず、意見書の7ページをお開きいただきたいと思えます。

(1)の決算の概要であります。平成21年度の一般会計及び特別会計の予算現額は175億2,150万円で、これに対する決算額は歳入総額が173億3,268万円で、収入率は98.9%となっております。

一方、歳出総額は165億1,241万円、執行率は94.2%、歳入歳出差し引き額は8億2,026万円で、一般会計・特別会計のすべての会計において、決算は黒字となっております。それを、まとめたものがその下の表でございます。

次に町債であります。平成21年度末現在、一般会計105億1,239万円、特別会計75億9,818万円、合計で181億1,057万円となっております。昨年度に比べ6億5,454万円の減であります。これは繰上償還などを行い、町債残金の削減に努力をいただいた結果であります。

次に、8ページをお願いいたします。

(2)の収支決算の状況であります。一般会計、特別会計を合わせたの实质収支は7億5,659万円であり、職員一人ひとりの経費節減などの努力の結果ではないかと思われれます。

次に2の一般会計の概要ですが、先ほど決算概要で説明をいたしましたので、説明は省略させていただきます。

次に(2)の歳入の状況であります。

予算額107億9,678万円に対しまして、収入済額109億2,044万円で、予算に対する収入率は101.1%となっております。不納欠損額3,199万円につきましては、時効などの法令に基づき処分したものであります。また収入未済額は1億5,948万円で、この未済額については、税等の公平性の観点と同時に自主財源の確保を図るためにも、徴収などにより一層、積極的に取り組んでいただきたいと思えます。

9ページをお願いいたします。

ここは、先ほど説明しました歳入の決算額をまとめたものでありますので、説明は省略させていただきます。

10ページをお願いいたします。

(3)のア．歳出の予算執行状況であります。

予算額107億9,678万円に対しまして、支出済額が101億4,681万円で、執行率は94%となっております。

下の表は款別にまとめたものでありますので、説明は省略させていただきます。

次にウの補助金であります。そこにお示ししてありますとおり、補助金交付要綱によりまして、交付をお願いしたいと思っております。

次に11ページ、12ページであります。この特別会計は、先ほど会計管理者が説明をいたしましたので、説明は省略させていただきますが、特に恩賜林保護財産区以外の地区財産区につきましては、見直しなどの検討が必要ではないかと思われま。

次に13ページをお願いいたします。

一般会計から特別会計への繰入金であります。この表にお示ししてあるとおり、総額で14億6,676万円となっております。

次に14ページをお願いいたします。

財産に関する調書ですが、これはお手元に配布してあります決算書付属資料の4．財産に関する調書をまとめたものでありますので、説明は省略させていただきます。

次に15ページをお願いいたします。

基金の状況につきましては、関係書類、帳簿等と照合した結果、誤りはないものと認められました。

なお、基金の運用につきましては、厳しい財政状況を考慮する中で、その運用方法について、地方自治法に基づき、安全かつ有利を基本に、より一層、創意工夫を重ねる必要があるかと思われま。

最後になります。審査の意見、指摘事項でありますけれども、恐れ入りますけれども、お戻りをいただきまして、6ページをお願いいたします。

一人ひとりが改革実行の担い手として、「行政改革実行プラン」を策定し、行財政改革を図る中で、さまざまな行政課題へ柔軟に対応できる行政運営などを目指すと同時に、第1次身延町総合計画に沿って、事業の見直し・事業の優先順位等を行い、事業を遂行し、町民の福祉向上等に努力しているところであります。しかし、町民の行政に寄せる期待は大きく、厳しい財政状況の中にもかかわらず、町行政の取り組みなどに対して、あらゆる視点から町民が関心を寄せているところであります。

今回の決算収支状況は、各会計とも実質収支において、すべて黒字決算となっており、各担当の努力が感じ取られたところであります。

歳入面におきましては、地方交付税が45.2%で歳入の大部分を占め、また自主財源であります町税が14.4%となっておりますが、この町税および各種公共料金等に滞納が見受けられます。特に町税は納税の義務、租税法律主義、租税公平主義の観点に立って、滞納は許さないという意識のもとに、職員が総力を挙げて、より一層、積極的に取り組み、自主財源の確保を図る必要があるかと思われま。

一方、町債の発行は、予算を執行した世代がその利益を享受し、次世代が費用を負担するというものであるため、極力、必要最小限に抑える必要があるかと思えます。

歳出面では公債費が17%、補助費等が15.7%、人件費が14.8%など経常的経費が占め、財政の硬直化が懸念されます。

また、新規事業の計画・実施にあたっては、施策の厳選を徹底するとともに、事業の必要性等について十分精査・検証を行い、将来を見通した取り組みが必要かと思われます。

昨年も申しましたが、地方交付税については、現在の算定方式が平成26年度までとなり、平成27年度から平成31年度の5年間の激減緩和期間を経て、平成32年度には合併特例のない一本算定となります。この算定変更による純減額は、8億円程度と見込まれています。

このような状況に対処するためには、交付税の一本算定に向けての安定した財政基盤づくりの確立が必要と考えられます。

終わりになりますが、行財政改革はもちろんのこと、職員一人ひとりが意識および行動改革を図り、事業や補助金等の見直しを行い、長期的な視野に立って、社会・経済情勢に即応した効率的な予算執行を図り、安心・安全なまちづくりに向けて、なお一層の努力を望むものであります。

以上であります。ありがとうございました。

○議長（望月広喜君）

渡邊代表監査委員の報告は終わりました。

渡邊代表監査委員には報告第10号が終了するまで、しばらくの間、自席にてお待ち願いたいと思います。

次に報告第10号について、町長より報告を求めます。

町長。

○町長（望月仁司君）

それでは、報告を申し上げます。

報告第10号 平成21年度決算に基づく身延町健全判断比率及び資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項および同法第22条第1項の規定により、平成21年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率について、別紙のとおり監査委員の審査意見書を付して、報告をいたします。

平成22年9月6日 提出

身延町長 望月仁司

なお、詳細につきましては財政課長より説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（望月広喜君）

町長の報告が終わりました。

次に財政課長より、詳細説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは報告第10号 平成21年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、詳細説明をいたします。

7月30日、金曜日でございますが、渡邊代表監査委員と穂坂監査委員によりまして、財政

健全化法に基づく財政指標等について、審査をしていただきました。

その結果につきましては、2枚目に添付してあります意見書のとおりであります。ここで身延町の健全化判断比率等の状況を説明させていただきます。

この健全化判断比率等につきましては、皆さんご承知のとおり、北海道の夕張市が財政破綻をいたしまして、この際、50年続いた財政再建制度が機能しなかった、そのことを受けまして、平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行されたことに伴い、議会に報告をするものであります。この法律の第3条に、健全化判断比率の公表等に地方公共団体の長は毎年、前年度の決算の提出を受けたあと、速やかに健全化判断比率、ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付して当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、これを公表しなければならないということになっております。

それでは次のページでございますけれども、平成21年度の決算に基づく健全化比率でありますけれども、この比率には、項目にありますとおり、実質赤字比率から将来負担比率までの4項目があります。

まず実質赤字比率でありますけれども、この比率につきましては、普通会計のみの決算、一般会計と、それから自然の里の2つの会計を足した会計でございますけれども、普通会計のみの決算で、赤字であるかどうかを判断する数値でございます。当然、身延町では赤字ではありませんので、数字が入りません。早期健全化の基準につきましては、14.11%であります。

次に連結実質赤字比率であります。この比率につきましては、普通会計と公営企業会計の連結となります。本町では普通会計に簡易水道事業特別会計、それから農業集落排水事業特別会計、下水道事業特別会計、それから下部奥の湯温泉事業特別会計の4特別会計を足したものになります。この比率につきましても赤字ではありませんので、本町としては数字が入りません。早期健全化基準は19.11%であります。

次に実質公債費比率であります。

この比率につきましては普通会計、公営事業会計、さらに一部事務組合、あるいは広域連合等が入った連結になります。本町でいえば、峡南衛生組合や飯富病院、それから広域行政組合等に繰り出した繰出金までカウントし、公債費の比率を示す数値でありまして、16.7%であります。早期健全化比率につきましては、25%であります。

次に将来負担比率でありますけれども、この比率につきましては、実質公債比率よりも、さらに地方公社、それから第三セクター等を含めた連結になります。しかしながら、本町では地方公社や第三セクターはございませんので、実質的には実質公債費比率と同じ範囲で比較する率となります。本町の数字は64.3%でありまして、早期健全化比率は350%となっております。

本町におきましては、いずれの比率も早期健全化比率を下回っており良好であるといえます。

次に下段の平成21年度の決算に基づく身延町資金不足比率の状況でありますけれども、この資金不足比率につきましては、公営企業会計に属する会計の資金が不足しているかどうかを見るものでございます。

身延町簡易水道特別会計、それから農業集落排水事業等特別会計、それから下水道事業特別会計、下部奥の湯温泉事業特別会計の4会計につきましては、資金不足の比率はなく、良好であります。国の示す経営健全化基準といたしましては、20.0%であります。

なお、上記に示してあります健全化判断比率につきましては、この4項目のうち、いずれか

が早期健全化基準以上の場合につきましては、財政健全化計画を議会の議決を経て、速やかに公表するとともに、総務大臣、都道府県知事等に報告をしなければなりません。また、計画の実施状況を議会に報告しなければなりません。法律に基づき、算定された各比率は、早期健全化基準を下回っているわけですが、引き続き財政の健全化に努めてまいりたいと思います。

以上、財政健全化判断比率の詳細説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（望月広喜君）

報告第10号の説明は終わりました。

以上で、報告第10号は終結いたします。

渡邊代表監査委員には大変お忙しい中、ご苦労さまでした。

ここでお引き取りをいただいて、よろしいかと思えます。

本日は大変、ありがとうございました。

ここで、暫時休憩をとりたいと思えます。

再開は10時45分といたします。よろしく願いいたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（望月広喜君）

休憩前に引き続き、再開をいたします。

続きまして、議案第61号から第69号までについて、町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（望月仁司君）

それでは、ご説明を申し上げます。

今回、提出しました議案は条例関係が2件、平成22年度補正予算が6件、それに計画の策定が1件の計9件となっております。

それでは、順を追って申し上げます。

議案第61号 身延町農村情報連絡施設条例を廃止する条例について

身延町農村情報連絡施設条例を廃止する条例の議案を提出いたします。

平成22年9月6日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由

身延町地域情報通信施設条例（平成20年身延町条例第36号）が平成22年10月1日から施行されることに伴い、身延町農村情報連絡施設条例を廃止する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案第62号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例について。

身延町営住宅条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

以下、提出日および町長名は省略をさせていただきます。

提案理由

賃貸契約書に連署を必要とする連帯保証人の条件を、町内に居住する者から県内に居住する者に枠を広げ、町外から直接、入居希望者が連帯保証人を確保しやすいようにするとともに、

連帯保証人を必要としないこととできる特別な事情について、本規定の想定している「被災者等が緊急的に町営住宅等に入居する場合」と明文化するものである。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第63号 平成22年度身延町一般会計補正予算(第2号)、

平成22年度身延町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ2億6,586万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,438万8千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

次に議案第64号 平成22年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、

平成22年度身延町の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,131万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,707万6千円とする。

以下は、省略をさせていただきます。

次に議案第65号 平成22年度身延町老人保健特別会計補正予算(第1号)、

平成22年度身延町の老人保健特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,977万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,477千円とする。

以下は、省略をさせていただきます。

次に議案第66号 平成22年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)、

平成22年度身延町の介護保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,420万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,868万円とする。

以下は、省略をさせていただきます。

次に議案第67号 平成22年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)、

平成22年度身延町の簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,571千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,861万6千円とする。

以下は、省略をさせていただきます。

次に議案第68号 平成22年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)、

平成22年度身延町の下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,594万2千円とする。

以下は、省略をさせていただきます。

次に議案第69号 身延町過疎地域自立促進計画(平成22年4月から平成28年3月まで)について。

身延町過疎地域自立促進計画(平成22年4月から平成28年3月まで)について、次のとおり議案を提出する。

提案理由

身延町過疎地域自立促進計画(平成17年4月から平成22年3月まで)の終了に伴い、新たに身延町過疎地域自立促進計画(平成22年4月から平成28年3月まで)を定める必要があります。

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第6条第1項には、計画を定めるにあたり、議会の議決を経ることと規定されている。

これが、この議案を提出する理由でございます。

以上、9件について提案理由を申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご議決くださいますよう、お願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長(望月広喜君)

町長の説明が終わりました。

次に、担当課長の詳細説明を求めます。

まず議案第61号について、下部支所長。

○下部支所長(渡辺明彦君)

それでは、上程いたしました議案第61号 身延町農村情報連絡施設条例を廃止する条例について、ご説明いたします。

旧下部町の区域を対象に、テレビジョン報道等のサービスを行っている下部コミュニケーションテレビ、略称SCTは、すでにご存じのとおり、指定管理者である株式会社ネットワーク下部により、平成20年12月16日から順次施設整備が行われ、この平成22年10月1日から新たな業務運営および施設管理開始の運びとなりました。

ところで、町は平成20年12月定例会において、当該事業の実効性を担保するため、題名を含め、実質的に全部改正とし、また施行期日を平成22年10月1日とする身延町地域情報通信施設条例を上程し、議会の議決をいただきました。

今回はこの条例の施行を目前に控え、現行の身延町農村情報連絡施設条例を廃止したい。これが詳細説明です。

以上、よろしくご審議の上、議決をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長(望月広喜君)

次に議案第62号について、建設課長。

○建設課長(藤田政士君)

それでは議案第62号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

先ほど、町長の提案理由にもございましたとおりでございます。

まず、11条1項1号の「町内」を「県内」に改める。これは町外から町内に直接入居したという場合に、連帯保証人の確保が容易にできるようにということを配慮したためです。

それから同条の3項を次のように改めるということで、被災者等、特別な事情があると認められる者に対して、第1項第1号の賃貸借の契約書に連帯保証人の連署を必要としないことができるということで、今までは特別な事情ということで、なんら明文化されておりましたので、今後は事務をやりやすくするために、また皆さんが同じように事務ができるということを考えて、被災者等ということを明文化したものでございます。

この条例は、改正後は平成22年4月1日から適用させていただきたいということでございます。

よろしくご審議の上、お願いをいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

次に議案第63号について、財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは議案第63号 平成22年度身延町一般会計補正予算（第2号）につきまして、詳細説明をさせていただきます。

それでは、まず最初に5ページをお開きください。第2表 地方債補正でございます。これにつきましては、次の3つの起債につきまして、限度額を変更するものでございます。

まず1点目といたしまして、合併特例事業債、限度額を1億3,200万円から1億910万円ということで、2,290万円の減額でございます。この内容につきましては、身延小学校の大規模改造事業につきまして、安心・安全な学校づくり交付金という、国の交付金をいただけることになりました。したがって、そのいただいた分の起債を減らすということで、3,010万円の減でございます。もう一つは、中山間地域総合整備事業負担金ということで、これは県営事業負担金でございますけれども、720万円ばかり増えました。それらを差し引きして、2,290万円の減額ということになります。

続きまして一般公共事業債でございますが、930万円を390万円増額いたし、1,320万円といたします。これにつきましては、中山間総合農地防災事業430万円増額ということでございます。それから、ため池事業が西嶋でございますけれども、40万円、県のほうで減額されました。したがって、それらを差し引きしまして、390万円の増額になっております。

それから臨時財政対策債の7億円でございますけれども、これにつきましては5,970万円の減額、6億4,030万円でございます。これにつきましては、地方交付税が確定をいたしましたことによる減額でございます。これにつきましては、のちほど歳入のほうでもご説明をいたしますが、減った分は現金でいただける、交付税のほうに増額補正をしておりますので、ご理解を願いたいと思っております。

それでは、8ページをご覧くださいと思います。

歳入でございます。10款1項1目地方交付税でございますが、先ほど臨時財政対策債が減った分のところでございますけれども、それとまったく同じ額を地方交付税のほうで増額補正をしております。5,970万円でございます。起債でお借りするのを現金でいただけるという部

分でございますので、本町としては、これはありがたいことでございます。

次に14款2項5目の教育費国庫補助金でございます。これにつきましては、安心・安全な学校づくり交付金ということで、身延小学校の大規模改造事業につきまして、交付金をいただけることになりました。この交付金につきましては、平成22年度国の経済危機対応地域活性化予備費1兆円を使って、そのうちの818億円余りを使用し、公立の小中学校の耐震や、それから老朽化対策を進めるよう、鳩山内閣のときに決定をしたものでございます。

次に15款2項2目民生費県補助金でございますけども、ここには介護基盤緊急整備臨時特例基金事業費補助金として2,625万円と、介護施設開設準備経費等助成特別対策事業費補助金1,080万円。これは合計3,705万円をいただけることになりました。これにつきましては、社会福祉法人 身延山福祉会が飯富に建設をします認知症のグループホームに、町として補助金で交付することになっております。

次に3目の衛生費県補助金でございますけども、妊婦健康診査支援基金事業補助金ということで、妊婦健診に当初見込んでおりませんでした補助金がつくことになりました。175万5千円でございます。これにつきましては、14回の妊婦健診のうち9回について、補助対象とするということでございます。県は2分の1の補助でございます。

それから地域自殺対策強化事業補助金ということで、これは新しい事業でございますけども、県費が10分の10の事業でございます。50万円いただけます。

それから新たな新型インフルエンザワクチン接種事業補助金ということで、371万9千円。これにつきましては補助率4分の3でございますけども、新型インフルエンザと従来のインフルエンザワクチン、2種類を足しました三価のワクチン接種を10月1日より、するための補助金でございます。

それから5目の商工費県補助金でございますが、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金ということで、本町では150万円いただけるということで、労働費に計上いたしまして、ウォーキングマップの作成に使うというものでございます。

それから、17款の1目2項の指定寄附金でございます。これにつきましては、30万円いただきました。教育施設整備基金に積み立てをいたします。これについては歳出のほうで、のちほど細かくご説明をいたします。

それから、18款の1項1目老人保健特別会計繰入金でございます。641万円4千円でございますけども、老人保健特別会計も今年度で最後でございます。町が国庫補助金や県費等を立て替えた部分を、ここで特別会計から返していただくものでございます。

それから19款の1項1目繰越金につきましては、1億9,131万4千円ということでございます。繰越金が決定をいたしました。今回の、補正の一般財源に充当をするものでございます。

それでは、以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、10ページの歳出でございます。

2款1項2目を見ていただきたいと思いますけども、文書広報費でございます。19節に補助金ということで、常葉東組常会、それから梅平2区の有線放送、両方とも有線放送施設の補助金でございますけども、3万8千円と5万円を補助いたします。これはかかった総額の2分の1を補助するものでございます。

それから3目の財産管理費でございます。13節の委託料574万円でございますけども、

町道竹ノ島2号線、それから町道田原宮木線、この2路線につきまして、未登記であったわけですが、地権者からの要望があったために、今回、町の登記にするための調査業務委託でございます。

それから2項2目賦課徴収費でございますが、13節委託料に220万5千円ということで、地方税の電子申告支援システムおよび国税の連携システムの構築ということで、費用を計上させていただきました。

14節の10万8千円につきましては、これらの国税の連携基本サービスの利用料、1月から3月分の利用料を計上させていただきました。

次の11ページでございますけれども、8項1目下部支所費に13節委託料、それから工事請負費は2,571万8千円でございますけれども、開発センターの機器類の移設工事の工事費を予算計上いたしました。開発センターの取り壊しに関係いたしまして、防災無線やネットワーク機器等を移設、あるいは撤去する部分の予算計上でございます。委託料につきましては、この2,500万円の設計管理業務の予算計上でございます。

次に3款1目3項の高齢者福祉費でございます。この19節の中に補助金として、先ほど歳入のほうで説明いたしましたが、3,705万円、県からいただいて、身延山福祉会のほうに町で補助をするということで、3,705万円が含まれております。

それから28節繰出金につきましては779万4千円ということで、介護保険特別会計への繰出金でございます。

次に5目の障害福祉費の284万円につきましては、これは平成21年度に補助金を国からいただきました。実績報告に伴いまして、22年度に多くいただき過ぎた部分を国へお返しするものでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

4款1項2目の予防費でございます。13節と19節に新たな新型インフルエンザワクチンの接種に対する経費を予算計上させていただきました。委託料につきましては、病院に委託するもの。それから19節につきましては、償還払いということで立て替えて、本人に補助をするという形のものでございますけれども、いずれも新型インフルエンザのワクチンの接種でございます。これにつきましては、国は生活保護世帯と住民税非課税世帯ということになっておりますけれども、本町では義務教育修了前までの子どもさん、それから妊婦さん等も含めて、接種をできるようにしてございます。

それから11節、12節の需用費、役務費につきましては、これに関係いたします事務費でございますので、よろしくをお願いいたします。

それから4目の老人保健費でございます。8節から11節、この2つにつきましては、先ほど歳入のほうで説明をいたしましたが、地域自殺対策緊急強化事業ということで、50万円をいただきました。この8節と11節、両方を足して50万円になりますけれども、それらの自殺対策の支出予算をここに計上させて、事業を実施するということになります。

それから23節の償還金利子及び割引料につきましては、女性特有のガン検診推進事業でございますけれども、この事業が過年度還付金ということで、21年度にいただき過ぎた部分を国へお返しするということの費用でございますが、98万2千円でございます。

それでは、次のページをお願いします。

13ページでございますが、5款1項1目労働諸費に150万円、緊急雇用創出事業、ウォー

キングマップの作成業務ということで、予算を計上させていただきました。身延町内にある8カ所のJRの駅を起点としてウォーキングコースを設定し、イラストマップ等を作成するという事業でございます。当然、緊急雇用でございますので、人件費が90万円、それからマップ事業等が60万円というような内訳になっております。

それから6款1項1目でございますけれども、農業委員会費、182万5千円の委託料でございます。これは農家台帳の作成ということで、実は農家台帳の作成は、6月にも補正をいたしました。そのときには中富地区のみでございましたが、今回、県のほうから身延地区、下部地区も補助を出しますということで、182万5千円。これで全地区の農家台帳を整備することができることになりました。

それから4目の農業土木費でございます。工事請負費に1,750万円。6カ所の工事箇所、これは地区の区長さんからの要望等を取り入れて、6カ所を整備するというので、農道の舗装、水路の改修工事等々を予算計上いたしました。

13節300万円、委託料につきましては、これにかかります測量業務の委託でございます。

それから19節負担金補助及び交付金につきましては、883万3千円でございますけれども、県営中山間総合整備事業の負担金、北部地区の増額分でございます。

それから一番下になりますが2項、次の14ページに入ってまいりますけれども、14ページの一番上のほうに林業土木費の工事請負費、15節1,900万円。これも区長さん要望と、林道の流路工、あるいは山腹工等、9カ所を予算計上させていただきました。

なお、その上にあります委託料100万円でございますけれども、それにつきましては、これらの測量設計業務委託の部分でございます。

14ページの中ほどになりますけれども、7款2項1目観光費でございます。15節の工事請負費180万6千円でございますけれども、これにつきましては仲町町営駐車場、それから三門公衆トイレ、この2つを下水道と接続する工事費でございます。身延処理区、下部処理区、それぞれ供用開始に伴う予算措置でございます。

それから、8款2項1目道路橋梁維持費でございます。15節工事請負費に1,850万円、予算計上をさせていただきました。これにつきましては、区長さん要望等を考慮いたしまして、それぞれ道路の維持工事を予算計上しております。9カ所でございます。

13節委託料280万円につきましては、これらにかかる測量設計業務、委託料でございます。

2目の道路新設改良費につきましても、工事請負費に900万円。これは4カ所でございますけれども、それぞれ防護柵の設置工事、4カ所でございます。

それから17節の公有財産購入費152万8千円につきましては、町道大島樋之上線で中部横断道に関連をいたしまして、国交省が非永久橋を永久橋に架け替えてくれるということで、一部、用地を取得することとなりました。その費用でございます。

なお、22節の273万3千円につきましては、町道古関丸畑線で電柱1本、それから町道宮根線で2本の電柱の移転に対する補償料の予算計上であります。

それから5項1目177万2千円の住宅管理費でございますけれども、委託料でございます、町営住宅の特殊建物定期調査の委託料、5カ所でございます。八日市場、榎田、それから西嶋第2、それから柿島、相又と5カ所の団地、法改正により今年から延べ床面積500平方メートル以上、それから3階建て以上の住宅については、定期検査をしなければならないことにな

りましたので、その予算計上でございます。

6項1目下水道総務費につきましては、減額142万2千円でございますけども、下水道事業特別会計の繰出金の減額でございます。

9款2項1目水防費でございます。修繕費でございますけども、62万1千円、需用費に計上させていただきました。これについては、小原島の水防倉庫の屋根、入り口の修繕の費用でございます。

それから3項の1目防災費240万円の計上でございますけども、これにつきましては、住宅用の火災警報器の設置補助金ということで、75歳以上の高齢者を含む世帯のうち世帯全員が住民税非課税の世帯で、1台2,500円、2台5千円までを対象として、補助をするものでございまして、それに対する予算計上でございます。

次の16ページへまいります。

10款1項1目教育委員会費でございます。19節の135万3千円。ことばの教室、施設の整備費補助金ということで、児童センターを建設する。また、その児童センターの中に入るということで、それらの事業に対しまして、本町で135万3千円の負担をいたします。

次に4項2目公民館費でございます。ページの一番下でございますけども、15節工事請負費に5,760万6千円。開発センターの解体撤去工事を予算計上いたしました。これに関します委託料を13節288万円、設計管理業務ということで、予算計上をしております。

なお、次のページになりますけども、19節の負担金補助及び交付金につきましては、集落公民館の補助金でございまして、手打沢、それから門野、日向南沢区、角打区の公民館、屋根、それから外壁塗装、それからそういったものの補助金を3分の1、各集落館へ補助するもので、予算計上をさせていただきました。

それから5項3目リバーサイドパーク運営費、ちょうど真ん中あたりでございますけども、工事請負費1,194万2千円。リバーサイドパークの足湯施設の建設ということで、予算計上をさせていただきました。

それから一番下の最後になりますけども、13款1項17目教育施設整備基金費でございますけども、歳入のところでも30万円寄附金があるということで、ご説明いたしました。それと、また同じく寄附金ですが、20万円。これは前年度にいただいた寄附金でございまして、今年の3月29日に寄附金をいただきました。したがって、予算計上をすることができずに、繰越金として繰り越して、ここへ20万円予算計上し、合計50万円を基金に積み立てるということでございます。30万円につきましては、梅平の依田光弥さまからいただきました。それから20万円につきましては上平聖道さま、下山の方ですけども、いただきました。両方とも寄附金でございますけども、予算上、前年度の分でありますので、繰越金に入れさせていただきます、予算計上をさせていただきました。

以上、簡単に詳細説明をさせていただきました。大変、ありがとうございました。

○議長（望月広喜君）

次に議案第64号、議案第65号について、町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

それでは議案第64号 平成22年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、税の本算定に伴う補正および国庫交付金等の決定による補正と

なっており、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,131万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,707万6千円とするものであります。

6ページをお開きください。

1款国民健康保険税については、冒頭、説明させていただきましたが、国民健康保険税の調定による補正となっており、総額で858万2千円を増額するものです。

次に4款国庫支出金及び7款県支出金については、国保連合会よりの平成22年度国保高額医療費共同事業にかかる拠出金金額の決定に伴う減額であり、各款とも716万8千円の減額補正となっております。

次に8款1目高額医療共同事業交付金につきましては、先ほど4款、7款で説明させていただきましたが、町の拠出分で1,433万4千円を減額補正するものです。

次に2目保険財政共同安定化事業交付金についても、国保連合会よりの数値決定により2,616万9千円を減額するものです。

7ページをご覧ください。

11款繰入金、1目、補正額は400万円となっており、基金を取り崩した中において、退職被保険者、高額療養費に充当するものです。

12款繰越金については、補正額は1,094万4千円で、平成21年度療養給付費交付金の繰越金となっております。

次に歳出を説明させていただきます。8ページをお開きください。

1款1項1目19節負担金補助及び交付金につきましては、平成23年4月よりレセプトが電子化となるため、端末の機器設置負担金として、30万円を計上するものです。

2款1項1目および2目については、一般および退職被保険者の療養給付費で、保険税の調定による増額補正となっており、1目一般被保険者療養給付費に558万9千円を増額し、退職被保険者療養給付費が25万2千円の減額となり、総額53万3,700円を増額補正するものです。

次に2款2項2目19節負担金補助及び交付金については、自己負担限度額を超えたときに、その超えた医療費を支払うものですが、今回8月中旬において、予算執行率が99%以上となっており、9月以降の予算執行に支障を来すため、400万円を増額補正するものです。

3款および6款については、保険税の調定による増額補正となっております。

9ページをご覧ください。

7款共同事業拠出金の減額については、歳入においても説明をさせていただきましたが、国保連合会よりの数値決定によるものとなっており、総額で4,050万3千円を減額するものです。

10款諸支出金については、平成21年度療養給付費等国庫負担金の額の確定により、1,094万4千円を返還するものとなっております。

次に議案第65号 平成22年度身延町老人保健特別会計補正予算(第1号)について、説明させていただきます。

今回の補正につきましては、平成21年度会計において、国庫支出金の医療費負担金が繰り越され、また平成21年度老人保健交付金に還付が生じたことによる補正となっております。

6ページをお願いいたします。歳入について、説明させていただきます。

歳入ですが、5款1項1目1節繰越金については、平成21年度老人医療費給付金の繰越金

となっております、697万4千円を補正とするものです。

次に7ページをご覧ください。歳出を説明させていただきます。

3款諸支出金、1項1目23節償還金利子及び割引料については、平成21年度老人保健交付金の数字確定に伴う返還金56万円で、これについては支払い基金への返還金となっております。

2項繰出金については、一般会計への繰出金で641万4千円となっております。

以上で、2特別会計に伴う詳細説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（望月広喜君）

次に議案第66号について、福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

それでは議案第66号 平成22年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましての詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。最初に、歳入の説明を行います。

4款1項1目介護給付費負担金、1節756万9千円。介護給付費現年度分は、7ページの歳出で、2款保険給付費の1項5目の施設介護サービス給付費、補正額4,895万円のルールで定められました負担割合であります15%、734万2千円と2項5目の介護予防福祉用具の購入費、補正額32万9千円の負担割合20%、6万6千円。同じく6目の介護予防住宅改修費、補正額80万6千円の負担割合20%、16万1千円の合計で756万9千円でございます。2節、過年度分の225万1千円、介護給付費負担金過年度分、これにつきましては、実績報告に伴います平成21年度の精算分でございます。

次に4款2項1目の調整交付金、1節の450万8千円につきましては調整交付金、現年度分は同じく2款の保険給付費補正額をそれぞれ負担割合であります、9%の合計でございます。

次に5款1項1目介護給付費交付金、1節1,502万5千円。介護給付費の交付金の現年度分は、同じく2款保険給付費、補正額の負担割合でございます。それぞれ30%の合計でございます。2節の過年度分292万5千円につきましては、平成21年度分の精算分でございます。

次に6款1項1目介護給付費の負担金、1節870万7千円につきましては、介護給付費負担金現年度分でございます。これにつきましても、2款保険給付費の補正額であります4,894万5千円に対しまして、負担割合であります17.5%。それから32万9千円に対しまして、12.5%。それから80万6千円に対しまして、12.5%の合計額870万7千円でございます。2節の過年度分150万9千円につきましては、平成21年度の精算分でございます。

次に8款1項1目介護給付費繰入金、1節の626万円につきましては、介護給付費繰入金、現年度分は同じく2款保険給付費の補正額にそれぞれ負担割合であります、12.5%を掛けた合計額626万円でございます。

3目その他一般会計繰入金、2節153万4千円、事務費繰入金は歳出の1款総務費、1目一般管理費に充当するものでございます。

次に、歳出に移ります。7ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費、8節の報償費60万円でございますけれども、これにつきましては、委託費の調査にかかる日常生活圏域ニーズ調査の調査員の報酬でございます。調査は一般高

齢者1件1千円で、300人分で30万円を予定しております。この一般高齢者につきましては、民生児童員さんに調査をお願いする予定であります。

それから介護認定者1件1,500円、これは調査用例が多いためですけれども、1件1,500円で200人分で、これにつきましては、ケアマネージャーさんをお願いする予定であります、合計で60万円を計上させていただきました。

12節の役務費3万4千円につきましては、郵送代でございます。

それから13節委託料90万円ですけれども、日常生活圏域ニーズ調査の委託料ということでございまして、この調査は平成12年4月に介護保険制度がスタートし、3カ年を1期とする介護保険事業計画、高齢者福祉計画を策定し、これまでに平成21年度から平成23年度を計画期間とする第4期までの計画を策定してきました。

今回、平成24年度を初年度とし、平成26年度を目標年度とする第5期の介護保険事業計画、高齢者福祉計画を策定するにあたり、高齢者がどのような支援を必要としているのか、どのような生活をしているのか、地域の高齢者等の課題を鮮明にして、高齢者の意見を取り入れるために、一般高齢者および介護認定者に対する調査を行わせていただくものでございます。

調査方法につきましては、訪問による聞き取り調査をする予定でございます。

次に2款1項5目の施設介護サービス給付費の19節4,894万5千円ですけれども、これにつきましては、老人福祉施設等の入所者にかかる負担金でございます。

それから2款2項5目の介護予防福祉用具の購入費、19節32万9千円。その他負担金でございますけれども、ポータブルトイレ、それからシャワーチェア等の入浴補助用具の購入費に対する負担金でございます。

それから6目の介護予防住宅改修費、19節負担金の80万6千円。その他負担金につきましては、住宅改修に伴います手すり等の取り付け、また段差の解消等のバリアフリー化等に伴うものの負担金でございます。

それから7款1項1目の第1号被保険者還付金、23節の18万1千円、還付金につきましては、被保険者分の還付金でございます。

それから3目の国庫支出金等償還金、23節の241万円につきましては、過年度還付金ということで、実績報告に伴います平成21年度地域支援事業交付金の国・県等の返還金でございます。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（望月広喜君）

次に議案第67号について、水道課長。

○水道課長（千頭和勝彦君）

それでは議案第67号 平成22年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算について、詳細説明をさせていただきます。

それでは、歳入から説明させていただきます。6ページをお開きください。

1款1項1目簡易水道水道使用料、1節現年度であります。145万1千円の計上でございます。これにつきましては、平成22年度4月分から水道使用料の料金改定を行いまして、4月から6月まで実績を当初見込みと比較すると、おおむね月12万円の増額が見込まれるため、このたびの増額補正でございます。

次に、歳出を説明いたします。7ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目 1 1 節の需用費のうち、燃料費については公用車 4 台分の燃料費でございますが、今年度から 4 台のうち 1 台が軽油使用車からガソリン使用車に変わったことと、緊急の現場対応が増えたため、4 月から 6 月までの実績をふまえて、3 4 万円の増額計上でございます。印刷製本費については、検針票ロール紙および納付書送付用窓開き封筒の印刷代不足分として 1 4 万円の計上です。

2 3 節の償還金利息及び割引料については、過年度還付金であります。平成 2 1 年度分水道使用料の誤納金に対する償還金として、1 万 1 千円の計上です。

2 7 節の公課費については、平成 2 1 年度課税期間にかかる消費税および地方消費税であります。確定申告を行いますと、9 6 万円の納税額が発生する予定ですので、このための計上でございます。

以上、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（望月広喜君）

次に議案第 6 8 号について、環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

それでは議案第 6 8 号 平成 2 2 年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、詳細説明をさせていただきます。

6 ページをお開きください。

歳入であります。4 款 1 項一般会計繰入金につきましては、繰越金の増額補正に伴うもので、合わせて 1 4 2 万 2 千円を減額するものであります。

5 款 1 項 1 目の繰越金につきましては、前年度繰越金 1 5 2 万 2 千円の増額補正であります。続いて、7 ページをご覧ください。

歳出ですが、1 款 2 項 3 目下部下水道事業建設費の 1 5 節工事請負費 1 5 1 万 3 千円の減額と 1 9 節負担金補助及び交付金 1 5 1 万 3 千円の増額につきましては、県道湯之奥、上の平線の舗装本復旧工事を県にお願いしているわけですが、県が工事発注に伴って実施設計したところ、工事負担金に不足が生じたため、今回、1 5 節の工事請負費と 1 9 節の負担金との間で事業費調整をするものであります。

4 項の公債費につきましては、繰越金の増額に伴う一般会計繰入金との財源組み替えであります。

以上で、議案第 6 8 号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（望月広喜君）

次に議案第 6 9 号について、政策室長。

○政策室長（丸山優君）

それでは議案第 6 9 号 身延町過疎地域自立促進計画について、詳細説明をいたします。

経過として、過疎地域自立促進特別措置法が平成 2 2 年 3 月 3 1 日に失効したことに伴い、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が施行され、過疎法の執行期限が 6 年間延長されたことから、平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までの 6 年間の市町村計画を策定することになりました。

主な変更点ですが、過疎地域自立促進のための特別措置の拡充が挙げられます。過疎対策事業債の対象となる施設、いわゆるハード事業に認定子ども園、図書館、自然エネルギーを利用するための施設が追加され、小中学校の校舎等についても統合要件が撤廃されました。また、

地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持および活性化、その他、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業など、特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業で、市町村計画に定めるものの実施に要する経費、いわゆるソフト事業について、人口、面積、財政状況、その他の条件を考慮して定める額の範囲内で、過疎対策事業債の対象とすることが追加されました。

さて、本町では過疎計画の策定にあたり、過疎法の執行期限が6年間延長されたことを受け、基本的に前計画に加筆、修正、削除等の方法で策定すること。また身延町総合計画等、関係諸計画との整合を図ること。さらには、今後6年間の過疎対策の施策などを検討する中で、次の事項に取り組んでいくことにしました。個性的で魅力的な地域社会の形成、活力ある地域社会の形成、生きがいに満ちた先進的な高齢者社会の形成などです。

それでは、具体的に計画書を見ながら説明いたします。まず、1ページをご覧ください。

1ページからの基本的な事項、町の概要、続いて4ページをお開きいただきたいと思います。5行目から2番として、人口および産業の推移と動向。次に7ページをお開きいただきたいと思います。7ページ、一番上、3の行財政の状況、これらの項目ではそれぞれ最新の数値等に修正いたしました。

次に、10ページをお開きいただきたいと思います。

この10ページ以降につきましては、時間の関係がありますので、今後、町が新たに取り組む施策の主なものについて、説明いたします。

まず10ページの4番、地域の自立促進の基本方針の項目から、12ページをお開きいただきたいと思います。

12ページ、5行目以降に二地域居住などの生活スタイルや定住を希望する都市住民へ空き家、農地、求人情報等の情報提供をすること。また、中段以降にグリーンツーリズム等と連携した複合的農業や第1次、第2次産業と観光等との有機的結合による第6次産業化やコミュニティビジネスなど起業の促進を図る、このことなどを掲載いたしました。

次に、14ページをお開きいただきたいと思います。

中段に計画期間として、平成22年4月1日から平成28年3月31日までとしました。

14ページ、中段から産業振興の項目から、続きまして18ページのほうにとんでいただきたいと思います。申し訳ありません。中段に本町が保有する豊かな地域資源を活用した起業・創業や新産業の創出等への支援体制の整備を図ること。また20ページをお開きいただきたいと思います。20ページ中段から3、交通通信体系の整備、情報化および地域間交流の促進について、この項目について右側の21ページ、上から6行目以降に現在、建設の進む中部横断自動車道をより有効に活用するため、2カ所の地域活性化インターの建設促進のため、関係機関に強く働きかけることなどを掲載いたしました。

また、ちょっととんでしまいましたが、27ページをお開きいただきたいと思います。

27ページの表の中段から特別措置法の拡充により、過疎債の対象となった住民の日常的な移動のための交通手段として、町営バスおよび乗り合いタクシー関連の事業を掲載いたしました。

またとびますが、33ページをお開きいただきたいと思います。

33ページの中段からの医療の確保の項目では、下段に定住促進の観点からの小児科医、産婦人科医の人材確保を目指すこと。34ページをご覧ください。34ページの

上段から教育の振興の項目では、中段以降に学校の校舎等の大規模改修や統合によるスクールバスの購入、関連施設の整備等を掲載しました。

最終、41ページをご覧いただきたいと思います。

最終の41ページには過疎地域自立促進特別事業分、いわゆるソフト事業を表にまとめました。これらの事業に過疎債を充てることが可能になりましたが、この場合、特に慎重に、また十分、検討した上で、過疎債の充当等を行ってまいりたいと思います。

最後に過疎計画は性格上、各課とも計画の策定にあたっては、できるだけ多くの事業を拾い込み、掲載しています。そのため、財政状況等を考えた場合、すべての事業の執行は不可能となりますことをご承知ください。

また、事業の執行にあたっては、地域の要望や政策等を十分検討し、優先順位などを考慮しながら、毎年予算として提出いたします。そこで、個々の事業の内容および事業費等については、その際、ご審議いただけますようお願い申し上げます。

以上で議案第69号 身延町過疎地域自立促進計画について、詳細説明を終わります。ありがとうございました。

○議長（望月広喜君）

これで、提出議案の説明は終了いたしました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、これをもちまして、本日は散会といたします。

○議会事務局長（遠藤守君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後12時05分

平成 2 2 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 7 日

平成22年第3回身延町議会定例会（2日目）

平成22年9月7日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 提出議案に対する質疑
- 日程第2 提出議案に対する討論
- 日程第3 提出議案に対する採決
- 日程第4 提出議案の委員会付託

2. 出席議員は次のとおりである。（15名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 野 島 俊 博 | 2番 | 望 月 明 |
| 3番 | 河 井 淳 | 4番 | 望 月 秀 哉 |
| 5番 | 芦 澤 健 拓 | 6番 | 松 浦 隆 |
| 7番 | 望 月 寛 | 8番 | 深 沢 脩 二 |
| 9番 | 日 向 英 明 | 10番 | 草 間 天 |
| 11番 | 福 与 三 郎 | 12番 | 川 口 福 三 |
| 14番 | 穂 坂 英 勝 | 15番 | 伊 藤 文 雄 |
| 16番 | 望 月 広 喜 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。

- 13番 渡 辺 文 子

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	広島法明
会計課	長	赤池義明	財政課長	笠井一雄
政策室	長	丸山優	町民課長	秋山和子
税務課	長	依田二郎	身延支所長	望月和永
下部支所	長	渡辺明彦	教育委員長	山田省吾
教育	長	佐野雅仁	学校教育課長	近藤正国
生涯学習課	長	佐野正美	福祉保健課長	赤坂次男
子育て支援課	長	稲葉義仁	建設課長	藤田政士
産業課	長	串松文雄	土地対策課長	滝戸文昭
観光課	長	熊谷文彦	環境下水道課長	樋川信
水道課	長	千頭和勝彦		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 遠藤 守
録音係 依田光太

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（遠藤守君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（望月広喜君）

おはようございます。

本日は、大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

欠席の連絡をいたします。

渡辺文子議員が、病気のために欠席届が提出されております。

本日は、議事日程第2号により執り行います。

日程第1 提出議案に対する質疑を行います。

本会議は認定第1号中、財産区特別会計歳入歳出決算、議案第61号 身延町農村情報連絡施設条例を廃止する条例、議案第62号 身延町町営住宅条例の一部を改正する条例、議案第69号 身延町過疎地域自立促進計画の4件を除きましては、委員会付託を予定しておりますので、付託予定の議案の質疑につきましては、総括的・大綱的な質疑に留め、詳細な質疑につきましては、各常任委員会で行っていただくよう、ご協力をお願い申し上げます。

なお、議案の表題は議案番号のみに省略させていただきます。

認定第1号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

福与君。

○11番議員（福与三郎君）

認定第1号について、お伺いをいたします。

地方税収入の50%を占める固定資産税についてでございますけども、2点お伺いをいたしたいと思います。

不納欠損でございますけども、本年度2,740万円、昨年度は5,750万円でした。非常に大きな額が不納欠損になっているわけでございますけども、この理由として、企業の倒産とか、あるいは時効等々、僕にも知らないところがあるんですけども、この不納欠損に至るまでのプロセスを1点、お伺いいたしたいと存じます。

もう1点は、収入未済額についてでございますけども、本年度7,927万円。そして前年度が9,638万円と非常に大きな額でございますけども、大体、おおむね予算の10%を超える未済額が毎年、これは発生しているんですね。いろいろな要因があろうかと思っておりますけども、これについて対策といってもなかなか難しいと思っておりますけども、どのような考えを持っているのか。この2点について、お伺いをいたします。

○議長（望月広喜君）

税務課長。

○税務課長（依田二郎君）

不納欠損のプロセスですが、一応、不納欠損をする場合は、5年経って、5年間、何もできなかった場合に時効というのがあります。それから即落、会社が潰れたなんていう場合は、一応、課税しませんが、そのまま不納欠損になります。主なものは、その2つです。

それから固定の滞納の関係ですが、7,927万4千円で、この中は、今言った個人というより会社の関係、特にショッピングセンターコマの関係、毎年課税はしますが、会社は存在しないので、不納欠損になります。即落、先ほど言いましたような関係で1,100万円、時効で300万円、現年の即落によって不納欠損の件で1,300万円。68件あります。

そのうち、法人の関係が16件あります。今言ったような形で、会社がなくなっているということで、即落ということになっております。

収入未済額には、今言いました即落の部分も入っていますので、その部分も入って、結局、その金額になっていますので、不納欠損の影響が出てくるのは次の年になりますので、そういうことで金額が大きくなっています。

○議長（望月広喜君）

他に質疑はございますか。

（なし）

他に質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第61号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

草間君。

○10番議員（草間天君）

農村情報連絡施設条例が廃止するにあたりまして、これに対する基金は残しておくのかどうか、お伺いします。

○議長（望月広喜君）

下部支所長。

○下部支所長（渡辺明彦君）

現在、基金は2億3,267万4,125円ございますけども、これにつきましては、今年の10月から始まるネットワーク下部の運営費ということで、向こう10年間の維持管理費ということで支払っていく予定です。

以上です。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

ネットワーク下部の位置づけというか、形態はどのようになっていますでしょうか。

○議長（望月広喜君）

下部支所長。

○下部支所長（渡辺明彦君）

ネットワーク下部につきましては、もうすでに指定管理の事業契約を締結しておりまして、

仮契約を議会のほうで、本契約ということで認めていただきました。この2年間の間に施設の整備等を行ってまいりまして、それが今月中にあらかた片がつくということで、今後は自主運営になっていくということでございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

自分が今、質問をしたのは、ネットワーク下部に対して、町がどのように関与しているかということと、それから先ほどの10年間、補助をするような話を聞きましたけども、それはどのようなことですか。例えば、それをすることによって、CATVというか、ネットワーク下部の使用料が安くなるとか、そういうことをお伺いします。

○議長（望月広喜君）

下部支所長。

○下部支所長（渡辺明彦君）

ネットワーク下部と町との関係ということでございますが、すでに先ほど申し上げましたとおり、事業契約を締結しておりますので、あとは指定管理者としてのネットワーク下部から事業経過報告等をいただきながら、それを審査するというふうな形で、町は関与していくということになります。それから今、基金を向こう10年間払っていても、最終的にはほとんどブライゼロという格好で、基金を崩していくということでございますけれども、これにつきましては、先に認めていただいた、今度10月1日から適用となる新条例において加入負担金、もしくは使用料等を決めていただきましたので、それが向こう10年間続くということで、その間に使用料が安くなるということは、想定しておりません。

以上です。

○議長（望月広喜君）

他に質疑はございますか。

望月君。

○2番議員（望月明君）

この農村情報連絡施設条例を廃止するというところでございますが、これは廃止するとして、もう2つ、関連した条例があるわけですが、その施設条例施行規則というのと、それから放送番組審議会規則というのも関連してあるわけですが、その2つはそのまま残るわけでしょうか。

○議長（望月広喜君）

下部支所長。

○下部支所長（渡辺明彦君）

例規の中でも条例につきましては議決案件でございますので、今回、廃止条例を提出いたしましたけども、合わせて規則、この条例に伴う規則等、それから審議会の委員さんの規則につきましても、すでに自主放送の取り止めをいたしましたので、両方とも廃止いたします。

以上です。

○議長（望月広喜君）

他に質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第62号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

穂坂君。

○14番議員（穂坂英勝君）

ほかにないので、1点お伺いいたします。

住宅条例の一部改正でございます。基本的にはまったく賛成でございますが、中身について2点ほど、お伺いいたします。

改正の理由が、町外から身延に移住してきたい人が利用しやすくするためにと、こういうことのようにございます。まさに、そのとおりです。しかし、本来、身延町に住もうという方、なんらかの関係で身延に勤めるようになったとか、あるいは身延に親戚がいたとか、身延の出身者だったとかで、なんらかの形で身延町に縁があり、ツテがある人が入居申し込みをするんではなかろうかなという点で、当然、身延町の中に保証人を求められるんだけど、なんらかの形で、身延町の人には連帯保証人になってもらえないような人のためにというふうにもとられるんですけども、だからといって、こういう条例改正が不必要でなくて、身延町に一人でも多く住んでもらうには有効な手段であるとは思いますが。

しかし、ほかにも身延町の町営・町有住宅に住みにくい条件があります。それらについて、前にも申し上げたこともあるんですけど、変えようとしていないので、これだけなので、その点について、まず2点ほど関連して質問させていただきます。

まず町営住宅で空いているところというのは、偏っているんでしょうか。今、実数をお伺いしても言えないと思いますので、空いているところと満杯のところの偏り、住宅を身延町で造るときにも、それが大きな要因になって造っていると思うんですけども、空いているところと、それから申し込みが非常に重積されて、いっぱいになるようなところとの差異があるかと思いますが、その点について、1つお聞きしたい。

それから、もう1点。具体的に、例えば町営住宅の中で駐車場がなくて、そこに住む人は車庫証明も取れないから、車を持っていても車は置けない、車庫証明が取れない、なんとかしてほしいと。そして実際に置いている場所はあるんだけど、それは車庫として町が認めてくれないので、そこに住む方たち、何人かはまったく嘘の車庫証明を警察に出さなければならないような形。それから2キロ、3キロ、離れたところの知人に頼んで、知人の駐車場を借りて、実際はここへ持ってきて置けばいいけども、名前だけでもそうしておいて、この住宅を使ってくださいというところも存在しております。お分かりになっていると思うんですが、いろいろな事情で、それも使いにくさを承知の上で、そのままになっていると思います。そういった点、ほかにもいろいろな形があります。使いにくさという点、それらを一度、検証しながら、町有・町営住宅の利便性を考えたことがあるかどうか。そして、考えていることがあるとすれば、この条例改正と同時に、そういうものの改善もお願いしたいと思ましての2つの質問です。

○議長（望月広喜君）

建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

お答えをいたします。

まず、町外に保証人をということで考えたのは、特に相又の町営住宅、従前の雇用促進住宅、60戸を町が譲り受けました。今現在、37戸が入居をされています。9月号の広報でも、22戸

の公募を差し上げました。問い合わせが結構、遠くからありまして、身延に住みたいということで、県内に知り合いがいるけども、町内には保証人が設けられないというような問い合わせが何件ありました。近隣の町村を確認しますと、南部町、それから市川三郷町でも、すでに町外、いわゆる県内の保証人を認めております。

過疎も進む中で、空いている部屋もあります。できるだけ町内に住んでいただくということであれば、当然、できることはしていきたいと。そんなことで、今回の町内から町外に連帯保証人の枠を広げさせていただきました。

それから、もう1点ですけれども、いわゆる町営住宅の入居者の環境のことをおっしゃられているんだろうと思います。最近、建てた町営住宅は、駐車場のことも十分、配慮されて建てられています。最近では、三沢に建てた町営住宅の駐車場は、1軒で2台くらいの想定をしているというところですよ。古い建物については、敷地が十分確保されておりません。当然、昨今の車の状況からすれば、各家庭にそれぞれ、皆さん車をお持ちだと思いますけども、駐車スペースを確保するにあたっては用地の問題とか、その建物の周辺の状況にもよりますので、今後の課題にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（望月広喜君）

穂坂君。

○14番議員（穂坂英勝君）

ありがとうございました。結構でございます。

これに合わせて町営住宅、見た目には駐車場の用地があって、そこが駐車場には指定していないという町営住宅も現にあります。その用地がどういう地目だったかなんとか、難しいことは私も見た目で分かりませんが、たしかに現に駐車はしてありますよ。10台くらい駐車はしてありますけども、駐車場としては認めていないものですから、車庫証明を取得することについては、書類的に成立しないということで、黙って車を置いていくと。だけでも駐車場ではないと。駐車場は、はるかどこか、架空でもないけども、一応、書類を整えるためのどこかを指定して車を停めて、町営住宅のすぐそばには、車を置いていない。具体的には下山の古い町営住宅の、真ん中の町営住宅です。10台くらい置いてありますけども、駐車場ではありませんから、なんとかならないかなと。嘘でもいいから駐車場といってくれば、警察へ行って、ここは駐車場だと申請できるのに。警察のほうでも知っていて、あそこには駐車場がないと、受け付けられないと。車が置いてあると。不便も感じていないというところがございまして、それが一例でございますけども、町営住宅が定住促進の一翼を担いながら、町でも非常に力を入れて、いろいろ住宅政策をやってくれている、使い勝手のいい中にしていくために、もう一工夫をお願いしながら、終わります。ありがとうございました。

○議長（望月広喜君）

お願いだけでいいですか。

（はい。の声）

他に質疑はございますか。

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

1点だけ伺います。

この条例改定は、連帯保証人の町内を町外という変更の条例の改定ですが、この添付書類ですね。連帯保証人の添付書類は、どの程度の添付書類を付けるのか。例えば、町外の人々の住民票だけでいいのか。それとも、資産評価証明まで付けるのか。その点について、お伺いいたします。

○議長（望月広喜君）

建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

お答えをいたします。

連帯保証人は、まず条件とすれば、自分の持ち家、戸建てに住んでいるということが第一条件です。収入は、家賃が支払えるくらいの能力を持った収入が必要ということです。それから、そこに必ず住んでいるということで、条件とすれば印鑑証明を添付していただく。それから所得証明を添付していただくということで、保証人になっていただくということでございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

（ な し ）

他に質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第63号について、質疑を行います。

日向君。

○9番議員（日向英明君）

それでは補正予算のページでいきますと、16ページの後半ですね、それから17ページの前半でしょうか。工事請負費5,760万6千円。これは旧下部地区の公民館に関する工事請負費のことに関係するわけですが、そこでいくつか一度に質問しますので、答えていただきたいと思います。

まず建設検討委員会というものがあろうとしますが、昨日も議会当初の全員協議会の中で私が言ったんですが、私どもはこれは全然、関知していませんので、このことがまったく分からない状態の中でおりますので、そこでお聞きするわけですが、建設検討委員会では過去、何回くらいの委員会が開かれたか、それが第1点でございます。

それから2点目としては、利用団体等の数、あるいは利用団体等が希望する基本的な間取りというか設計図、例えばホールとか、あるいは会議室とか、そういうものがすでに、その中で取り沙汰されて、その利用する希望者のものが集約されているかどうか、まずこの2点について、答弁をお願いします。

○議長（望月広喜君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

それでは16ページの工事請負費の関係で、お答えさせていただきます。

まず1点目の検討委員会の回数ということですが、これまで4回実施しております。その内訳としましては、まず第1回目が発足委員会といいますか、発足の会議でございます。それから2回目に新公民館建設にあたりまして、先進地といいますか、西嶋分館、それから豊岡分館等の実際、建てられたものの中身等を見学に行っていました。それから3回目につき

ましては、検討委員会の中での要望、これから新築にあたりましての、外部、内部の要望等をお聞きしました。それから併せまして、現在、使用しています団体等にどんな要望があるかということで、長にアンケートをとらせていただきました。4回目が最終的な実施設計に向けての要望を、全体で取りまとめたような状況でございます。

それから利用団体の数ということですが、利用団体については多くの数がありますけれども、主に文化協会が一番使用率が高くなっております。それからあとは体育協会、それから学校関係、それからあとは行政の会議等が主なものでございます。

それから希望する団体の要望事項等の集約ということですが、おおむね60項目ぐらいが要望として挙げられました。

中身としまして、主なものは、構造等については平屋建てにしてくれとか、現在のことからバリアフリーとか、あとホールについては何人ぐらいが収容できるホール、それから舞台を設置とか、そんな関係でございます。

それからあと主なものは、図書室をつくってほしいとか、学童保育の施設を設置してほしいとか等が主なものでございます。あとは小会議室等の部屋もつくってほしいとか、あとは物置、細かく言えばいろいろありますけれども、その60項目のうち集約した結果については、ほぼ行政側としても、大体受け入れられると。突飛な要望はございませんでした。ほぼ受け入れられる要望として、現在、設計に向けて検討しているところでございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

ただいまの利用団体の中に、文化協会というような答弁があったわけですが、文化協会に属する利用団体の数は何団体あるかどうかということと、それからそういう団体が多ければ、当然、常識で考えて、小部屋みたいな会議室がどのくらいあるかどうか、その2点だけ答弁を求めます。

○議長（望月広喜君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

文化協会の団体の数ですが、今ちょっと、数的に把握しておりませんので、もしあれでしたら、のちほどご連絡させていただきます。

小部屋とか小会議室は平米数の関係もでございますから、例えばホールを広く取れば、小会議の数も減ってくるというような形になりますけれども、一応、原則としては2つ、あるいは3つをとっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

福与君。

○11番議員（福与三郎君）

それでは、ただいまに関連した質問でございますけれども、非常に稚拙な質問になるんではないかと思いますが、この補正予算書に身延町開発センター、括弧書きで下部地区公民館と

書いてあるんですね。これはなんか、私ども見ると非常に紛らわしいなというふうに思うんですけども、この開発センターというのは、旧町時代に建てられたと思うんですけども、目的はどのような目的で建設されたものなんですか。1点、お伺いします。

○議長（望月広喜君）

産業課長。

○産業課長（串松文雄君）

ただいまの質問にお答えしたいと思います。

この身延町開発センター（下部地区公民館）当時は下部町開発センターということで、昭和47年に建設がされております。当時は、国庫補助金などを活用する中で造られたものですが、山村振興、これを主としての建物だと私は聞いております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

福与君。

○11番議員（福与三郎君）

どうして、この括弧書きで下部地区公民館、わざわざ、これを書いているのかということが私は不思議ではないんです。当然、開発センターの建設にあたっては、国の補助金なんかもらって、ちゃんと目的も明文化されて、建設されたものだと思うんですね。この時点に来て、急にこの下部地区公民館という括弧書きが入るというのは、何か紛らわしいというか、何かをカモフラージュしている、そんなふうな気がして、しょうがないんですね。

この跡地を、下部地区公民館を建てるということでありますけども、これはこれで、新たに下部地区の公民館を新たに新設しますよというふうな、1つの項目でないといけないと思うんですよね。何か紛らわしい。その1点ですけども。

○議長（望月広喜君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

お答えいたします。

開発センターについては、今、産業課長が申しましたとおり、昭和47年に下部町開発センターということで建設がされました。当初の目的は当然、農林業関係ということで別なんですけども、旧下部開発センターの時代から、下部地区公民館というものが単独でございました。ということで、新たに建設をするよりも、そこを併用して地区公民館ということで、従来、ずっと併用してきた経過がございまして、このような書き方になっている状況でございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

福与君。

○11番議員（福与三郎君）

目的を持って建設されたものに、そういう併用ということができたわけですか。それはそれでいいんですけども、やはり今までなかった下部地区の公民館を、新たに建設するという事なんだから、そういうふうな、こういういろいろなものの捉え方を、そうでないと紛らわしくて、町民にとってみると、今までの下部地区公民館が古くなって老朽化したから建て直しをす

るんだと、町民に受け取られかねない。そういう意味で、やはり開発センターと新しい公民館の建設は分けた形の中で、こういうものに計上といいますか、そういうふうにするのが町民にとって分かりやすいのかなと思うんですけども。それで、結構です。お答えは結構です。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

伊藤君。

○15番議員（伊藤文雄君）

それでは、2款の総務費の財産管理費の中で、委託料で574万円、町道竹の島、また町道田原宮木線の所有権移転の調査測量についてであります。もう少し細かく、大体、574万円での程度の調査・測量ができるのか。

2点目として、3款の民生費の高齢者福祉費のグループホームみのぶについての地域介護福祉空間施設整備事業費補助金についてであります。面積、また建物の内容を全然、説明もないし、把握していないわけですが、その内容について説明をいただきたいと思ひます。

3点目として、3款民生費、金額は少ないわけですが、18節備品購入費13万5千円。保育所送迎バス用ジュニアシートについて、現在の送迎の内容について説明をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（望月広喜君）

最初に、建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

それでは財産管理費の業務委託について、お答えをさせていただきます。

今回お願ひするのは竹の島2号線、これは常葉で県の急傾斜地崩壊対策事業の工事用道路であけた道路でございます。これを山梨県が借地であけたんだらうと思ひます。それを従前の下部のころ、そのまま存置をさせていただきながら、町道に認定をしたということでございます。

資料は当時のものがそのままあるわけですが、最近、所有権の移転の登記をするときに、必要な部分はもちろん測量するんですが、一筆の残りの部分もすべて測量しなければいけないということで、残地の測量もしなければいけないということで、全体を改めて境界確認をしていただきながら、測量をしていくということでございます。今現在、過去の調査をした内容から見ますと、35筆の調査をする必要があるということでございます。

それから、もう1点。田原宮木線の調査測量ですが、ちょうど平成16年の合併前に中富時代に改良したところが、ちょうど合併に差し掛かってということで、一部ごたごたがあったのかなというふうに思ひます。まだ、登記をされておりません。おおむね延長とすれば300メートルということですので、基本的に道路を造られたということは、権利者の同意をいただいておりますので、再度、地権者に現地へ来ていただいて境界の確認をしていただきながら、調査をしていきたいと。

両方とも地積測量図までつくって、登記できる状態まで作業を進めていく。それを受けて、町の囑託で所有権の移転の登記をしていきたいと、こんなふうを考えています。よろしくお願ひいたします。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

お答えします。

地域介護福祉空間設備費補助金事業の施設の概要ですけれども、最初に施設の名称および所在地を申し上げます。

施設の名称ですけれども、仮称、グループホームみのぶでございます。住所地が身延町飯富2286番地でございます。施設の種類が認知症共同生活介護でございます。設置者は社会福祉法人 身延山福祉会でございます。施設の規模および構造でございますけれども、敷地面積が2,485平方メートル。坪数で753坪になります。それから施設の整備区分でございますけれども、新築でございます。建物の面積ですけれども、建築面積が857.9平方メートル。260坪でございます。建物の構造ですけれども、平屋建ての鉄骨造りでございます。事業費が3億1,800万円でございます。それから着工完成の予定ですが、着工が平成22年の8月10日。完成予定が平成23年の2月28日でございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲葉義仁君）

それでは、3点目の保育所での送迎の内容について、お答えいたします。

町立保育所の園児の送迎につきましては、旧町時代の保育所の統廃合の条件で行っているものでございます。

これまで常葉保育所での送迎は、町営バスにいわば便乗し、保育士が付き添い、送迎を行ってまいりました。しかし、今年7月からの町営バス路線の見直しにより、町営バスでの送迎はできなくなりました。しかし、7月からは使わなくなった町営バスを保育所の専用送迎車として使用することができるようになりましたので、シルバーに運転手を頼み、送迎を行っているところでございます。

なお、常葉保育所では現在、7名の園児の送迎を行い、11月からは新たに2名加わり、9名となるわけでございます。また現在、使っております送迎車は大人の10人乗りのワゴン車であり、保育所の駐車場に常時置いてあるところでございます。また、久那土保育所につきましても3名の送迎をスクールバスを利用し、行っているところであります。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

川口君。

○12番議員（川口福三君）

先ほどの福与議員の質問に関連しての開発センターの件ですが、いわゆる開発センター（下部地区公民館）と、この中では謳っておりますが、この条例の中には、立派に身延町開発センター条例として条例化されております。この条例改定はどの段階で行うのか、その1点だけ伺います。

○議長（望月広喜君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

条例改正につきましては、開発センター取り壊し後に行いたいと思います。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

（ な し ）

他に質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第64号について、質疑を行います。

質疑ございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第65号について、質疑を行います。

質疑ございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第66号について、質疑を行います。

質疑ございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第67号について、質疑を行います。

質疑ございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第68号について、質疑を行います。

質疑ございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第69号について、質疑を行います。

質疑ございますか。

穂坂君。

○14番議員（穂坂英勝君）

これが1つも質疑がないというのは、これだけのご苦労をして、これからの身延町のいき方、長期計画に沿って策定したものであるから、非常に中を一生懸命ということになると、質問もたくさんあるかと思うんですが、たまたまないと。1点だけ。

この中身、非常に変な質問で申し訳ないです。この草案は、町当局がやったものがどうか。どこかに依頼したものがどうか。以前のものを引き継いで、改正点だけ変えたであれば、そのまま以前のものがベースになりますので、以前のものは身延町の職員がつくったものではないと記憶しておりますから、そのへんを含めて、どこか発注してという長期計画とか、その草案が非常に多かったものですから、そのへんを。それがいけないということではありません。そのへんを1点、お聞きしたいということです。

この中で、21年までの計画と、合わせて違っている点をアラカルトで挙げてほしかったな

というのがあります。前と同じであれば、全然、21年までというのを延ばせばいいだけのことで、僕らも一生懸命、この中を検討する必要はないんですけども、私の見た目ではそう変わってはいないんですけども、変わっている点。特にここだという点を、ここで強調して、ご説明をお願いできればありがたいと、こう思います。そう何点もないはずですので、よろしくお願ひいたします。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

ご質問にお答えいたします。

過疎計画は自前で、職員がつくっております。前回も同様につくっております。そのへんをよろしくお願ひいたします。

それと、あと前回の計画を加筆、修正、削除等を行わせて、今回、つくらせていただきました。実は昨日の詳細説明のときに、町が新たに取り組む施策の主なものについて、ちょっとページを追って、昨日、説明させていただきました。もし、よろしければ、またその中で説明させていただきたいと思ひます。

まず、12ページを開いていただきたいと思います。12ページの上から5行目あたりで、二地域居住などの生活スタイルや定住を希望する都市住民の方々に空き家とか農地、それに求人情報等の情報提供をする、このあたりのことが新しい政策になっております。

あと中段に活力ある地域社会の形成の中で、その3段目ぐらいにグリーンツーリズム等と連携した複合的農業や第1次、第2次産業と観光等との有機的結合による第6次産業化やコミュニティビジネスなど、起業の促進を図る。これなんか新しい施策になっております。

あとは、18ページをお開きいただきたいと思います。

18ページの中段のあたりに、新分野進出、地域資源を活用した起業・創業の新産業の創出等への支援体制の整備を図る。これらが新しい事業になっております。

続きまして、20ページをお開きいただきたいと思います。

この交通通信体系の整備と情報化および地域間交流の促進の中で、右側の21ページのところに、上段から6行目ぐらいに、町内へ地域活性化、インターチェンジの2カ所を建設するよう、関係機関に強く働きかけること、これらなんか新しいものになっております。

あと、27ページをお開きいただきたいと思います。

27ページの右、表の中の真ん中というか、下のほうなんです。自動車等、このあたりのところに、特別措置の拡充によりまして、過疎債の対象枠が広がりました。住民の日常的な移動のための交通手段として、町営バスとか乗り合いタクシーの関連事業、これらが過疎債の対象になりましたので、加えさせていただいております。

あと33ページを、ちょっとお開きいただきたいと思います。

医療の確保の項目なんです。このあたりで、一番下のところに定住促進の観点からも小児科、産婦人科医の人的確保を図り、診療科を整えることが必要である。

あとは一番最後のページ、41ページになりますが、新たに過疎計画ソフト事業が対象になりまして、こちらの過疎地域自立促進特別事業分、これが一応、ソフトということで、今回、過疎債の中の対象事業になりました。

ただ、昨日もちょっと申し上げたんですが、ソフト事業に過疎債を充てることは可能なんです。

すが、特に慎重に、十分検討して行いたいと考えております。

あと、それぞれの表の中の事業なんかはかなり変更されていると思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

穂坂君。

○14番議員（穂坂英勝君）

私が以前のものと比較したのと、ほとんどまったく同じで、そのとおりだと思いますが、工夫されて、法律で計画を立てなければいけないと。法律によって、見せなければならない書類であるからという、非常に作文的な、夢多い形の、現実離れた部分もあって然るべきで、それがおかしいとは申し上げません。

ただし、例えばこの中で1点、現実には、もうこの表現ではないなというものが含まれているというのがございましたので、そこだけ意識したものですから質問しました。その箇所というのは、例えば31ページの高齢者等のうんぬんとずっとあります。それが32ページに保育所のことにふれて、今後、どうしていかなければいけないかにふれております。しかし、現実には、町はすでに保育所の問題については、町の中に審議会というか、問題解決のための組織をつくり、依頼し、結審し、答申を受けて、その答申どおり進めているのかなんなのか分かりませんが、そういうふうに進んでいるよと。議会もそのニュースを聞いて、議会もきちっとそういう問題は、議会の中で論議をしなければ、この過疎のこれも同じように、なぜ議会に議決をしてもらわなければならないかという、ここで決めたものは議会が責任を持たなければいけないんだよということで、ここで論議しているはずですので、そのへんは議会も、保育所の問題については、そういうことを町の中でやって、審議委員会なりなんなり、長い時間、論議してきて方向が定まっている。しかし、知らないでいる。議会の考えはどうだといわれると、議会は何もしていない、そんなことは知らないで通ってはうまくないんだけど、私もそういう反省はあります。反省はあるけども、この中身はそういうところに至っていない状況の文言で、これから先に保育所が少子化によってどうのこうのうんぬんしか書いていないよと。あんまり、もちろん具体性はないんですけども、以前のままですよというものがありましたので、お伺いいたしました。このへんのことは、どうお考えになっているのか。現実をお聞きしたいと思います。これは政策室長に聞く話ではないかもしれませんが、ここに書かれていたから、政策室長にお伺いしているわけです。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

園の統廃合については、理解しております。ただ、やはり老朽化が進んでいる園があるということとか、文言の中でどうしても、これからは必要な文言については、そのまま掲載させていただいているということをご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

穂坂君。

○14番議員（穂坂英勝君）

決して、悪いわけでもなんでもありません。ただし、現実問題、あるところまで、もう進んでしまっていることは間違いないですね。論議が、結審を受けたりしていることは間違いない、

そのほかの問題は、これは、そういうことがない想定の中で書かれていると。だから問題があるとやっているわけではありません。それを町が知恵を絞って、新しい町、職員が意識改革の中でやっていると言いながら、これは意識の中で。片や、これは前はどこになりますか、こちらになるんでしょうけども、そちらの様子は聞かず、つくられているということであると、ほかのものを含めながら、文言はどうであれば構いません。やはり工夫して、身延の将来を考えると。過疎法の中の、過疎債を使って、ものをやろうという中身の中では、少し作文的かなと思われたので、ご指摘をさせていただきました。答弁は必要ありません。3回目の質問になりましたから、終わります。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

質問いたします。

身延町過疎地域自立促進計画ということで、私のところは山梨県でも、一番の過疎の先進地でございますから、中身についていろいろ見させていただきまして、なるほどなということもございまして、またちょっと現実と違うのかなというところもあるんですが、今後、これを進めていくにあたって、どういう形をとっていくのか。例えば、これは役場の中だけでやっていくのか。それとも地域のほうとの、審議会というか、そういうものをつくってやるのか。そのへんの進め方、そのへんを伺いたいと思います。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

この過疎計画の進め方は、この計画に則りながら毎年度、各課で予算要求をしながら、事業の実現を図っていきます。ただ、過疎対策債の中で一番重要なのは、定住促進だと思っています。定住促進に関しましては、今は空き家対策で、皆さんに空き家の提供をお願いします。その空き家に対して、利用したい人たちが申し込んで提供しているということに尽きていたんですが、これからは地域に行きながら、地域の皆さんと相談して、ある程度、その地域でモデル事業みたいに定住促進を、モデル事業みたいなことをつくって、それで成功したら、次の地域へいくという、そのような攻めの定住促進をやろうと思っています。

今年度、豊岡小学校が廃校になったということで、豊岡地区に入りまして、最初、区長さんから、まず空き家を全部調査すると。その空き家の所有者に関して、貸してもらえるかどうか、問い合わせること。それと、あと地域の人たちにとって、来ていただきたい人たちがどういう人たちが調査すること。例えば、その地域の行事に必ず参加してほしいとか、区費は必ず払ってほしい。地域の行事はこんな行事があるから、これにも参加してほしい。そういう条件を出していただいて、それによって入っていただく人たちに、その条件を出しながら、それでも定住したいという人たちに対して、お試しで、ちょっと1週間ないし1カ月、2カ月、そこに住んでいただきながら、両方がこの人たちならいいだろうということになったら、そこで定住していく。そのようなものを今年、1年間かけて、豊岡地区をやっていきたいと思っています。それが成功すれば、次はまた町内の、2、3の地域に同じような施策を展開していきたい。それが、この過疎計画の中にも入っています。そのほか、それぞれ、各課でこの過疎計画を作成するにあたって、各課のリーダーが素案をつくっております。そのあと、各課長がこの中身を

全部、精査しております。そういうことで、各課でこの内容については分かっておりますので、逐次、毎年、予算書の中で、この実現を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

今の説明を聞きまして、非常にやる気に対しての前向きに進んでいこうという、そういう意気込みはひしひしとを感じるんですが、スタート時点が、やはり行政、もちろん行政がスタート時点で行政が絡まなければならないことなんですが、スタート時点の状態での、スタートの考えの根本が行政なんですよね。今の話を聞くと、地域の方々とかお願いして、その中に参加してもらって、それからその事業を進める中で、話を聞いて、いいか悪いか判断していこうということなんですよね。僕は、それも大事なことなんですが、スタートの時点で、なんらかの地域の事情というか、いろんな考え方、例えばこの中でも、僕なんか昔から地域の中で、こうしたいな、ああしたいなとかというのがいっぱいあるんですよ。だけど、それは地域だけではできない、個人ではできないというのがいっぱいあるはずなんです。それは、ほかの地域、こういう過疎で困っているところの方々、若い人たちが集まって、いろいろ飲んだり、話をしたりすると、そういう話がやっぱり出るんですよ。ほかの地域でも、そういうことがあるだろうと思います。困っていますから。もうスタートする時点の中で、そういう意見というか考え方も含めて、ではこれでスタートということができないのかどうなのか。また、そういう考えはないのかどうか、お伺いします。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

地域でそういうグループがあって、こんなことをしたいんだけど、どうだろうかという相談は、政策室のほうで窓口として開いております。NPOの創設とか、新しい事業のコミュニティビジネスなんかの起業の相談とか、それらも政策室で受けようと思っています。どしどし、そのあたりの話を持ち込んでいただきたいと思います。それで行政と一緒にできるものだったら一緒にしていきますし、地域の人たちだけで、こういう形で頑張っていただきたいと思いますということ、それもありますし、その状況によって、いろいろ対応したいと思いますので、何かありましたら、ご相談いただければと思っています。

それと、あと定住促進の関係なんですが、今回、豊岡地区に入ったときにも、まず最初に豊岡の皆さん、学校の利用方法と、もう1つ、定住の関係で、町でこんなことを考えていますが、一緒にこの1年間やっていただけますかというような問いから始まっております。豊岡地区も6地域あって、大城、相又、横光、この3地域に空き家があると。そのほかの地域には空き家がないので、今回、私たちは、ちょっとこれには乗れませんという形で、3地域の人たちは、その時点で降りています。そういう形で選択もしていただきながら、本当の地域の人たちとじっくり、今年1年、役場と一緒にやってみるか、ということがOKになった段階で始めるという形をとっていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

3回目ですから、今の話もよく分かるんです。スタートの時点で、今の定住の問題も役場が考えて、地域に下ろしていく。それはそれでいいんですが、それで下ろして地域の意見を聞くということですね。状況を聞いて。では、この地域はできない。この地域はできますからやりましょう。その前に地域の声を、審議会というか、委員会みたいなものをつくって、情報を入れてもらうような、みんなで考えるような、そういう組織をつくって、その中で役場の政策室も、また各リーダーも入っていただくような形ができるかどうかは別問題として、そういうものが入って、みんなの意見を聞いた中で、この中のこれでいきましょう、スタートしましょうという形ができないかどうかということ、僕、尋ねているんです。

今の定住も、行政が決めて下に下ろすという形ですね。俗に言うトップダウンですよ。僕は逆にボトムアップができないのかどうかということなんです。その違いです。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

そのボトムアップの方向なんですけども、先ほど言ったように、地域の方たちが、あるグループがいて、こんなことを一緒にやっていきませんかという窓口はあります。そこに相談していただいて、そこから始めるということでは・・・。

○6番議員（松浦隆君）

分からない方々がいっぱい、いらっしゃるということなんです。家が、こういうふうなことをしたいなと・・・。

○政策室長（丸山優君）

町では、いろんな住民の方から提言等もいただくような窓口もしております。どうしたらいいかという分からない地域があれば、私たちが出向いて、いろいろお話をしながら、一緒に課題を見つけて、解決するという方法でも結構です。いずれもご相談いただければ、その時点でスタートさせていただきたいと思うんですけども。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

3点ほど、お伺いします。

まず1点は、13ページの（イ）というところで、道路整備についてはということが書いてあります。私たちは、ずっと前から市之瀬三沢間バイパスということをお願いしているわけですが、つい最近、ある国会議員との懇談の中で、ここに調査費がついたよというふうな話を聞いたんですが、これが真実かどうか、お伺いします。これは建設課長のほうの答弁になると思うんですけども。

それと7ページに、一番下から2行目、水洗化率については50.0%と県平均と比較し、大幅に遅れているというふうにあります。今、たまたま空き家の情報を集めている、あるいは空き家について、豊岡地区を重点的に攻めていくというふうな話がありましたが、この水洗化していない場合に、空き家を借りてくれるのかどうかという問題があるかと思うんですけど、その点について政策室長のほうから、お伺いしたいと思います。

それから、これは当然、過疎債につながっていく話ですけども、最後は財政課長のところで、

いろんなことを決めていかなければならないんだろうと思うんですけども、今現在の過疎債がどのくらいあるのかというのと、今後、もし、これを進めていく、これが22年から28年の6年間ですかね、どのくらいの過疎債を借りるといふか、過疎債を利用する余地があるのかということについて、お伺いしたいと思います。この中でも、あんまり借金したくないよということが書いてありますので、そのへんも含めてお願いしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

お答えをさせていただきます。

現在、私のほうでは、そのへんの状況を確認できておりませんので、議会が終わりましたら、ちょっと調査をさせていただきます。確認をさせていただきます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

水洗化されていないと、住まないんじゃないだろうかという質問なんですけど、これは非常に住む側の考え方がいろいろありまして、壊れかけて、どうにもならないところを自分が修理しながら入りたい人もいらっしゃるし、もうある程度、整ったところではないと駄目だという人がありまして、私たちもこんな古い家では駄目ではないかということまで、住みたい方もいらっしゃると思いますので、水洗ではなくても大丈夫ような感じを持っております。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

過疎対策事業債の関係のことにつきましてですが、現在、平成21年度末で過疎対策事業債の現在高は、28億187万2千円でございます。現在、借入れのほうは下水道と水道、簡易水道事業が並行して実施されているわけでございます。そのため、各事業で、これは実際にはそのとおりになっておりませんけども、おおよそ2億円、それから一般会計で2億円、旧町でいえば、合計して6億円を予定しております。ただし、これは実際問題、現在、事業とかそんなところもありますので、実際には2億円、一般会計では借りておりません。

以上です。

○議長（望月広喜君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

松浦議員の質問で、ちょっと答弁が先行した形になっているんですけども、実際、私があった話をして、この12ページですか、空き家対策のことで、少し情報を入れておきたいと思うわけですけども、8月のお盆過ぎ、22日、23日ごろだと思うわけですけども、静岡に住んでいる私の友だちの妹夫婦、年齢40歳くらいのご夫婦ですけども、子どもが1人いて、この身延町で自分の趣味に合ったことを生計にしながら住みたいということで、問い合わせがありましたので、政策室に行きました。そうしたら、空き家バンクの中に1件、物件がありました。

そういうようなことで、私もその1件の物件を紹介したんですけども、なかなか、そのこと

については気に入っていただけなくて、この話は駄目になったんですけども、私が一番言いたいの、行政が仲立ちしていただくというのは、そこに貸し方、あるいは借り方については、役場が仲立ちすることによって安心感、いろんなトラブルが防げるというようなことも、私がちょっと感じられましたので、ぜひこの施策を問い合わせたら、1件しかなかったということではなくて、もう少し積極的にいろんな形で、今、情報の伝達の方法もあると思いますので、今、政策室長の話では豊岡を中心としたことから進めていきたいということもあろうかと思えますけども、もう少し全町的に、網がかかるような方法も探せばあるかと思えます。どうか、空き家バンクを1件でも多く増やして、身延の定住化促進に役立つような方向を探していただければ大変ありがたく、答弁は結構でございます。もし、あるようであれば。

○議長（望月広喜君）

いいですか、答弁。

（はい。の声）

他にございますか。

望月明君。

○2番議員（望月明君）

私が特に、この過疎促進計画について、読ませてもらって、大変よくできておると。そして、これはあくまでも、先ほど同僚議員の意見にもありましたように、できるだけ実施していただきたいと、こういう要望なんですけども、1点だけ、ちょっと文書の中で欠落と申しますか、それを発見しましたので、ちょっと申し上げます。

1ページの一番最後のほう、現在の本町誕生の経緯を辿れば、明治22年の時点で、区域の中に富里村その他、大河内村の12村が立地していたとあるんですが、この当時、合併しなかった八日市場村、伊沼村、飯富村があったわけです。この3つが欠落しておりまして、合わせますと15村になるはずなんです。一応、調べていただいて、これは訂正とかなんとかする必要もないと思えますけども、一応、そんなことになるはずなんです。

○議長（望月広喜君）

答弁はいいですね。

（はい。の声）

ほかにございますか。

（なし）

他に質疑もないので、質疑を終結いたします。

議事の途中ではありますが、ここで暫時休憩といたします。

再開は、午前10時30分といたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時30分

○議長（望月広喜君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

ここで生涯学習課長から、先ほどの日向君の質問にお答えをいたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

先ほどの日向議員さんの文化協会の団体数ということで、お答えさせていただきます。

身延町全体では、90団体ございます。個々には中富地区が27団体、下部地区が40団体、身延地区が23団体でございます。

開発センターの、先ほどの利用団体については、下部地区がほとんどでございます。下部地区の40団体のうち18団体が年間通して、定期的に利用しております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

認定第1号中、財産区特別会計歳入歳出決算12件、議案第61号、議案第62号、議案第69号、以上15件につきましては委員会付託を省略し、討論・採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、財産区特別会計歳入歳出決算12件、議案第61号、議案第62号、議案第69号につきましては委員会付託を省略し、討論・採決を行うことに決定いたしました。

続けて、お諮りいたします。

認定第1号中、財産区特別会計歳入歳出決算12件につきましては、一括討論・採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって認定第1号中、財産区特別会計歳入歳出決算12件につきましては、一括討論・採決を行うことに決定をいたしました。

日程第2 提出議案に対する討論を行います。

認定第1号中、財産区特別会計歳入歳出決算12件について、一括討論を求めます。

討論はございますか。

（なし）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第61号について、討論を求めます。

討論はございますか。

（なし）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第62号について、討論を求めます。

討論はございますか。

（なし）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第69号について、討論を求めます。

討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

日程第3 提出議案に対する採決を行います。

認定第1号中、財産区特別会計歳入歳出決算12件について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、

認定第1号中、平成21年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成21年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成21年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成21年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成21年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成21年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成21年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成21年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成21年度身延町西嶋財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成21年度身延町曙財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成21年度身延町大河内地区財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成21年度身延町下山地区財産区特別会計歳入歳出決算について

以上12件については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第61号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第61号 身延町農村情報連絡施設条例を廃止する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第62号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第62号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第69号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第69号 身延町過疎地域自立促進計画については、原案のとおり可決決定いたしました。

日程第4 提出議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

よって、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、これをもちまして、本日は散会といたします。

○議会事務局長(遠藤守君)

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時45分

平成 2 2 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 8 日

平成22年第3回身延町議会定例会(3日目)

平成22年9月8日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(16名)

1番	野 島 俊 博	2番	望 月 明
3番	河 井 淳	4番	望 月 秀 哉
5番	芦 澤 健 拓	6番	松 浦 隆
7番	望 月 寛	8番	深 沢 脩 二
9番	日 向 英 明	10番	草 間 天
11番	福 与 三 郎	12番	川 口 福 三
13番	渡 辺 文 子	14番	穂 坂 英 勝
15番	伊 藤 文 雄	16番	望 月 広 喜

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	広島法明
会計課	長	赤池義明	財政課長	笠井一雄
政策室	長	丸山優	町民課長	秋山和子
税務課	長	依田二郎	身延支所長	望月和永
下部支所	長	渡辺明彦	教育委員長	山田省吾
教育	長	佐野雅仁	学校教育課長	近藤正国
生涯学習課	長	佐野正美	福祉保健課長	赤坂次男
子育て支援課	長	稲葉義仁	建設課長	藤田政士
産業課	長	串松文雄	土地対策課長	滝戸文昭
観光課	長	熊谷文彦	環境下水道課長	樋川信
水道課	長	千頭和勝彦		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 遠藤 守
録音係 依田光太

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（遠藤守君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（望月広喜君）

開会前に、昨日、芦澤議員より質問がありました三沢・市之瀬間の道路の件につきまして、建設課長より、お答えをいたします。

建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

昨日、県のほうに午後、電話で問い合わせをさせていただきました。その中で、三沢市之瀬間につきましては、今後、開通をします中部横断道の効果を想定しまして、今まである資料、これらを整理しながら、事業の実現性について、今年度中に検討業務を行っていききたいということの回答をいただきました。

以上です。

○議長（望月広喜君）

芦澤議員、よろしいでしょうか。

（はい。の声）

本日は、大変ご苦労さまです。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第3号により執り行います。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の通告者は、4名であります。

まず通告の1番は、芦澤健拓君です。

芦澤健拓君、登壇してください。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

通告に従って、質問を行います。

この項目がちょっと多いのではないかと、皆さんご心配のようですけども、私もちょっと、これだけの項目をすべて質問できるのかどうか疑問がありますので、1時間という中で質問させていただきますけども、途中、割愛させていただく部分もあるかと思っておりますので、あらかじめ議長にお断りを、お許しを得ておきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

はじめに、私が今回、一般質問をしようというふうに考えたのは、6月議会の同僚議員の質問に対して、町長が学校の統廃合については、私には権限がないというふうにおっしゃったことから、ちょっと「えっ」と思って、それはそうなのかなということで、教育行政が一体どういふふうになっているのかということを考えてみたいと思ひまして、今回、質問をさせていた

だくことにしました。

旧身延町の平成元年からの「議会だより」で、今までの教育委員とか教育委員長、あるいは教育長について調べてみましたが、その結果、合併後の身延町の教育行政は、ほとんど旧身延町になって進められているのではないかというふうに考えました。これは、依田前町長が旧身延町の町長であったことも関連があると思いますけども、今回、質問をさせていただくのは、当町の教育行政の形がよく見えているようで、はっきり見えないという感じがすることと、軍国主義的な教育への反省から、教育は政治から独立して進めるべきであると、そういう思いから生まれた教育基本法を頂点とする法体系が、最近、とみに崩れかけておりまして、その中で本町の教育行政がどのような形で進められているのか。また、今後どのような方向で進むのかを知りたいと考えたからであります。

教育委員というのは議会の承認を得て、町長が任命するということになっていると思うんですが、旧身延町では1期4年限り、最後の1年間に委員長を務めたのちに教育委員を退任すると。それから教育長は受け皿的な意味も含めて、役場職員の退職者の中から選任し、任期は4年だが再任されることもあるというのが慣わしだったようです。

はじめに本町の教育行政の要である教育委員と教育長について、質問したいと思います。

現在、教育委員の定数は5人、任期は4年、議会の承認により町長が選任する。こういう旧身延町のならわしを踏襲しているものと理解しておりますけども、合併以来、延べ何人の委員が選出されているのか。また、現在の委員は最長で何年、務められておられるのか。再任された方はあるのか。それから今、小中学校の統廃合が問題になっている中で、小中学校の教員、または校長、教頭の職を経験した方はいらっしゃるのかどうか。その点について、まずお聞きします。教育長、お願いします。

○議長（望月広喜君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

まず再任があるかというご質問からお答えしたいと思いますけども、16年9月13日以後には1人いました。再任が。それから今から、このあとに出てくる質問の中でふれるようなことがありますけども、教育基本法の改正に伴ってということと、その前段があって、教育基本法に、その三法案の改正に伴っていくと、レイマンコントロール、要するにそういう専門職の人はなるべく置かないほうがいいよというような文言が、法で定められておりますね。それ以前は、そういう形で教職員とか、のOBとか、携わっている人が分かりやすいんじゃないかということで選んだという経過があったようでございますが、今現在はレイマンコントロール、これはどこでもそうですけども、レイマンコントロールといわれる、素人という失礼になりますけども、学識があって高潔な人で人格の高い人を選んで、いろんな考え方の人が集まって、合議制を図りなさいというのが国の趣旨でございます。

再任の人は、合併後はたしか1人です。これは間違いありません。それから人数については、1期が4年でございますので、途中で勇退された方とか、都合で辞めた方とかございますので、それからいくと、その前に考え方がありまして、国の中には地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのが、昭和31年度にできました。その中での委員の任期というのが、1年生委員が1人ですと。2年生委員が1人ですよ、3年生委員が1人ですよ、4年生委員が2人ですよと決められているんですね。ですから、単純に5人とか、市の場合は6人までできると

ということですね、町村の場合は5人以内で3人以上。町の場合は、ということでございまして、うちの場合は今言う5人体制。人数と言われても、今言ったように、ちょっとここでは、私も・・・現在の人数は5人です。定数です。今までのものだと思いますので、失礼しました。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

こういうふうに答弁が長くなりますと、私の時間がどんどん短くなるわけで、できるだけ簡潔にお願いしたいと思います。

現在の教育長は佐野教育長なんですけども、依田前町長が退任される直前に財政課長を退職後、教育長に選任されたというふうに記憶しておりますけども、教育長の選任というのは具体的にどのように行われているのか、これは町長にお聞きしたほうがよろしいでしょうかね。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

教育長の選任につきましては、教育長は委員長を除く委員の中から、教育委員会が任命することとなっております。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

例えば佐野教育長に関しても、同じような手続きで行われたということですか。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

そのとおりでございます。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

そういうところが、どうも私どもにはよく分からない部分なんですよね。要するに私たちから見ると、教育長が財政課長を退職されて、そのあとに受け皿的な意味も含めてと先ほど申し上げましたけども、適任であるということで、おそらく町長がそういうことをされたというふうに考えていたんですけども、そうではないわけですね、そうすると、もう一度、確認します。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律がございまして、ご存じだと思いますけども、その中の教育長という部分がございまして、第16条でございまして、教育委員会に教育長を置くと。その中の2でございまして、ここですけども、教育長は第6条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員、委員長を除くである者のうちから教育委員会が任命すると、こういうように法律で決められてございます。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ということは、非常にタイミングがいいんですけども、現在の教育長は、退職後に教育委員にまず選任されて、その中で、教育委員会の中で教育長に選任されたと、こういうふうに理解してよろしいですか。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

法律の解釈からいって当然でございます。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ということ、私も初めて知りましたが、そういうことだったんですか。

教育委員会の事務局は当然、教育長が統括されていることだと思いますけども、教育委員会事務局の組織に関する規則第2条というところに、事務局に次の課を置くとあり、学校教育課、生涯学習課となっておりますけども、現在の事務局員というのは、両課の課長を含めて、合計、何人でしょうか。

○議長（望月広喜君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

お答えいたします。

職員数は学校教職員関係で、出先も含めまして、多くなりますけども、正規の職員が20名、臨時の職員が38名、計58名で、学校教育課が形成されております。生涯学習課につきましても、これも出先を含めますけども、正規の職員が21名、臨時の職員が9名、合計30名でございまして、総勢でいきますと88名。臨時と正規を入れまして、88名というスタッフでやっております。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ずいぶんおおぜいでびっくりしましたけども、この人たち全員が教育委員会の事務局長である教育長のもとにいるというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○議長（望月広喜君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

それで、よろしいです。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

それだけの人数がいれば、間違いのない仕事ができていることだと思いますけども、教育長

がほとんどの、教育委員会の事務を統括しているということで理解したいと思います。

本町の教育行政というのは、そうしますと町長部局からは独立しているというふうに考えてよろしいわけですね。

○議長（望月広喜君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

仰せのとおりです。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

教育委員会は毎月定例会が開催されているようですが、会議の招集、議事の決定などは委員長においてなされることが会議規則に定められているわけですね。肝心の議題については、教育長のほうから提案しているんでしょうかね。

○議長（望月広喜君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

そういうことになります。私が提案します。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

教育長は委員長には選任されないわけですけども、教育委員は再任されないというような不文律というか、そういう慣わしはあるんでしょうか。

○議長（望月広喜君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

慣わしというより、今後どうなるか分かりませんが、普通でいけば町長が議会に諮って任命されたのが任期は4年ですから、この4年のうちに自分で体の調子が悪いとか、そういうようなことで、途中で去る人もいますけども、それ以外、任期は4年ですね。再任というのは、今言われたように、教育委員会の中でまた、合議制ですから会議をもちまして、ここはもう1回やってくださいということは、あり得るのかもしれませんが。しかし、普通であれば、今までの中ですと、そういうことは見受けられませんですね。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

教育委員会という名前ですけども、これはわれわれの感覚とすれば、当然、教育委員長をトップにした5人の教育委員会というふうに考えるのが当然のことなんですけども、なんとなく教育委員会の事務局そのものが、教育委員会であるというふうな感じがしないでもないわけですよ。そういうことで、いわゆるレイマンコントロールで一般人から任命するというか、そういうことが一般的になっているようですけども、今の話の中で私たちが感じるのは、教育委員会そのものを教育長が、ある程度、牛耳っているというか、教育長の意向によって、いろんな

ことが行われているというふうに見えるんですが、それはそのような理解でよろしいんでしょうか。

○議長（望月広喜君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

それは全然、違いますね。教育長というのは、あくまでも事務屋ですから、事務局で、今いった88人を束ねながら、ものごとを行っております。委員会で、これについてはどうだ、あれについてはどうだという議題が出ます。私も委員会になりますと、教育長でもあり、教育委員でもあるわけですから、なかなか発言も、自分も提案するものですから、控えなければならぬというもどかしさもございますけども、ただ、私が1人で押し切るというものでもございません。

ですから、今言われたように、うちの提案するものが、すべてが教育長の権限ではなくて、教育長の決められる権限というのが決められていまして、例えば教育委員会の教育長に対する事務委任規則というのがございまして、そのうちの16項目は、私がどうしても決められないものがございます。読むと長いですけども、特に皆さんの関心がございます学校、統廃合とか、これについても、私だけがふれない形ですね。全部、合議制で行っています。ちなみに、事務委任規則16項目は、大事なものについてはそういうことが謳ってありまして、これについては、私がどうこうしろということではなくて、必ずや、その教育委員会に諮りなさいという文言が、この規則でございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

たまたま教育長のほうから出していただいたので、お聞きしますけども、この学校統廃合の問題についても、その方針を議題に載せるのは、当然、教育長のお役目だと思うんですけども、それによって、ある程度、教育委員会としての方針が決まってくるのではないのでしょうか。そのへんについて、いかがですか。

○議長（望月広喜君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

教育長というより、私たちのほうで素案をつくります。荒削りの。そして皆さん方にご審議をいただいたというのが、過去の経過だと思いますね。当然それは答申に基づいて、答申も読んでおりますので、答申に基づきながら、そういう素案をつくっていくわけですけども、こうやったらどうですか、ああやったらどうですかという、いろんな角度から眺めてみて、決めるようになっていると思います。また、そうすべきだと思います。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

私が入手した教育委員会の会議録ですけども、これによりますと、4月から8月までの、正確には7月までの会議録によりますと、静川小と西嶋小の統合については、変更なしというこ

とを何回か議論というか、決定しているようですけども、この変更なしというのを提案されたのは教育長だというふうに考えてもよろしいのかどうか。あるいは、その合議の中で、そういう形が出てきたのか。あくまでも教育長は、16項目の規則の中に含まれているから関係ないんだよというのか、そのへんについてはいかがでしょうか。

○議長（望月広喜君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

変更なしというような大事な時期に、一度変更しておりますね。いかがいたしましょうということをお任せします。今の状態はどうですかという、お叱りも受けました。これは、私たちもいろいろと陳謝をいたしましたけども、委員会のほうでもお叱りを受けたわけです。要するに計画に沿っていないと。これは当然のことでございます。しかしながら、今現状がこうですという、今までのスタンスのことを、全協で言ったようなことは申し述べ、やむを得ないのかなという結論に達したというのが、委員会の答えでございます。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

もっとあとで、本当はふれる予定だったんですけども、この変更なしというのが、8月の定例会で変更されたわけですね。要するに23年の4月に統合するというので、9月にはそれを上程するという予定だったのが延期されたというふうに聞いておりますけども、その事情がよく分からないので、ここで説明していただきたいんですけども。

○議長（望月広喜君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

これは常々、トップである町長のほうからも、よく話し合っということをおっしゃっております。それはそのとおりでございます、私たちのほうも4月以降、今まではPTAが主導権をとって、このことの協議に応じてきたわけでございますが、それ以外の団体をつくったようでございます。と申しますのは、児童の保護者だけでなく、今から児童になる保育園の保護者も入れたというふうなことを聞いております。その情報を私たちも得ましたので、そうであれば、4月の時期は当然、総会等、いろいろで無理であろうと。アプローチをかけるのは大変かなというもございましたし、5月になって電話が一本ありました。会いたいというような。いつになっても、それを待っていたんですけども、なかなか、それが来ませんでした。会うことができませんでした。あとで聞いてみましたら、なんかいろいろと、向こうのほうも整理をしたりしているようでございまして、保護者のほうでいろいろとディスカッションをしてやっというふうに聞いております。

その後、今、言われたようなことをしているうちに7月に入ってしまったので、これでは困るのではないかとということがあったんですけども、さりとて向こうも頑張っているんであれば、うちももう少し、静観して見てみようということでございまして、このまま遅れていってしまうと、当初である23年4月1日にはちょっときついんじゃないですかというような提言は、委員会にいたしました。当然、委員会の委員長をはじめ、ほかの委員さん方には、それではおかしいのではないかとということはおっしゃったわけですけども、先ほども言いましたように、実は

こういふこととていふこととて、私たちもまだ時期尚早ではないでしょうかと、そのへんはもう1年送ってもらえれば、どうかこうにかやっていけるような気がいたしますとていふこととてお願いして、1年送るとていふことを8月10日に、最終的にはそていふ結論に至ったとていふこととてころでございます。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

まったく納得ができませんね、それは。とていふことは向こうが、遅らせるような手段を取れば遅らせるとていふこととてですか。そていふこととてにしか聞こえませんが、この間も学校教育課長が全員協議会の中で、そていふふうな内容の説明をされましたが、なんか、いまいち、よく分からないなとていふこととて、向こうから電話が来ないから、それを待っていたら時間が過ぎてしまったみたいなの、そていふ問題ではないと思っうんです。

なぜ、全体計画もない中で、前期計画を進めるとていふふうなことを言っていながら、ここでそんなふうな、相手方が電話の連絡をくれないから延ばすなんていふこととてができるんですか。ちょっと、そのへんについてはっきり、整合性のあるご答弁をお願いします。

○議長（望月広喜君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

できます。要するに、私たちは統合をやるとていふことを前提にものごことを考ております。集落間での争いごととて巻き込むつもりはないんです。これは町長が言っているように、よく話をしてとていふこととてにつながるわけとてでございます。このへんのことを、やはり委員会としてもいろいろ考えます。今までの豊岡小、身延小にしても、下山中、身延中にしてもそのことは十分考慮しつつ、行ってきたわけとてです。ですから、今言っただ私たちの、芦澤議員の納得いかないと言っますが、私はそていふではないと思っますね。やはり、そのへんのこととてについて、計画を変更するとていふのは、はっきり言って、事務屋では失格なんです。これは分かってもらいたい。しかし、それをあえて、そていふふうな持ち込むとていふのは、まだ、その意に達してないといふように、私たちが思っただからとてです。ですから、そのへんのこととてについては、ご理解をお願いしたいと思っます。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

今の説明では納得できませんが、下山中と身延中といふのが今、出ましたので、これも私、平成元年からの旧身延町の「議会だより」を見て分かったんですが、下山中と身延中の統合なんていふのは、もう20年以上も前から話し合われてきたわけとてですね。それがたまたま今回、新身延町になって実現したといふこととて、それが現実になってきたといふこととてなんです。そていふふうなことが何年もかかってやってくるんならいいけども、一片のといふこととて失礼ですけども、審議会の答申を尊重しますといふながら、前期計画をつくって、それを推進していふこととてを決めていながら、事務屋が失格だなんだといふのは私たちは関係ないんです。なぜ、そていふこととてになったのかといふ原因を考ていただきたいんですが、これは全体計画もなしに、その前期計画なんていふものをでっち上げてきて、それを強引に推し進めようとしてきた教育

委員会のやり方に問題があったわけです。このことをはっきりと、皆さんも自覚していただきたい。

町長も、この統廃合については権限がないというふうにおっしゃっていますが、実際に町長の行政報告の中で何回か、この統廃合についてはふれているわけですね。しかも、そのときも、その審議会の答申を尊重するというふうな言い方で言っているわけで、私の考えでは、まさに町長がこの身延町の教育全体に責任がある立場であると。それは行政すべてに責任があるという立場から当たり前のことであると思いますけども、そういうふうな、町長をはじめ教育長、そのへんがもっときちんとした大きな計画を立てて、身延町の教育はこういうふうに進めましょう、10年後にはあなたのところの学校はなくなりますよと、そういうふうなことをすべて明らかにして、その上で進めていくべき計画ではないのでしょうか。私は、その点が今回の静川と西嶋の小学校統廃合の延期につながっているのではないかなというふうに考えます。これは、答弁はいりません。

次に進ませていただきます。

私たち、6月の「議会だより」で町民広場のテーマを町内の小中学校を紹介する学校紹介に変更したいということで、記念すべき第1回の学校紹介は、統廃合によって消滅してしまうかもしれない静川小学校を取り上げることにいたしました。望月明編集委員に静川小の校長に原稿依頼をお願いいたしました。当初、校長は喜んで承諾してくれましたけども、翌日になって教育委員会へ問い合わせたところ、応じないようという指示があったので、お断りする旨の連絡がありました。これはもちろん、私とすれば委員会の無用な圧力によるものではないかと思ひまして、事務局である学校教育課長に電話で抗議を行ったわけです。

その後、委員会が再び会議を開いて対応を協議して、その結果、原稿依頼に応じてもらうことができたわけですけども、おかげさまで今回の学校紹介では、明治5年の学制発布によって設立された切石郷校からの130年に及ぶ、歴史と伝統のある静川小を取り上げることができました。このへんのいきさつにつきまして、教育委員会のほうからご説明をいただきたいんですが、なぜはじめに原稿依頼を断るよう指示が出たのか。その後、抗議をした結果、再び会議を開いて、原稿依頼に応じてもらうことができたのか、そのへんのいきさつについて、詳細な説明を求めたいと思います。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

ご質問の議会広報の原稿依頼につきまして、その経過をご説明させていただきたいと思ひます。

6月15日の日に、静川小学校校長から教育委員会事務局、私のところに問い合わせがございました。その内容につきましては、今、議員のご質問の中にございましたように、議会広報の最後のページである町民広場のスペース、この部分を使いまして、今後は町内の学校の紹介をしたいということで、第1回目として静川小学校長に原稿を書いてほしいというような話でございました。

校長はこの話は当然、教育委員会は承知しているのでしょうかというような話でございました。そういったことで、私自身はこの話は初めてだったものですから、状況によれば教育長が、この話は聞いている話なのかということで、教育長にそのへんの確認をいたしましたところ、

教育長もそのへんの話はまったく聞いていない、初めての話であるというようなことでございました。

静川小学校の校長からの話で、なぜ一番先に静川小学校を取り上げるのかというところを伺ったところ、統廃合により一番最初になくなる学校がおそらく静川小学校だろうから、そういった早くなくなる学校から紹介していきたいんだという話でございました。

この話も含めまして、教育長に話をしたところ、そういった統合により早くなくなる学校ということであれば、下山中学校は来年3月に廃校になるという形が決まっているわけですから、そういったことを考えると、静川小学校ということではなくて、「建制順」の順番でやってもらったほうがいいんじゃないかということで、その旨、教育長の考え方を静川小学校の校長に伝えたということでございました。

その後、静川小学校の校長が望月明議員のほうに、そういった教育委員会の考え方をおそらく伝えたという状況の中で、直接、教育委員会のほうに望月議員から依頼があったわけですが、そのときはぜひ「建制順」のような形の中で取り上げていただきたいと、このようなお願いをしたという経過でございます。

その後、ちょっと時間が空きましたので、教育委員会とすれば、ご理解いただいて、久那土小学校のほうから取り上げていただけるのかなというふうに思っていたわけでございます。

その後、またちょっと時間が経って、再度、望月議員、あるいは芦澤委員長から静川小を取り上げてもらいたいという、非常に強い申し入れがありました。その際、私、電話でのやりとりだったんですけども、このことは事務局で結論を出すことができないため、ちょっと時間をもらいたいということで、再度、教育委員会を開催いたしまして、この旨、ご協議いただいて、結論としては、今回は時間的余裕がないということをおまえまして、静川小学校を記事にさせていただこうと。2点目といたしましては、次回以降の編集計画を「建制順」も考慮していただく中で、できるだけ早い段階でいただきたいと、この2点でございました。事務局は、教育委員会の決定の内容を静川小学校の校長に伝えまして、原稿の作成を行うよう指導したという経過でございます。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

そうですね。そのへんが、私たちにはまったく理解できないんですが、ということは議会だよりも、学校のことを載せるときには「建制順」でなければいけないということと、教育長におうかがいをたてなければいけないというふうに、今おっしゃったように思うんですが、それでよろしいですか。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

学校長は、教育委員会で管理・監督するという形が法体系としてございます。その中で、教育事務局の長たる教育長のほうに、そうした話があったのかどうか確認したということでございます。教育長が聞いておりまして、それを承知しているよということであれば、そこで、この話は終わっていた話だということでございます。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

答弁になっていないと思いますけども、この件に関して委員長はどのようにお考えですか。

○議長（望月広喜君）

教育委員長。

○教育委員長（山田省吾君）

教育委員会は合議制でありますので、私もその相談を受けました、今までのことを。ところが私の一存でというわけにもいきませんので、委員の意見を聞きました。教育委員会におきましては、私もかつて、広報のそういう立場にありましたから、発行を遅らせてはいけないというようなこともありまして、静川小を記事にすることを臨時教育委員会において、了解いたしました。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

「建制順」という言葉が出てきたわけですが、これは私だけが知らなかったのかも分かりませんが、「建制順」というのは特に法令や訓令、通達などの文書が残っているような言葉ではなくて、要するに省庁や部署などで序列を表すために、便利だからということで「建制順」というふうに決めているようです。私がいただいた資料では、身延町の場合には「建制順」のトップは久那土小学校ということで、それからずっと身延中学校まで「建制順」というものがあるようです。

実際に、この「建制順」にしたがって、もし物事を進めようとするれば、なんの問題もなかったということなんでしょうけども、私たちが意図したのは、要するに本当に今、すぐになくなってしまっても分からないという、静川小学校をこういう、私たちの「議会だより」という、そんな大した文章ではないんですけども、そういうものにでも載せて知っていただければ、こんなに素晴らしい学校なのかということが分かっていたらいいということで、載せさせていただいたわけです。

教育委員会は「建制順」ということで、なんとか今後もするようにということですが、私どもには一切、そういう考え方はありません。実際、教育委員会が主催しました学校統廃合の説明会でも「建制順」ということでいえば、久那土小、下部小の順でありますはずなのに、実際には下部小、久那土小の順に行われたということですので、いわゆる「建制順」に従っていないようなんですけども、この件に関しては、特に答弁は結構です。

私たちは、静川小学校が来年の春になくなってしまおうということを前提に考えていましたので、先ほども質問したように、なぜ変更になったのかということがよく分からないんですが、この教育委員会が、小中学校適正配置委員会の結論というのを金科玉条のようにして、全体計画も定かにしない中で、いわゆる前期計画だけを強引に推し進めようとしていると。そういうことが、町民の納得を得られないものなんだということを、よく理解しておいていただきたいと思います。

一方的な説明会を何回開いても、町民は納得しないと思います。その点につきまして、教育委員長の今後の方針について、伺いたいと思います。

○議長（望月広喜君）

教育委員長。

○教育委員長（山田省吾君）

たびたび、同じような答弁になりますけども、今までの前期建設計画を進めているわけですが、これがめどがつき次第、あとの計画を進めていくというのが教育委員会の方針であります。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

さっきもちょっと言いましたけども、教育委員長というのは、そんなに、いつまでもやっているわけではないので、教育方針ということで、毎年教育委員長が発表しているわけですけども、行政は継続しているからということでは、そういう教育委員長の教育方針というのを踏襲していくというのが教育委員会の考え方なのかも分かりませんが、私たちはどうも、そういう、今の教育委員会のあり方、教育委員長の選任の仕方、そういうものにちょっと疑問があるなというふうに考えています。

そこで町長にお伺いしたいんですけども、先ほども申し上げたように、統廃合問題が混乱を引き起こしている原因の1つは、審議会の答申を尊重するといいいながらも、10年後の結論に至る全体計画というのが相変わらず示されていない。そういうふうな、言ってみれば行き当たりばったりの、その前期計画の実行ということで、そういうものは町民の納得を得られていないというふうに考えているんですが、町長はこの点について、どういうふうにお考えですか。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

常々申し上げているとおりでございます。答申は答申として真摯に受け止めます。そして答申をいただいた中で、議員さんにもその答申の内容については、了解をいただいていると私は考えておりますし、そして前期計画をつくった時点でも、3月に皆さんにお話を申し上げました。そして皆さん方から反対意見もございませんし、そして皆さんの了解をいただいた中で、話を進めてまいりました。

したがって、皆さん方は町だけがつくった問題だからというのではなくて、皆さんも賛成をしていただいたと、こういうふうに考えておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

町長は何回もそういうふうな言い方で、議会は承認したというふうにおっしゃっておりますけども、いつ、そういう提案がなされて、それに対して採決を行ったのか。私の記憶の中にはありません。その学校の適正配置審議会の結論をたしかに報告は受けました。そのときに反対を言っていないというふうに言ってらっしゃいますけども、そういうふうな状況ではなかったと思います。全員協議会の中で、たしか説明をされただけで、こういう方針を認めてもらいたい、承認してもらいたいというふうな形で、提案されたものではないというふうに考えますけども、その点について。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

これは議会に学校の統廃合の数、その他については議会に、本会議にかけて、議案として提案して、議決をしていただく案件ではございません。したがって、教育委員会が行った行為は、私は全然間違っていないと思います。

したがって、全員の皆さんに了解をいただく、そして、それで進んでいく。これで当然だろうと思います。もちろん予算の問題、それから条例の問題、その他になりますれば、議会の皆さんに議案として提案をして、そして賛否をお願いするということでございますので、その点をご理解いただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

2回ですか、その配置条例の改正については提案されて、その都度、私は反対をしてきたわけですが、たしかにそういうものについては提案がされ、採決をするわけですが、この審議会の答申をすべて承認したというふうには、私は考えておりませんし、おそらく他の議員も同じ考え方であると思います。

先ほどもちょっと申し上げましたけども、町長が身延町の教育について、責任を持っていただきたいというふうな気持ちは私だけかも分かりませんが、そういうことに関して、町長としてはどういうお考えでしょうか。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

町長が町の教育に責任を持つ、このことは当然ですけども、まず長の職務権限というものがございまして、その中でご案内だと思いますけども、教育委員会の職務権限につきましては、教育委員会の所管する部分ですけども、学校その他、教育機関の設置、管理および廃止に関することは、これは教育委員会の所管です。その中で、長の権限につきましては、教育委員会、いくつもありますけども、大学に関すること、中学校に関係すること、関係ないところは抜きますけども、教育委員会の所管する事項に関する契約を結ぶことは、私どもの権限でございますし、そのほかに教育委員会の所管する事項に関わる予算を執行することも、私どもの権限です。その2つが、私どもに任されている権限でございます。

したがって、私は、冒頭、芦澤議員のほうから権限がない、ふざけてはいけない、こういう言い方をされましたけども、ふざけてはいけないというと、これは言い過ぎかもしれないかもしれませんが、私はそういうふうな感じにとらせていただきましたので、率直に申し上げます。そういう意味では、私は教育委員会の職務権限に属する事項、先ほど申し上げたとおり、これについて私が発言をすることは、教育委員会の独自性を侵すことだという判断から、今までも、私は教育委員会をお願いをしてあります。そして教育委員会からいただいたもの、前期計画については、これはどうだろう、そして、その条例、あるいは予算等々を考えたときに、私はこのことはいいということですから、皆さん方にお諮りをした、こういうことでもございます。

もし、そういうことで、誤解を招いているとするならば、その点は、この町の全体計画の中でも、総合計画の中でも謳ってありますとおり、学校の統廃合につきましては、これは当然、町の皆さんの福祉を前提として、福祉のために行うんだよという部分がございます。したがって、学校の統廃合につきましても、全然、私どもが関係ないということはございませんけれども、先ほど言ったように、私には私の範ちゅうがございますので、その点だけご理解をいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

芦澤君、持ち時間5分です。

○5番議員（芦澤健拓君）

時間の関係で最後になると思いますので、町長に、私が考えていただきたいというのは、その個々の問題についてどうこうではなくて、今後の身延町をどういうふうにしていきたいのか。身延町の教育というのはどういうふうにあるべきなのか。その中で統廃合の問題も、最終的にはこうなりますよというのは、例えばどこかの小学校、中学校なりに統合する場合であれば、当然、その設備については町長のほうで、学校の建築とか、あるいは改修とかということを担当を持ってやっていただかなければならないだろうと、そういうふうにと考えると、やはり、その全体的な計画をつくっていただくのは、町長部局であろうというふうにと考えるから、こういう申し方をしたわけで、ふざけてはいけないという言い方は、私としては本当に、どこにもありませんので、そのへんはご理解いただきたいと思うんですけども、私が町長にお伝えしたいのは、町長がこの町の教育を、あるいはこの町をどのようにしていきたいのかということの中に、当然、統廃合というふうな問題があって、しかも、その中には今言ったように学校の新築とか、あるいは改築ということも、すべて含めて考えていかなければならないので、というのは、下山の、今、下山小学校ですけども、あの小学校を造ったときに11億円でしたか、10億円でしたか、かかったわけですよ。そんなものを、なぜ、今造るのかということを見ると、特に旧下部町の人たちは、みんな下山へ吸収されるんじゃないかなという、そういう心配をしているわけですね。そういうことを除くためにも、町が本当に、これから発展していくためにも、そういうふうな教育に関する全体計画を、町長が皆さんに示していただきたい。それが私の真意でありますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（望月広喜君）

以上で芦澤健拓君の一般質問が終わりましたので、芦澤健拓君の一般質問を終結いたします。

次に通告の2番、松浦隆君です。

松浦隆君、登壇してください。

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

今回、私は通告にもございますように、広域行政について質問させていただくわけですけども、各広域行政にもおのおの議会があり、またその議会において、諸問題について審議・採決されていることは、私も重々承知いたしております。また本議会からも、同僚議員が各議場において、よりよい方向に向けて、慎重な審議、また採決をしたり、また提案をなされております。しかし、その広域行政の内容や実情が、残念ながら町民の方々に周知されていない。こう

いう状況にあるのではないかというふうに、私は考えておるところでございます。

できるだけ多くの町民の方々に知っていただいて、知っていただくということは逆に關心をもってもらう、そういうことをしていただいた中で、もっともっと理解を深めていただくことが、これからの広域行政運営には必要なのではないかと、そういうふうに考えました。

また、昨今は国政、地方行政においても改革が叫ばれております。各市町村行政に密着する広域行政がゆえに、関係する市町村行政や議会からの声、これも1つの角度を変えた視点からの改革推進ではないかと、このように考えるところでございます。それと同時に健全な行政のあり方、これが当然ではないかというふうにも考えます。

今回の一般質問が、そういう意味で1つの一石になればと考えて、あえて取り上げさせていただきましたことを、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

それでは、1番目の質問に移ります。

広域行政は町民にとって、消防、病院、ゴミ処理等で密接な関係にありながら、あまり馴染みがないのではないかと。一部を除いて、馴染みがないのではないかとというふうに思われています。広域行政のあり方や必要性、またその目的や現状を理解していただけないかと、そう考えるために、周知の意味も含めて、一般的な広域行政の説明をお願いしたいと思います。簡潔にお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

それでは、質問にお答えさせていただきます。

広域行政とは数千人、数万人規模の地方自治体、市町村等において境界を超えて広がる共通の行政課題を処理するために、広域の行政単位を設けて行政を行うこと。従来の固定的な行政区画を超えて、より広域的に行われるべき行政ということで、目的はより効率的な地元住民のための行政運営だと思っております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

事務的な読み方をさせていただきました。私は先ほども言いましたように、町民の方に分かっていただけのようにということの意味でお願いしたんですが、基本的に、要するに市町村として幅広い分野の行政サービスを担う負担が大きいから、結局、日常生活圏の広い広域の中で、行政需要の高度化だとか、それから専門化、そういうものの事務処理を単独では大変だから、近隣市町村でやりましょうということですよ。それでよろしいですか。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

噛み砕いて言えば、山村の、本当に小さな農家が田植えをするのに、1人で1軒ずつするよりは3軒、4軒、力を出し合って1日で片付けると、4日でするところを1日で片付けて、能率的にしよう。たとえばちょっと違うかもしれませんが、そういうことを行政運営に生かそうというのが広域行政だと思っております。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

今の説明が一番、町民の方々には分かっていただけるのではないかと思います。この広域行政には法人の設立を要しない協議会とか機関等の共同設置、それから事務の委託や法人の設立を要する一部事務組合、それから広域連合、地方開発事業団、税務事務組合、役場事務組合等々、いろいろな共同処理制度があるわけです。この中でも、ほとんど機能していないものもありますし、非常に利活用されているものもあるわけですが、この中で、明治21年の市町村制定以来、広く用いられている一部事務組合、地方自治法の284条2項に、より行政サービスの一部を共同で行うことを目的にすると謳われていますが、平成20年7月現在、全国の設置件数が1,664件になっております。本町もほとんど一部事務組合に関連しているわけなんです。この一部事務組合についても同様の観点から、町民の方々に分かりやすいような形でご説明いただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

説明が下手で、ちょっと分かりやすくといっても難しいかもしれませんが、一部事務組合とは、市町村等の事務の一部、先ほど議員さんが言われましたように、ゴミ処理とか消防とか火葬とか、自分のところの町ではちょっと厳しいなというものを共同で処理することによって設立された組合で、特別地方公共団体になります。先ほども言いましたように、1市町村等で対応できない。あるいは、なんとか対応はできるかもしれないけども、広域で取り組んだほうがより効率的である等の理由で設立されたのが、一部事務組合です。

以上です。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

今の内容の説明をいただきまして、一部事務組合、これは本町に関連するすべての組合が法人格を有するというふうに理解していますが、その中でもう1つ、広域行政組合、先ほど特別地方公共団体とありました。一部事務組合とは、これは後期高齢者医療広域連合、これは一部事務組合と同じ特別地方公共団体なんです。これは若干、違うということで、そのへんをちょっと説明いただけますか。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

広域行政の中でも一部事務組合、広域的に取り組んでいるもの、また、その一部だけの事務、例えば飯富病院なんかも早川町・身延町との連携で一部事務組合、そういったところは広域行政の中の一部事務組合というのも、ちょっと違うのかなという気がします。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

一部事務組合と後期高齢者医療広域連合に関しての一番の違いは、基本的には同じなんです
が、事務の共同処理からの多様化した広域行政の需要に、適切かつ効率的に対応することを目
的として、国や県から権限移譲された地方分権と住民コントロールを強く意識した制度である
かどうか、この違いだと私は思うんですが、それで間違いないですよ。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

そう思います。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

では次に移りますが、先ほど町が関連している一部事務組合の組合名と、先ほどちょっと出
ましたけれども、組合名と内容について、簡単に説明をいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

身延町で関わっております広域行政、一部事務組合は6つありまして、1つ目が山梨県市町
村総合事務組合、県下27市町村、すべてが加入しております。それから2番目は峡南広域行
政組合、これは峡南地域5町が加入しています。そして3つ目が、峡南衛生組合。これは身延
町、早川町、市川三郷町の3町が加入しています。そして4つ目として、先ほど言いました身
延町、早川町の身延町・早川町国民健康保険病院一部事務組合立飯富病院、5つ目が山梨県後
期高齢者医療広域連合、これも山梨県下の27全市町村が加入しております。そして6つ目が、
山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合、これは22市町村が加入しております。市のほう
で5つ、甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、韮崎市が抜けておりまして、そのほかの8市
8町6村の計22市町村が加入しています。

以上の6つの一部事務組合が、身延町が関わっている組合です。

以上です。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

6つの組合に今、加盟しているということですが、本当に、例えば県市町村事務組合とか、
こういうものに関しては、あまり聞きなれない名前ですし、どういう形なのかというのは、
ちょっと分からない部分もあります。私たちにも分からなければ、当然、町民の方々も非常に
分からないだろうと、初めて耳にするという方もいらっしゃるような気がするんですが、どち
らにいたしましても、この中で飯富病院とか広域行政組合、峡南衛生組合、こういうものに關
しては非常に住民生活に密着した、なくてはならない制度であるというふうに考えております
が、この中で峡南広域行政組合、この業務内容について大筋で説明をいただきたいと思いま
す。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

峡南広域行政組合については、最初は昭和47年に峡南地域の南巨摩の7町と西八代郡の5町村の計12町村を対象にということで、計算センターと消防本部がそれぞれ別々に設立をされました。その後、昭和58年に養護老人ホーム、南部町にあります慈生園を含めまして、新たに峡南広域行政組合として設立をされまして27年が経過しており、現在は先ほど言いました峡南5町、市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町の5町で構成されております。

主な事業分野は4つに分かれていまして、1つ目は元六郷町役場に事務所がありまして、事務局、総務課、全体的な総務関係、広域行政の議会運営等のほか、介護保険を中心とした福祉支援による事務などを担当しています。

2つ目は、鰍沢にあります計算センター。これにつきましては、峡南5町の電算化による事務処理の管理・支援等を担当しています。

3つ目は、南部町中野にあります慈生園。これは養護老人ホーム、介護老人福祉施設ショートステイ、デイサービス事業等を実施しております。

4つ目が、市川大門のところにあります消防本部。防火、防災等や救急救助等を担当しております。

以上、大きく4つの分野に分かれて活動をしています。

以上です。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

今、沿革といいますか、峡南広域行政組合の大筋の説明と、それから業務内容について伺いましたけども、その業務内容について、私がホームページで調べた中で、消防関係、老人ホームと、もう1つ、ふるさと市町村運営事業というのがあるんですが、これはどういう絡みになるんですか。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

広域的な観光をということで、これも総務課の中の1つの事業として展開しています。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

観光というのは、お客さまに来てもらう観光ですか。そういう形の観光ですか。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

もともと、身延線沿線の活性化の関係というか、そういったことで、ここの峡南地域全体の観光協議会のような形で、これも1町1町で取り組むよりは、そこの1町の観光PRも必要ですけども、峡南地域全体まとめた観光PRも必要ではないかということで、峡南広域のほうで観光協議会ということで、町の職員等も前は輪番に派遣して、事業をしていました。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

消防関係ですね、それから老人ホーム、慈生園ですか、それから今、話をしました観光のほうのふるさと市町村運営事業、それから福祉の支援事業、そして計算センターなど幅広い共同事務や事業運営を進めておりますが、この中で今回、計算センターに絞って質問をさせていただきたいと思います。

計算センターの業務内容を詳しく、詳しくといいたしても時間の関係がありますから、そこそこをお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

大まかにということで、説明をさせていただきます。

計算センターの業務内容はといわれたときに、基本は峡南5町の事務処理の効率化に向けて、電算業務システムの開発維持管理、峡南広域ネットワークの維持管理、住民基本台帳ネットワークの運用および支援、総合行政ネットワークの運用および支援、電算機器の管理、事務処理の電算化への支援、職員向け講習会の実施が大まかな内容です。

といっても、よく分からない部分があるかと思いますが、具体的には町民課の関係におきましては住民票、戸籍、印鑑証明、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金等の台帳管理支援等が主な業務。そして税務課におきましては、各町で固定資産税、住民税等々の課税処理、収納処理の支援等。そして財政課におきましては予算、決算の財務会計の運用支援。福祉保健課につきましては障害者支援費等、高齢者予防接種等の運用支援。総務課におきましては、選挙関係とか交通災害共済関係等の事務処理を行っています。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

町の至るところ、至る課にわたって、計算センターと手を組んで、最初、オートメーション化をどうするかというところから始まったと思うんですが、そういうコンピューター絡みの関係の、OAの関係の中で手を組んでやっていると、そういう理解でいいと思うんです。実は今、ここにこういうのがありますが、これは計算センターのホームページからプリントアウトしたものなんです。今、説明をいただいたように、計算センターの業務が多岐にわたって紹介されています。昭和48年3月の設立以降の沿革やオフィスオートメーションの操作支援、事務処理プログラムの開発等と記され、峡南6町の事務処理の効率化に向け、機器の導入、ソフトの開発を行っていますとの見出しや、フロッピーという、今、あんまり使われていませんが、フロッピーへの打ち込みといった、そういうふうな記述もございます。

私はホームページのトップページを見まして、驚いたんです。というのは、鯉沢と増穂の合併から、もうすでに半年余り過ぎております。数日前まで、僕がこれをプリントアウトしたのは2、3週間前ですから、そのときには峡南6町になっております。数日前で峡南6町のままでした。今回の一般質問の準備のために、計算センターを訪れて、いろいろ話を伺った際に、このことを指摘させていただきました。普通、僕もそうですが、ほかの方々もそうですね、今、

総務課長がおっしゃったように、この電算化に向けて、その先頭を切って、峡南、今、現在5町ですね、峡南5町を引っ張っていただく、また支援していただく、その中心にあるべき計算センターのホームページが、峡南5町が半年も経って、6町にそのままなっているということが、私はちょっと心配になりました。ひょっとすると、計算センターという名前で、峡南5町にいろいろ支援していますけども、訂正できる方がいないんじゃないかと。極端な言い方をしますと、そこまでの心配をしたところでございます。

しかし、次の日です。一部ですけれども、訂正されておりました。次の日。これは、僕は見て、やればできるんだなと思って、ほかのところも見たんですが、ほかのところはそのままでした。僕が指摘した計算センターのホームページのトップ、ここに6町とあるんですが、ここが5町に変わったただけでした。ちょっと残念なところなんですけども、残念と同時に、やればできるんだなという、妙にほっとするような部分があったこともこれは事実なんですけども、関連する町として、このことをご承知だったと思うんですが、承知だったかどうかと、どういうふうに思われますか、こういう状態を。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

承知ではなかったというか、知らなかったです。自分自身もそうですけども、やればできることをつついあとまわしにということ深く反省し、今後はそのようなことがないようにしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

僕らはなんでもそうですが、いろいろ調べるときでもそうなんですけども、やっぱりホームページ、つつい頼ってしまいます。ホームページのトップをまず見るんですね。そこからどこを検索するかということの一番の玄関だと思うんですよ。うちの玄関でいえば、世帯主の名前が表札で書いてあります。それは間違っていない。しかし同居人の名前が間違っているようなものですね、これ。極端な言い方をすると。そういう基本が違っていれば、これはちょっとまずいんじゃないかなというふうに、あえて指摘させていただきました。

では、続きまして広域ネットワークについて、説明いただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

本町が加入している広域ネットワークは南巨摩郡、西八代郡の峡南地区において実施しております、大きく2つに分かれたものになります。1つは学校系ネットワークとして、各町の小中学校と計算センターが光ファイバーで結ばれて、学校間の情報伝達、情報交換等を行っています。

もう1つは、行政系ネットワークとして、山梨県庁、南巨摩合同庁舎と峡南、各町の役場、支所等を光ファイバーで結び、インターネットを利用する中で情報交換を行ったり、行政で見られない情報収集等を行っています。

また、インターネット利用で便利になる反面、情報漏えい等の危険性、ハッカー等の危険性

もありますので、そういったのも計算センターの重要な業務の中に漏洩防止のためのセキュリティシステム対応の業務もあります。

以上です。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

今、いろいろ広域ネットワークについて、ご説明いただきました。

やはり広域ネットワークについて、こういうふうにしてホームページの中にありますね。これも広域ネットワークについて、峡南地域6町および学校が接続している広域ネットワーク。すべての通信は計算センターを経由し、セキュリティが保たれていると。図があって、計算センター、広域ネットワークで計算センターと峡南地域6町が結ばれております。6町と書いてありまして、その下に町名が出ております。市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町、どう計算しても5町しかありませんけれども、峡南地域6町、それから広域ネットワークのもう1つのほうには、さっき課長から話がありましたように、学校関係、峡南地域30校で、市川三郷町10校、富士川町5校、早川町未接続、身延町13校、それから南部町未接続、これは計算すると28校なんですけど、30校になっております。あとで、このことも聞きましたら、今年の3月から早川町が2校接続して30校になったそうなんですけど、これも先ほど、課長がちょっと言いましたけども、いつでもできる。東京タワーのすぐそばに住んでいる方が東京タワーにいつでも上れるから、そのうち東京タワーがなくなるんじゃないかというような、それと同じ心理かもしれませんけども、これはやはり業務内容をちゃんと説明する、先ほども言いましたように、表札と同じことだと思っただけです。こういうことが、いろんな部分で間違いが出ています。

これは正直言って、私はあきれてしまいましたけれども、このことにいくら話を費やしても、時間が足りなくなりますので、このくらいにしておきますけども、こういうことがあるんだということを、ぜひご理解いただきたいと思いますが、もう1つ、まず計算センターを経由して、今、課長から話がありましたけども、セキュリティが保たれていると。この広域ネットワークについても、セキュリティが保たれていると大きく出ております。このセキュリティが、計算センターが民間のセキュリティ会社と契約して、このセキュリティを構築して、ブロックしていることはご存じです。課長、どうですか。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

詳しいことは分かりません。申し訳ありません。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

先ほどの計算センターのトップページ、処理業務内容、OA事務系・情報系の操作の支援、それから事務処理プログラムの開発、大量印刷物の発行処理、機器の管理、事務電算化の支援というふうになかなか大きく謳ってあります。当然、これを見た限り、峡南6町の間違いは別にして、この業務処理の内容を見た限り、このセキュリティというのは、当然、計算センターが独自に

開発したというふうに思われると思うんですよね。プログラムの開発というふうに謳っているわけですから。

しかしながら、このセキュリティシステム、実は東京に本社を置く、クオリティソフト株式会社という、そのシステムを使用しております。今の現状は、どういう形になっているかといいますと、各自治体の端末、皆さんのパソコンですね、そのパソコンで不具合や不正サイトへの接続、それからさっき言いましたけども、ハッカーに侵入された、そういう場合、この民間業者から計算センターに連絡がございます。その連絡があった中で、その自治体に、連絡の中にはどこの学校のどのパソコン、それからどこの役場のどのパソコンというのが全部分かりますから、その自治体や学校なりにその内容を指摘して、計算センターがその後処理を対応するという、そういうシステムになっているんですよ。このシステムというのは非常に素晴らしい、通常のものより格段に優れたシステムなんですけど、民間で同じようなことをやっている。計算センターが嘘をいっているとか、そういうことではないんですよ。計算センターの処理業務内容に謳っているのとは、ちょっと違うような気がするんですけど、そのへんも含めて総務課長、いかがですか。どのように感じられますか。それと同時に、今、民間でもこれと同じようなサービスを、すでに行っているんです。計算センターでも今、こういうふうに行っていますが、計算センター独自ではできないからということで、民間のシステムを使って行っているわけですが、それと同じようなことを民間もやっています。そのへんはどのように思われますか。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

それが広域行政だと思います。各町で、直接に民間でやったほうが内容によってはコストダウンとか、そういう場合もあるかと思いますが、峡南5町を考えた場合に、その峡南5町での話し合いで、そういった結果になったということだと思います。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

そうすると、その峡南5町で、広域の計算センターも含めて、これを導入するときというのは、そういう話はあったんですか。民間の、クオリティという会社のものを使うという話はあったんですか。そのシステムは、全部説明があったんでしょうか。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

その話のときには自分はまだ担当ではないですけども、当然、計画段階では構成町には話があったと思います。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

なんかちょっと、合点がいかないようなところがあるんですけど、私はこの民間のプログラムを利用したシステム、決して悪いとは思っていませんし、特に各町や峡南広域行政組合、そして計算センターが、今、課長が言いましたように、広域行政がゆえに、そうやって、やってい

るんだというところなんですよね。だから、その民間のものを使っても、これは正しいんだと。正しいというか、それが当然の道なのかもしれないということだと思っただけなんです。僕もそう思うんです。実際に計算センターもそうですし、国や県との間で利用しているL GWAN、ございますね。このL GWANのシステム、これは財団法人 地方自治情報センターが今、運用しているわけなんです。このシステムも民間が開発したシステムなんです。

先ほどの今、計算センターが利用しているクオリティーと民間との一番の違いですね。決定的に違うのは、プログラムの企画・発案、これを地方自治情報センターがやっているんです。それを受けて民間のシステム会社が開発して、共同で一番使いやすいような方法にもっていつているんだと思いますが、この方法、規模が違っただけですよ、正直言って、国と県と、それから峡南広域行政組合。規模が違っただけですが、考え方によって、この計算センターの今後の運営、それから計算センターのあり方、これは大きなヒントになるんじゃないかというような気がします。そのへんもぜひ、頭の中に入れていただきたいと思います。

それでは、先ほど来、僕も今、計算センターの事務処理、プログラムの開発ということで、非常に気になる、納得のいかない部分があるんですが、独自に開発したプログラム、こちらのほうの説明をいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

先ほども言いましたけども、各部署で使用している中でも、そのソフトというか、内容によっては、いわゆる既製品のソフトを使うのもありますけども、独自でというのは、それを決める前に、この事務処理のプログラムの開発につきましては、計算センターのほうでも部会を6つに分けて、その下に専門部会的なものを20、専門部会、担当者部会等をして、構成町のそれぞれの担当職員との協議によって、その担当分野でのプログラムをどうしたらいいかということで、話し合っただけで進めてきました。

事務処理の内容により、先ほど言いましたように、計算センターで独自に開発する事務処理プログラムが多くありますが、どうしても中には、既製品のソフトを使用する場合があります。ということで、独自で開発した主なプログラムの内容は住民記録や印鑑登録の関係、また国保、年金、子ども手当、そして保育料の関係、障害者支援の関係、そして飼い犬の管理、そして住民健診の関係、そして各種の税金関係、そして選挙、そして上水道料金等の関係とか、下水道料金等の管理運営等は、独自で開発したプログラムだと思います。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

峡南広域行政組合計算センター、補足資料の中にあります電算システムの業務の一覧があるんですが、その中に24、出ております。その24の中の18のプログラムを独自開発したとされております。この開発するにあたっては、そういう電算関係に疎い私たちとすれば、大変な苦勞だったんじゃないかと思っています。しかし、日進月歩の速さで、今、開発が繰り返されているコンピューター関連の世界において、計算センターのプログラムは、時代遅れではないかという指摘があります。またセキュリティも含めて、市販のいわゆるパッケージソフトでも、十分対応できるのではないかという指摘もございます。これも、あるのは、本当に私もし

ろいろなところから聞いていますので、これも事実でございます。

このような状況の中、峡南5町がそろって財務会計システムをスタートさせることになりましたけども、このことを取りまとめたのはどこで、そのシステムの作成元、このへんはどうなんでしょうか。また、その費用と本町の負担はどのくらいでしょうか、お答えいただきたい。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

とりまとめにつきましては、その財務関係担当者と話し合いの上だと思います。

そして、計算センターの収支決算の大まかなということでしょうか。

○6番議員（松浦隆君）

そのシステムの作成元と、その費用。その作成の費用です。

○総務課長（広島法明君）

ここでは分かりません。申し訳ないです。のちほど調べます。作成元も、ちょっと自分のところでは聞いておりません。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

分からないということで、またあとでお答えいただければ結構ですが、この計算センターでは財務会計ソフト、これは特殊なために、独自の開発をするには数年かかる、そこまで、各町が待っていただけるのであれば、それは私たちも開発できないこともないでしょうけども、数年かかりますから、とても無理ですよ。そういうことで、民間の内田洋行というところなんですけど、そこですでに市販されている財務会計システム、それを使っております。

開発スピードでも、遅れているとの声も、そういう今のことも含めて、開発のスピードでも遅れているという声も計算センターに向けられているわけですが、今回、それを取りまとめたのは計算センターですよ。基本的に、これを取りまとめたのは、計算センターの生き残り、その開発とかそういうもの、日進月歩、どんどん進んでいって、遅れをとっていると。そういう中で、生き残りのためではないかというような指摘が、実はあるんですよ。

そういうものごとに、1つの開発でもなんでもそうですが、私は限界があると思うんですよ。やはり、その処理能力的なもの、機器的なもの、人材的なもの、それから能力ですね。そういうものも限界があると思うんですが、その点、計算センターのそういう技術面とか、設備面とか、能力面とかというのは、私は限界に近いのではないかというような気がするんですが、総務課長はどう思われますか。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

自分自身、電算についてはほとんど能力が低いので、あまり人のことは言えません。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

これは非常に言いつらい部分もあると思いますし、そのへんは理解しますので。

次の質問に移ります。時間がありません。

計算センターの収支決算、峡南広域行政組合の歳入歳出決算に組み込まれておりますが、計算センターの独自の収支決算と内容、これは分かりますでしょうか。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

手元に来ておりますのが、平成20年度峡南広域行政組合一般会計歳入歳出決算書ということで、計算センターのみの収支決算書はありませんので、これに基づいて、説明させていただきます。

歳入につきまして、計算センター部分に関わるものにつきましては、先ほど言いました峡南広域行政組合一般会計の1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組合費負担金の中で、計算センターだけでなく、一切の広域行政の関係で、身延町とすれば3億101万3千円。そして、その次に負担金の中の町村電算システム負担金、これは計算センター分だけということですが、これにつきまして、これは構成町全部のものしかありませんけども、7,517万3千円。そして、もう1つが最後、広域ネット整備事業負担金ということで、これも5町全部で7,288万9千円が計算センターに関わる歳入と思われま。

そして歳出につきましては、計算センター総務費と計算センター業務費および広域ネット運営費により支出されておまして、支出合計は平成20年度決算で見ますと、3億1,300万3,028円になります。

以上です。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

そうすると峡南広域行政組合、それから今、計算センターの関係で、本町からの広域行政組合への負担金が3億100万円、それから計算センターだけで7,500万円、また7,200万円と、そういうふうな大きな数字が出てきましたけども、基本的には、時間の関係がありますので、これほどの大きな金額が必要だという認識を町民の方々に理解していただきたいと思ひまして、ほかの質問に関してはしませんけども、この1点だけ、この大きな負担金、これは毎年、同じくらいの負担金が出ていると思ひますが、費用対効果の観点から考えて、答えづらいかもしれませんけども、計算センターの業務内容、満足できるものでしょうか。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

はっきりした答えは分かりませんと言うしかありません。費用対効果というのも、先ほど言いましたように、比較するものがあまりないというのが現状ですので、こちらとすれば費用対効果、自分たちの努力の中で、少しでも多く上げていただきたいという願ひを持つだけです。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

今の課長の答弁ですね、私も本当に同じなんです。やはり、親方日の丸といひますが、そう

いうふうな形になってはいけないことですし、日々、日進月歩している、そういう業界の中において、やっぱり研鑽を積んでいただいて、少しでもよくなっていたらいいような、そういう気持ちでの話だと思うんですが、私も本当に同感でございます。

では次の質問ですが、現在の計算センターの職員数、各町からの出向している職員もごさいますけども、内容と人数をお答えください。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

平成20年度でいいますと、職員数は17名で、うち各町、構成町からの派遣は4名。その内訳的には、1人は所長ということで、地元富士川町から出向しています。その他の3人につきましては、派遣任期3年ということで、構成町から輪番というか順番で、交代で出しています。今年度派遣されています職員は市川三郷町、富士川町、南部町です。

参考に身延町は平成18年、19年、20年の3カ年、派遣をしていました。

以上です。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

各町から出向している職員は、3名ですね。所長を入れて4名ということですか。はい。そうすると、では今、言いましたように、17名のうち職員としては3名が各町からで、そのほかに所長さんが1名、富士川町からということで。そうしますと、センター本来の職員数は、13名となるわけですね。その13名の年齢構成はわかりますでしょうか。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

わかりません。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

ちなみに、職員数の数字なんですが、私もはっきりしたところは分からないんですが、大体これは合っていると思います。50歳代が、センター長さんも入れまして、3名ではないかと。50歳代。それから30歳代が10名。20歳代が1名という、このぐらいの感じの構成になっていると思いますが、非常に年齢構成が偏っているんですね。人数は1人、2人の違いはあってもですね。さっき言いました50歳代の中で、1名の方はここ1年、もしくは2年ぐらいの間に退職予定というふうなことを聞いていますけども、今の状態を考えた場合に、30歳代が非常に多くなっておりまして、20歳代が1人と。その上、40歳代がなくて、50歳代というような感じなんですが、10年後以降、人件費の高騰とか、20年後以降の大量退職に伴う後継者の育成、またその育成をするために、毎年、補わなければならないというような問題が出てくるわけですね。その募集するためにも、募集配分というものを考えなければいけないし、また人件費の増加が非常に心配するような形になると思いますけども、町としても、この計算センターには、峡南広域行政組合を通じて深く関わっているわけですが、そのへんのことを、

どのような方策を進めるべきかというふうに考えていますでしょうか。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

それは、自分の立場で答えるべき問題ではないと思っております。

答えるべきというか、答えられる問題ではないというか、それは先ほどもありましたように、計算センターは峡南広域行政組合の1つの組織ということで、その峡南広域行政組合の中でしっかりとした協議をして、その段階では構成町の、町長も当然、理事に入っていますし、議員さんもいますので、そういったところをふまえての協議ということで、お願いしたいと思っております。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

答えられない、ここで言うべきではないというふうな考えなんでしょうけども、私にしてみれば、結局、町に絡んでくるわけですね。先ほど、予算的なものも峡南広域行政組合に3億円、それから計算センターだけでも7,400万円ですよ。そういう負担金をしていて、やはりそういうものに、今の人事の問題もそうですし、そういうことに関係する、町としても答えられないかもしれないけども、そういうものに目を向けて、今後どうするかというようなことを、答えられないまでも考えていくべきではないかというふうに思いますし、今から、こういうものを考えて考慮していかないと、ただ単に問題の先送り、最後になってどうするんだといったときに、急きょ慌てて、それをつくって、また負担金が増えてということは、町民への負担が増えるという、そういう形になるのではないかというふうに危惧しての話ですから、ぜひ考慮はしていただきたいと思っております。

今までの質問も含めて、私、本当にきつい言い方かもしれませんが、計算センターの現状をいろいろ調べて、またうかがってみました。この体質を一言でまとめると、広域行政の組織の運営にあぐらをかいた、慢心にほかならないと。私、ここまでの気持ちを感じました。現在、計算センターのイントラネットも使って、各町が住民サービスをしているわけですが、このことは昭和48年設立以来、長年にわたって構築されてきたもので、大いにこのことは評価されることと思っております。また、県内においても上位の設備を誇っている、これも大変なことだと思っておりますが、これもそれも、すべて長い年月、各町が莫大な負担を続けてきて、今がある。そのことをわれわれも、それから計算センターの職員も決して忘れない、そのことを肝に銘ずるときではないかと私は考えるんですが、そういうこともふまえた中で、今後のあり方、町長にお答えいただきたいと思っております。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

峡南計算センターにつきましては、ご案内のとおり、構成町5町でございます。年々、5町の事務処理も、電算処理の項目が増えつつあることも事実でございます。これらを広域処理することが有利であるということで、計算センターが成り立っているわけでございます。

しかし、今、議員さんからご指摘がございましたように、これらについても、私どもも十二

分に検討する中で、広域議会の議員の皆さんにご理解をいただきながら、正すべきは正していくということを行っていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

残り時間、あと5分です。

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

私は今までのこと、あれこれ責めるつもりはありません。できたことは、これはしょうがないことですから。しかし、このままの状態で済む問題ではないというふうにも思っています。本町が計算センターとの関係を、ある意味で解消するという、そういう選択肢もあることはあるんですよね。しかし、それは峡南5町で今、やっているわけですから、本町がそういう選択をすると、他町への負担、また他町との関係ですね。そういう問題もありまして、難しい問題に発展することになり兼ねない。このことも理解しております。しかし、こういういろいろな問題が積み重なって、大きな問題に発展した場合、これを峡南5町が一蓮托生の形の中で、泥沼状態になり兼ねない。こういうことも考えられるわけです。

ですから、先ほど私が最初に言いましたように一石を投じたいという、その気持ちなんです。この機会に今後の計算センターのあり方、進むべき方向を真剣に、これはほかの4町も廃止ということも考えるのであれば、それも含めて真剣に考えて議論していただきたい。その結論がまた存続ということであれば、今まで蓄積してきた各町の実情、これを生かすような形の中で、実情に合った背伸びのしない、スリムな状態の構築をしていただきたいと私は考えます。

この計算センターも含めて、広域行政組合については、住みよい地域から住みよいまちづくり、最終目標は峡南地域の発展、これだと思っております。これはもう、われわれもぜひ、峡南計算センターのほうも持っていていただいて、また先ほどの町長の答弁にもありましたように、改革、それからそういう、これからの内容について、ぜひ町長が先頭に立ってやっていただきたいと、このように思います。

最後に質問になります。まだ若干、大丈夫だと思いますけども。

計算センターに関しては、これでおしまいにさせていただきますけども、広域行政、将来像について、このへんを伺いたしたいと思います。最近、鯉沢病院と市川町立病院の今後についての動き、新聞でも大きく報道されましたけども、そういうことがありました。今後、どのような体制になるのか、不透明な部分もありますけども、峡南地域の医療体制、本町は飯富病院、そういう関係もあるわけですけども、その体制の、その中での医療体制の拡充には、重要なことではないかというふうに思っています。広域行政の将来像にも関連することと考えますが、この市川と鯉沢のことは、町長の考えはどうでしょうか。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

これは富士川町と市川三郷町が考えるべきことであって、私がここで答弁する問題ではないと思います。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

町長の本当に私的な考え方を伺いたかったんですけども、立場上、しょうがないのかもしれませんが。私はこれは非常に、峡南の医療体制には大きな影響が出てくるような気がするんですね。峡南北部、峡南南部と分けられているわけです。峡南北部うんぬんという形になってしまうと、峡南南部のほうがおろそかになってもまずいんじゃないかなという、そういう気がしますので、改めて質問させていただきました。

それでは、最後の質問になります。

実はこの間、私の家族が救急車で運ばれました。後頭部を打ったんですが、救急車で運ばれたときに、救急車が来てくれて、峡南広域行政の救急救命士の方のすごく対応がよくて、よくやってくれるなど。本当に心から感謝するほどの、そういう対応をしてくれました。しかしながら救急車に搬入して、救急車がスタートしないんですね。なぜかなと思って聞いてみましたら、救急救命士の方が行き先をあちこちやっているんですね。それを見て、私、思いました。岸和田の妊婦のたらい回しだとか、そういうことがここにもあるんだなと。たらい回しとは言いません。ただ、そのときは頭を打ったものですから、CTを撮ったほうがいいということだったんですが、そういう中で、うちの場合はそんなに心配するほどのこともなかったんですが、そのCTを撮るところを探す、それが救急車に乗せてから20分以上、救急車が動きません。そういうことが、実はあったんです。これも峡南広域行政の中で、病院と救急車の救急隊ですね、そちらのほうとの連携、それは病院側の宿直医のローテーションですね。例えば、今日の晩は外科はどここの病院、それからCTを撮るのはどここの病院、何はどここの病院とか、そういうローテーションがとれないかなと、そう思うんですね。その中で、その峡南地区5町が、相互になんらかの形で、この広域行政には絡んでいるわけですから、5町が主軸となって、町長がこの間、提案されました第2次身延町行政改革大綱の基本理念にありますように、知恵と工夫による地域発展のため、一人ひとりが改革実行の担い手となって進めれば、必ず広域行政の将来像が見えてくるというふうに思いますが、それを提案した町長みずから、その改革実行の担い手となっていただければと思うんですが、町長、今の流れの中で、今後の広域行政の将来、それを併せてお答えいただいて、私の質問を終わらせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

厳しいご指導を頂戴いたしました。しかし、広域行政というのは、小さな町村にとっては、絶対必要不可欠だろうと思いますので、私どももそのことを十分理解しながら、常に改善をしながら、いい方向に進めてまいるように努力をしてみたいと思います。

以上でございます。

○6番議員（松浦隆君）

ありがとうございました。

町もそれだけのお金を出していますし、ものを言う権限はあると思いますし、提案もできると思いますので、ぜひよろしくお願しいたいと思います。ありがとうございました。質問を終わります。

○議長（望月広喜君）

以上で松浦隆君の一般質問が終わりましたので、松浦隆君の一般質問は終結いたします。
一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩をいたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（望月広喜君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に通告の3番は、望月明君です。

望月明君、登壇してください。

望月君。

○2番議員（望月明君）

ただいまから、一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

はじめに、自然環境の保全と利用についてということで取り上げますけども、本町はご存じのように自然に恵まれ、また貴重な資源にも恵まれておるところであります。ご存じのとおり、動植物をはじめ自然景観、鉱物資源等々、豊富であります。

そこで、まず1としまして、本町が山梨県から自然記念物として指定されております栃代川上流のハコネサンショウウオおよび生息地、また反木川上流のヨコグラノ木、これは八坂。そして旧早川橋のモクゲンジ、これは遅沢であります。また一宮賀茂神社のサカキ林、下山。さらには小原島の貝化石、粟倉等々につきまして、これらの保存について、町の対応はどのようになされているか、質問します。

○議長（望月広喜君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

それでは、お答えさせていただきます。

ご承知のとおり、自然記念物は山梨県自然環境保全条例に基づいて、県知事より指定されるものであります。動物、植物、地質鉱物の中で、特に住民に親しまれているものや学術的に価値の高いもので、将来にわたって保存する必要があるとされるものが対象となります。

ご質問の自然記念物のうち、3件の自然記念物については、県から町に管理委託されておまして、それに基づきまして、栃代川上流のハコネサンショウウオおよび生息地、また八坂のヨコグラノ木、それについては個人と管理委託契約を結びまして、自然環境巡視および生態管理をお願いしております。また早川橋のモクゲンジ林については、遅沢区と管理委託契約を結びまして、監視と周辺環境整備をお願いしているところであります。

さらに5件の自然記念物のうちヨコグラノ木、またモクゲンジ、サカキ林の3件については、町の文化財保護条例に基づきまして、天然記念物にも指定されております。県の自然記念物の指定とともに、二重の法的保護措置がとられている状態でございます。

現在のところ、この3件の天然記念物については、文化財保護の観点においては保存状態、また説明板等も比較的良好であるため、またさらには県の管理委託業務でもあるため、特別な保存事業は行っておりません。しかしながら地球温暖化など、急激な環境変化が叫ばれる時代

でありますので、町としましても、今後も県と連携をとりながら、十分な保存管理に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

望月君。

○2番議員（望月明君）

これらの天然、あるいは自然記念物ですけども、大変貴重なものでありまして、こうしたものは他の地域に比べて、大変貴重なものであるというようなことで、ぜひとも保存については、町が主体になって、これから続けていっていただきたいと、このように思っております。

続きまして2番目の問題であります。本栖の湖畔、特に西岸でありますけども、ご存じのとおり身延町の地ですが、富士箱根伊豆国立公園の一部であると。また現在、ご承知のとおり富士山世界遺産登録に向けた活動がなされているところであります。この地域に対する本町の、これまでの環境保全についての取り組み、また同時にこの世界遺産登録へ向けて、これまで関わってきたわけですが、これにつきましても簡潔に説明をお願いしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

世界文化遺産の関わりもありますので、政策室のほうで答弁させていただきます。

富士箱根伊豆国立公園内にあります本栖湖は、毎年多くの観光客が訪れます。特に千円札に描かれています西岸には多くのカメラマンが訪れ、素晴らしい富士の風景をカメラにおさめようとしています。また最近では、富士山が世界文化遺産の候補に挙がっていることから、町営のトイレ付近に大型観光バスが停車している光景を見かけることが増えました。

環境保全の取り組みにつきましても、この美しい本栖湖西岸の自然環境を後世に引き継ぐため、環境美化活動の一環として、毎年、清掃奉仕活動が実施されております。8月上旬には、富士山をきれいにする会主催による富士山前期クリーン作戦イン本栖湖、9月上旬には峡南高等学校生徒主催による本栖湖畔清掃奉仕活動、10月には行政と各種住民団体等との共同作業による本栖湖西岸クリーン作戦が行われます。このように多くの方々による清掃奉仕活動により、本栖湖西岸のゴミは近年、非常に少なくなっております。

さて、富士山の世界文化遺産につきましても、今年6月2日に行われました議会全員協議会でご説明してありますが、その後の経過も含め、説明いたします。

平成20年12月議会において、今後、町としては本栖湖と岡田紅陽氏の撮影地を資産候補として山梨県学術委員会に推薦していきたい旨、ご報告申し上げ、推薦書の提出を行ってまいりました。

結果として、平成21年9月までの推薦資産の範囲として、富士山は5合目付近から頂上まで、富士五湖はそれぞれ湖面と、本栖湖は湖面と一部の貴重な陸地のみでした。これらの推薦資産の範囲を平成21年9月の国際専門家会議で検討していただいたところ、主要な展望景観は富士山の重要な構成資産、または構成要素となり得る。その場合、富士五湖の範囲と展望地点と展望線を重要な展望景観として推薦資産の範囲に含めるよう、検討すべきであるとの指摘を受けました。

そして再度、推薦資産の範囲の検討を行った結果、その範囲は広がり、富士山は裾野近くま

で、富士五湖も湖面だけでなく、サイクリングロードの内側や周辺道路の内側、また新たに三保の松原と、その展望景観が、そして本栖湖につきましては、岡田紅陽氏の撮影地から富士山までが推薦資産の範囲となりました。

そして県による富士山世界文化遺産の推薦書原案の提出について、7月下旬を予定しておりましたが、町長の行政報告にもありましたように、構成資産となる富士五湖の文化財指定に必要となる同意取得が遅れていること。また、包括的保存管理計画の策定にあたり、広範囲に及ぶ富士山山体の構成資産の保護・保全のために、文化財保護法に加え自然公園法、森林法を適用することとしており、この点について関係省庁との調整が最終的な合意に至っていないことなどの理由により、7月末までの推薦書原案の策定が間に合いませんでしたので、推薦書原案の提出が来年に延伸となりました。

なお、本町に関連ある本栖湖の関係者からの同意は得ているものの、関係市町村との連携を考慮し、同じように進めていく必要があります。今後も関係市町村と連絡を密にしなが、文化財指定に必要となる同意取得等、同時期に行ってまいりたいと考えております。

また富士山が世界文化遺産の候補に挙がっていることから、岡田紅陽氏の撮影地である中之倉峠へ登られる観光客が増えています。現地は県有林であることから、今後、県と登山道の整備の方法等を検討してまいりたいと考えております。ご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

望月君。

○2番議員（望月明君）

環境保全の点、これまで多くの団体、グループ等による清掃作業、環境整備作業に従事してこられておるわけですが、この状況、状態を依然として、以降も続けていただきたいと思ひております。また世界遺産指定に向けての取り組みにつきましては、説明がありましたとおりですが、その動きをさらに今後とも進めていただきたいと、このように願っております。

引き続きまして3番目でありまして、3つの地域についての件をお尋ねいたします。

遅沢地内に化石公園というのがあるわけですが、この化石公園は山梨県で唯一の化石公園であると。公園というような形で設けられているのは、この身延町だけあります。そういう県内でも貴重な公園になっておりますが、これはもちろん同時に地質学上、非常に貴重なものでありまして、また教育上も大いに利用されて然るべきだと思ひます。

このような地質学的な遺跡につきましては、このほかに手打沢の不整合露頭や、それから小原島の貝の化石、これも露頭といわれていますが、これらについて、教育上、どのように活用されているか、説明をしていただきたいと思ひます。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

今、ご質問の遅沢の化石、あるいは手打沢の不整合露頭等々につきましては、大変、貴重な天然記念物でございます。また身近にある、そうした貴重なものでございますし、ふるさとを知り、ふるさとを学ぶという意味から考えても、大変重要なものであると考えております。こうしたことから、各校において積極的に活用するよう、指導してまいっております。

具体的には、まずそうしたふるさとを教師自身が知る必要があるという考え方の中で、身延

町の自然資源や歴史文化を知ってもらおうという考え方の中で、職員を対象にした現地研修、これを開催してきております。こういった中で、教師がよくそれを知り、児童にそれを指導するという形の中で、これらの活用について指導を行ってきております。

今、ご質問のあった各記念物についての、21年度における学校の見学等の利用状況でございますけれども、化石公園につきましては小学校で6校、また中学校で1校。不整合露頭につきましては、ちょっと利用がございました。小原島の貝化石につきましては小学校で7校、それから中学校で1校が利用している状況となっております。

今後におきましても、先ほど申し上げましたように、身近にある貴重な天然記念物でございますので、今後も各校において積極的に活用するよう指導してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

望月君。

○2番議員（望月明君）

3つの天然記念物につきまして、それぞれ回答をいただいたわけですが、私は手打沢の不整合露頭につきましては、あそこ、いつも通っているわけですが、比較的最近、川の上のほうにある関係で、コンクリートの吹き付けというんですかね、そういうものが行われて、その露頭そのものがはっきり分りにくくなっているというような状況で、そのへん、どのような露頭の周辺の保護がなされたのか。不整合露頭がどれかはっきり分からない。看板もありますけれども、よく分からないという面がございますが、この点について、もし分かりましたら、お答えを願いたいと思います。

○議長（望月広喜君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

ご質問の手打沢の不整合露頭でございますけれども、これはフォッサマグナの構造と、その発達を知る上では、学術的に価値の高いもので、県の天然記念物にも指定されております。

ご指摘のとおり、町道からは手打沢川を挟んで、対岸の断崖に見られるものでありますので、指定時のときに比べ、周囲の樹木等、またあそこに個人の看板が立っておるところ、鳥小屋がありまして、先般も担当と行って確認をしてまいりました。ここは非常に、その裏側ということで、露頭がご指摘のとおり見づらくなっております。また河川区域内の天然記念物でありますので、環境整備を行う際は、県と協議をしていかなければなりません。今、担当とともに、その対応に向けて検討をしておる状態でございます。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

望月君。

○2番議員（望月明君）

ありがとうございました。

工事を行った2、3年ぐらい前だと思いますけれども、露頭そのものに、邪魔になっているかどうか、私自身も分かりませんが、そういうことはないと思いますが、できればそれを確認していただきたいと。露頭そのものに、コンクリートが吹き付けられたとか、極端に言えば、そういうようなことがなかったかどうか、できれば確認をお願いしたいと思います。

それでは、4番目の自然環境の保全のところまいります。

これも学校教育、あるいは生涯学習等に関係するものでありますけども、町内の歴史、文化、あるいは産業等を学び、体験できる施設としまして、次の4項目につきまして、どのように活用されてきておるか、これについて数字的な面でも説明を願いたいと思います。

湯之奥の金山博物館、それから木喰の里の微笑館、和紙の里、それから歴史民俗資料館、これは八日市場にあります。これらについての説明をお願いします。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

これらの施設につきましては、社会科の副読本であります「私たちの身延町」、それから平成18年に町で作成しました「身延のびのびガイドブック」という冊子、これらで紹介されております。小中学生は、これらの副読本等を参考に現地見学や体験などを通じて、郷土の歴史、文化、産業等を学んでおります。学校の教育課程の中では、総合的な学習の時間や社会科の学習の時間の中で取り扱ってございます。

平成21年度の各施設の学校における利用状況でございますけれども、金山博物館は小学校4校、中学校4校。木喰の里微笑館は小学校1校、中学校2校。和紙の里は小学校7校、中学校3校。歴史民俗資料館は小学校2校、中学校2校となっております。和紙の里、それから金山博物館では、それぞれ手すき和紙の体験、あるいは砂金取り体験ができるわけでございますけれども、施設で学ぶ際はほとんどの児童生徒がこれらの体験を行っております。

今後におきましても、身延町が誇る貴重な歴史文化産業施設でございますので、各校において積極的に活用するよう指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

望月君。

○2番議員（望月明君）

ご説明のとおりでありますけれども、21年度ということで、そのデータですけれども、やや少ないのではないかと。もう少し各小中学校、それぞれ利用していただきたい。先ほども説明がありましたように、小学生向けの「私たちの身延町」ですか、ああいう資料、それから「身延町のびのびガイドブック」、散歩しながら施設を見る、そういう文化財を見る、そういう案内書も出ておりますけども、やはり実際に学校としても、それぞれこういった施設を大いに利用して郷土教育を盛んにしていただきたいと、このように思っております。よろしくお願いたします。

続きまして、次の乗り合いタクシーについてという件でございます。

ご存じのとおり、乗り合いタクシー事業は、身延地区で平成20年の10月から、下部、中富地区では21年の10月から試験運行がされております。これの利用状況につきまして、データをプリントして配布をいただきましたが、まず説明をしていただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

昨年10月から下部および中富方面で、デマンド式による乗り合いタクシーの運行を始めま

した。また今年6月末には町営バス、甲斐常葉新早川橋線と上田原大塩岩間線を廃止し、それに伴い、7月1日から下部および中富方面の乗り合いタクシーの運行エリア等を拡大したところです。

さて利用状況ですが、配布しております身延乗り合いタクシーの利用実績をご覧いただきたいと思います。

最初に3号車、下部方面および4号車、中富方面をご覧いただきたいと思います。

両方面とも順調に利用者が増えています。特に町営バスが廃止されたあと、7月からは利用者が大きく伸びていることが、表からもお分かりになると思います。

なお、1号車であります大城横根方面の利用状況ですが、数字が安定してきていることから利用者の定着が読み取れます。また2号車の大島清子方面ですが、順調に利用者が増えている状況にあります。

以上です。

○議長（望月広喜君）

望月君。

○2番議員（望月明君）

今、説明されたとおりだと思いますが、順調に増加していると。大変、結構なことだと思っておりますが、この表を見ますと、特に2号車、3号車、大島清子方面、それから下部方面の地域で子どもの利用がほとんどないようですが、このへんはどのように捉えているのでしょうか。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

特に子どもさんが利用しているのは、学校・通学等に利用しているところが利用実績で残っていると思います。順調に利用者が増えている状況から、町民の皆さまには利用方法等をご理解いただいております、ご利用いただいているものと素直に喜んでおります。

○議長（望月広喜君）

望月君。

○2番議員（望月明君）

分かりました。順調に増えているということで、大変結構なわけですが、運行にあたっては、例えば中富地区、下部地区、身延地区、それぞれ独自の運行が行われているわけですが、これらをつなぎ合わせるような接点などを考えると、そのような今後の運営について、改善点等がありましたら、説明をしていただきたい。

また、もう1点はこの試行期間というのは3年間だったと思いますが、これを過ぎますと、町の独自運営となって国庫補助というものがなくなるというようなことを聞いておりますが、この点を含めて、今後の見通しについて説明をお願いします。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

当面は、この運行方法で進めてまいりたいと考えております。

なお、乗り合いタクシーの運行には、JR東海や山交タウンコーチ、富士急山梨バスや各タ

クシー会社等との協議が必要であり、皆様のご理解の上で運行しております。これらのことをふまえながら、町民の皆さまには町営バスおよび民間の電車、バス、タクシーと乗り合いタクシーを上手に組み合わせながら、ご利用いただければ幸いに存じます。

なお、経費の面なんですけど、町でも乗車が非常に少ない町営バス等を廃止しました。その廃止した経費等を、この乗り合いタクシー等に活用しながら、全体としては経費がトントンにいくような運営方法をとっていかうと思っておりますので、今後、国の補助等がなくなっても、当面は、この運行方法で進めてまいりたいと考えております。

○議長（望月広喜君）

望月君。

○2番議員（望月明君）

分かりました。よりよい運営といいますか、運行を行うためにも、やはり利用者の声を具体的に聞くようなアンケート等の調査を一度、やったらいかがかというように思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

今のところ、アンケートをとる予定はありませんが、利用者等からのいろいろな要望等があります。それらにできるだけ沿った形を考えておりますが、先ほどもちょっとお話ししたとおり、町内には民間のいろんな会社等がありまして、それぞれ電車、バス、タクシー等で営業しております。その方たちも尊い税金等を本町に納めていただいていると。それらの方の理解がないと、この乗り合いタクシー等は運行できません。ぜひ、町民の皆さまにはそれらを、町営バスとか、乗り合いタクシー等を上手に組み合わせた中でご利用いただけますよう、お願いいたします。

○議長（望月広喜君）

望月君。

○2番議員（望月明君）

分かりました。今後とも、いろいろと検討しながら、よい乗り合いタクシーの運営をお願いいたします。

続きまして3番目の質問に移ります。100歳以上の不明者の調査ということでございます。

全国的に注目され、話題となった100歳以上の不明者の調査の件ですけれども、まず町内に所在が不明にもかかわらず、戸籍上、生存したままの状態に残っている100歳以上の高齢者はいるかということですが、何人ぐらい、そしているとすれば、その原因。そして今後の対応につきまして、説明を願いたいと思います。

○議長（望月広喜君）

町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

戸籍上、生存したままの100歳以上の高齢者はいるかというご質問に対して、お答えさせていただきます。

戸籍制度とは、国民の親族的な身分関係を登録、公証することを目的としております。また、戸籍は国民の親族的な身分関係を明確にするため、出生から死亡に至るまでの身分上の重要な

事項を時間的順序に従って表した公簿をいいます。これにより、日本国民であることの証しとして、国籍の証明や戸籍の記載事項から夫婦、親子、兄弟、姉妹といった身分関係が明らかになるため、相続や親権、扶養等の権利、義務関係を証明するものとして利用されます。さらには出生年月日の記載から年齢を特定することができるため、社会的な取り引き能力、婚姻要件の有無、縁組能力の有無など、各種の証明に用いられております。

戸籍上で100歳以上の不明者はいるかのご質問ですが、戸籍上では、今、身延町に100名、対象者がおります。現在、その対象者に対して、担当が親族関係にあると思われる人たちに問い合わせ等を行っておるところです。

ご質問の何人というのは100人、原因については先ほど申しましたように、担当が、その親族関係にあると思われるものに問い合わせ等をしておりますので、それが分かり次第という形で、なかなか親族関係の人たちが分からない状況にありますので、鋭意、努力しておるところです。

以上です。

○議長（望月広喜君）

望月君。

○2番議員（望月明君）

親族が分からないということなんですけども、その調査を一人ひとりやっていくということですね。

○議長（望月広喜君）

町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

今、戸籍簿から戸籍の附表等を照合しまして、実際、行っているところですよ。

○議長（望月広喜君）

望月君。

○2番議員（望月明君）

その原因というのが、要するにそういうような、100名というような、おおぜいの不明者がいるという原因は、どこにあったということですか。

○議長（望月広喜君）

町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

その部分が分からないということで、新聞紙上等によりますと、災害で一家が亡くなってしまったとか、終戦の関係で、一緒に亡くなってしまったんじゃないかということ、海外への出稼ぎの関係もあるんじゃないかということで、今、その部分について調査をしているところでございます。

○議長（望月広喜君）

望月君。

○2番議員（望月明君）

分かりました。引き続き、調査をお願いしたいと思います。

次の点は、住民登録がなされていて所在不明という高齢者については、いかがでしょうか。

○議長（望月広喜君）

町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

お答えいたします。

住民登録されていて、所在不明の高齢者はいるかというご質問ですが、住民票は個人を単位として作成し、世帯ごとに編成して、管理することを原則としております。戸籍が人の身分関係を公証する唯一の公簿であると同時に、住民票をもって構成される住民基本台帳は住民の居住関係を公証する唯一の公簿となっております。

ご質問の住民登録されている100歳以上の所在不明の高齢者はいるかのご質問ですが、身延町には100歳以上が20名、対象者がおりますが、現在、不明者はおりませんでした。また所在確認については、福祉保健課との連携のもとに調査した結果となっております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

望月君。

○2番議員（望月明君）

そうしますと、100歳以上の高齢者の所在不明というのは20名いるが、それぞれ確認をして分かっているということですね。

○議長（望月広喜君）

町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

住基上の100歳以上の人たちは20名おりますが、所在は全部、確認されているということです。

○議長（望月広喜君）

望月君。

○2番議員（望月明君）

分かりました。確認されているということのようですので、これは問題がありませんので、次に質問を移らせていただきます。

100歳以上に限らず、高齢者の孤独死というのが最近、県内でも半年で110人いるというような報道がなされております。そのように、非常に増加傾向にあるということでございます。また高齢者への在宅介護、あるいは終末期医療等々ですね。本町のような過疎地域に予想されます老人対策、これは非常に大変なことでありますけれども、これに対する町当局の考えと、その対応につきまして、説明を願いたいと思います。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

本町の高齢者の状況を申し上げますと、平成22年8月1日現在で、65歳以上の高齢者は5,850人で高齢化比率は38.24%と、県下で4番目と極めて高い状況となっております。また65歳以上で一人暮らし高齢者の人数は、平成22年4月1日現在、約800人で約7.8世帯に1人が一人暮らしの高齢者の世帯となっております。そして、介護保険の要介護認定者数は1,006人で、高齢者6人に1人が認定を受けている状況です。

このような急激な過疎化や少子高齢化によって、地域や家庭の様態が変化する中で、山間集落における高齢者世帯や一人暮らし世帯では、通院や買い物など、身近な生活の支援の充実が一層求められている状況でございます。

このような中で、高齢者が住み慣れた地域で自立した在宅生活を送ることができるよう、町では高齢者の在宅福祉サービス事業としまして、配食サービス事業でのバランスのよい食事による栄養補給や配達の際の安否確認、生きがいデイサービス事業による社会的孤立感の解消や自立生活の援助、電話のふれあいコール事業による会話不足の解消や安否確認、緊急通報システム、ふれあいペンダント事業による急病等の不安解消や災害時の連絡確保、ホームヘルプサービス事業による要介護状態の進行防止や自立支援等の事業を行っておりますが、本年度はさらに新規事業といたしまして、峡南広域行政組合消防本部とも連携し、救急隊員へ医療情報の提供を行う救急医療情報キット事業を、民生委員さんの協力により9月から導入したところでございます。

現在、老人福祉施設であります特別養護老人ホームについては、申し込みから入所まで約4年から5年の待機状況でございます。介護者の負担の軽減を図るため、今後におきましても、高齢者が必要とする在宅福祉サービスの充実に努め、高齢者が住み慣れた地域で安定した生活が継続できるよう、より一層、老人対策に対する在宅支援の事業を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

望月君。

○2番議員（望月明君）

町では、先ほどお話しされたような、いろいろな具体的な施策で、高齢者に対応してもらっているわけではありますが、民生委員さんのこうした活動への参加も非常に大事だと思っております。民生委員さんが今、町内に各地区、何人ぐらいいるのか。そしてまた、民生委員さんの活動状況はどんな状況か、説明をお願いしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

お答えします。

身延町内には、現在103名の民生委員・児童委員が厚生労働大臣から委嘱されております。うち児童福祉に関する事項を専門に担当する主任児童委員は7名でございます。地区ごとの人数につきましては、下部地区の民生・児童委員は36名で、主任児童委員は3名でございます。中富地区の民生・児童委員は27名で、主任児童委員は2名でございます。身延地区の民生・児童委員は33名で、主任児童委員は2名です。合わせて民生・児童委員数が96名で、主任児童委員が7名の状況でございます。

それから、もう1点の民生・児童委員の仕事でございますけども、民生・児童委員の仕事といたしましては、1つとしまして担当集落内の住民の皆さんの実態把握等の調査でございます。それから2つ目としましては、一人暮らし老人世帯や虚弱老人世帯等を訪問していただき、声掛けと安否確認等を行っていただいております。3つ目としましては、住民の方々が日常生活をする上で、困ったことや援助を受けたいときの相談業務に関わっていただいております。4つ

目としましては、社会福祉の制度や在宅福祉サービスについての内容や情報の提供をしていただいております。5つ目としましては、町をはじめ関係機関や施設、団体等のパイプ役と業務への協力をしていただいております。

以上が、民生委員さん、児童委員さんにしていただいている仕事でございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

望月君。

○2番議員（望月明君）

ありがとうございました。福祉の仕事はいろいろ、たくさんであります。また民間のこうした民生委員・児童委員さんの活動によって、心配されている高齢者、あるいは独居老人等々に対して、少しでも役立てていただきたいと、このように願うところであります。

以上で、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（望月広喜君）

以上で望月明君の一般質問が終わりましたので、望月明君の一般質問は終結いたします。

ここで、昼食のために暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

暫時休憩します。

休憩 午後12時05分

再開 午後 1時00分

○議長（望月広喜君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

その前に草間議員は急用ができ、中座するとの連絡がありました。

次に通告4番は、渡辺文子君です。

渡辺文子君、登壇してください。

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

私は2点について、質問をさせていただきます。

まず1点目、学校統廃合計画についてです。

多くの町民は、今ある学校は残してほしい、学校がなくなったら若い人は住まなくなってしまうと考えています。まちづくりの基本は、学校など住民の生活の基本に関わる問題を大切にしていくことだと思います。

教育制度では校区、学校が教育条件として重視される。校区は子どもの通学範囲であるとともに、保護者や住民が教育に参加する区域でもある。一定の範囲が条件となります。そこでは、校区の人たちが互いに顔見知り合い、知り合えるようになって、子どもを中心にした人のネットワークがきめ細やかに広がっています。地域がもう1つの学校のように教育機能を回復し、蓄え、発揮するようになると思います。みんなが教育に参加、協力、連帯して、それぞれの地域の特色、個性、魅力のある学校づくりが発展をし、学校を中心に地域がまとまり、学校が地域づくりの核となっています。学校が魅力的になれば、そこに住みたい人が増え、地域の再生、発展につながる。学校が小さいことは、校区に教育の力が組織され、蓄えられ、再生される条

件であると考えています。校区の教育力の形成には長い年月がかかり、学校の歴史はその蓄積の重みであるといえます。

同僚議員の質問の中にもありました、静川小学校の130年の歴史の重み、どこの学校もそういう重みを抱えているんだと思います。廃校はその消滅であり、教育効果は半減をします。そして校区、地域で大切に育てられた子どもたちは地域への愛着を深め、地域づくりの担い手に成長すると思います。そういう意味では地域づくり、それからまちづくりのためにも、この学校は存続させることが必要だと思います。しかし、10年かけて1中2小にする計画があります。この地域づくり、まちづくりのことを考えた上から、この計画をどう考えていくのか、このことを町長にお尋ねいたします。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

ただいまの質問でございますが、まず、まちづくりはどのようなものかという部分を考えていただきたいと思います。まちづくりは、住民の福祉の増進を図ることを基本としております。したがって、地域における行政を総合的に実施することだと考えているところであります。こういうことを考えますと、町で行う事務事業、すべてがまちづくりのために行っているといえると思います。住民福祉の増進を図るために、地域における行政を総合的に実施する指針はなんなのか、その点も考えていただきたいと思います。

それは、私は総合計画であると思います。合併後における新町の第1次身延町総合計画は、町議会の代表の皆さんや各種団体長、町民代表の参画を得て、総合計画審議会を設置し、町民のアンケートなどをふまえ、多くの議論をいただく中で、原案を作成したと思います。そして平成19年3月19日の定例議会において、議決をいただいたことも議員は承知のことと思います。

この総合計画の第4章の第2項、明日を担う人づくりの項目を見ていただきますと、その基本方針として、学校規模の適正化や学区の見直しを進めながら、学校施設設備の計画的な整備を図りますと記述しております。今回の身延町立小中学校統合計画は、まさにこの総合計画の目指すところであると考えておりますので、まちづくりの一環であると思います。

なお、申し上げますと、平成18年の3月定例会の中で、議員さんの一般質問の中で、全部は時間の関係で申し上げませんが、小中学校の見直しと適正規模についてという質問がございました。本町の小中学生をより充実した教育環境の中で教育することを基本に、学級規模、学校規模、校舎の老朽化等を意識しながら、配置の適正化計画を策定し、これを町民に示す必要があると考えます。こういう質問がなされたと思います。

その中で、当時の教育長がお答えをしてあるわけですが、やはり、児童が少なくなるということも数字的に書いてありますけども、小中学校の小規模化は、ますます拍車がかかりまして、今後の教育行政における学校運営や教育活動などにさまざまな課題を生じさせることと推測されるところでございます。このため教育委員会として、教育行政の基盤となるべく、小中学校適正規模・適正配置を確立すべきものと考えまして、現行の学区の再編成をし、全町的な立場に立って、具体的にどのように学校適正化を図るべきか、検討をしていく必要があると考えます。

こういうようなことが言われまして、また議員さんのほうから、すでに複式が発生する教室

があると思います。だから検討なんかをしては、間に合いません。早急にやりなさいと、こういう意見が出されたことも事実でございます。それらを含めて審議会がつくれ、そして審議会の中で、町のおおぜいの関係者が検討していただいて、それから町の教育委員会のほうへ答申をいただいて、それを町長や皆さんのほうへお示しをしたところでございます。

なお18年の、議員さんの中には、もう1名、同じようなことを質問した議員さんもおります。

・・・聞いてください。

○13番議員（渡辺文子君）

そうでなくて、私の質問に的確に答えていただきたいと思うんですけども。

○町長（望月仁司君）

だからその内容を答えていますから、聞いてください。

○13番議員（渡辺文子君）

聞いている私が、そうではないと言っているんですから。

○町長（望月仁司君）

したがいまして、まちづくりの上でどうかということなんです。まちづくりの上でどうかということで、この意見を聞いて、まちづくりの総合計画の中にも入っているんだから、まちづくりでやりなさいよと、議会で言ってくれたんです。それを、今まさに、私どもも答申をいただく中で検討して、そしてやっていますから、まちづくりの上から、これはまちづくりに沿っている、このことは当然だと思います。

なお1中2小は、身延町立小中学校適正配置審議会からの答申であって、決定ではないということだけを申し添えて、私からの答弁とさせていただきます。

終わります。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

丁寧に答えていただいたんですけども、私がなぜこの質問をしようかと思ったのは、先ほどの午前中の同僚議員の質問でもありましたけども、町長の答弁の中に、私は教育の問題は自分の管轄ではないというような話が何度も出てきました。そういう中で、やっぱりそれは違うんじゃないかと。まちづくりを考えたときに核となる学校がある地域づくり、それがやっぱり、まちづくりの一つひとつの核になって、広がっていくんじゃないかなというふうに思ったんですね。やっぱり、まちづくりを考えると、町全体の活力や希望というものがないと、その町に住んではもらえないですね。どうしたら、活力や希望というのができるのかなというふうに思ったときに、果たして、10年後に1中になったときに、地域に、町に活力や希望があるかなと考えたんです。だから最初に、やっぱり地域づくり、まちづくりというためにも、学校は残して、そしていろんな施策をして、子どもたちを増やす。今は、少人数学級が見直されて、欧米もそうですけども、日本でも少人数学級がいいということで見直されている時期ですよ。それをわざわざ、もちろん弊害もあるけども、それをいろんなことでクリアして、いっぱい先進的な事例もあるわけですから、そのまちづくり、地域づくりを考えたときに、学校を廃校にしてしまうのではなくて、その学校を生かしながら、この豊かな自然の中で、子育てができるようなまちづくりを私はしていくということが、この町の活力や希望につながるんでは

ないかなというふうに、そういう思いで質問をしたんですね。そういう意味では、この質問は、私だけの答えではなくて、町民全体が町長にお尋ねしたい思いだと思うんです。どうしたら活
力や希望ができるのか、そういう町になるのか。そのところをお答え願いたいなと思ってい
ます。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

この渡辺議員の質問は、私が町長になってから毎回のようになっています。そして、その
中で議会の皆さんと話し合いをし、そして身延小学校と豊岡小学校も統合をいたしました。私
には反問権がございませんから、お聞きしたいところがありますけれども、我慢をして申し上
げますが、町議会、皆さんの議会の中では、身延小学校と豊岡小学校の統合も賛成をしてい
ただきました。そして、そのときにも前期計画、後期計画の中で申し上げてありますとおり、1中
2小については、これは決定ではありませんけれども、答申ですということで話もさせていただ
いた経緯があります。それにも皆さんが、これはおかしいということで反対でもなんでもあり
ません。反対しているのは、渡辺議員一人のように私は記憶しております。反問権がございま
せんから、それ以上は申し上げません。

したがいまして、議会のルールとして、議会の中で決まったことは、それに従うのが私は議
会のルールだと思いますので、それ以上は申し上げません。終わります。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

私の質問に答えていないんですね。1中2小になった町で、どういうまちづくりをするの
か、そのビジョンというのを聞きたい。私だけではなくて、町民に対して、お答えをしてい
たきたい。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

1中2小とか、その他につきましても、総合計画の中でも1中2小ではありませんけれども、
それをふまえて決定もされて、議会の中でも決定をさせていただいておりますので、それに沿っ
てやることに、なんら問題はないと、こういうふうに私は考えておりますので、答弁を終わ
ります。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

お聞きしたいことにお答えがなかなか出ないので、これ以上、質問しても無理なのかなとい
うふうに思いますので、次の質問に移らせていただきます。

平成21年9月定例会での調査検討特別委員会での報告ですね。これは皆さん、広報でも、
それから新聞紙上でも大きく取り上げられていますので、ご存じだとは思いますが、来
年4月実施は拙速だということで、白紙撤回を求めるといった内容なんですけども、この報告を
教育委員会としては、どう捉えているのか。それから教育委員会の中での話し合いですね。そ

ういう中では、どのような意見が出たんでしょうか、これをお聞かせいただきたいと思
います。教育委員長。

○議長（望月広喜君）

教育委員長。

○教育委員長（山田省吾君）

この特別委員会の報告であります、当時の議長宛てに提出されたものでありまして、答
えというのはどうかと思いましたが、あえて申し上げたいと思います。

特別委員会の報告書については、昨年9月16日の議会において、調査特別委員長から議
長に提出されました。それ以降、この件に関する議会の動きはなかったものと思いま
す。したが、現状、報告書は議員全員の総意ではなく、調査特別委員会の委員の意見であると理
解しております。こうした理解の上に立ち、答弁させていただきます。

調査特別委員会の議員各位には、当時、大変、慌ただししい時期にかかわらず、精力的な調査・
検討をいただき、報告書としてまとめられました。大変なご苦勞があったことと思いま
す。調査結果につきましては真摯に受け止め、十分検討する中で、今後の計画推進の参考にさせてい
ただきたいと考え、具体的な方策がどのように示されるのか、大きな関心を持って注目して
おりました。

こうした中、示された報告書は、適正規模・適正配置の具体的な方策についての調査・検
討を行うことが目的だったにもかかわらず、具体的内容が見当たらず、大変、困惑したとい
うのが実情でありました。こうした状況では、今後も教育委員会の方針や考え方に沿い、保護者や
地域、それから議員の皆さまにご理解をいただく取り組みを進める以外に、方策はないだ
ろうと考えたところであります。

以上です。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

この報告が一部の特別調査委員の中だけの意見ということを理解しているということと、
そのことをただ報告しただけで、教育委員会としては、なんの、これからの施策について検討
する余地もないということで、判断をされたのかなというふうに思っているんですけども、
その点についてはいかがでしょうか。ちょっと、確認したいんですけども。

○議長（望月広喜君）

教育委員長。

○教育委員長（山田省吾君）

もちろん、このような方向性が出ましたので、委員会としても内容等について、会議で検
討いたしましたけども、基本的には審議会の答申にあります1中2小、これが基本でありまして、
もちろん今後の後期計画において、そのとおりになるかどうかは分かりませんが、とにか
く1中2小を基本とするという考えであります。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

だから先ほど、最初に聞いた議員全員の総意ということではなくて、一部の議員、その委員

だけの意見だという理解をしているというところを確認したかったんですね。1点。

○議長（望月広喜君）

教育委員長。

○教育委員長（山田省吾君）

先も言いましたように、委員会から議長に報告されまして、それが議会全体でのご議決を得たとか、そういうものではないというふうに思いましたので、このようなお答えをいたしました。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

だけど委員長報告をして、それを採決したんですね。そうしたら議会の総意というふうに見るのが普通ではないかと思うんですけども、そのところがなんか、ちょっと理解できないんですけども。どう思っているのか。

そうしたら特別委員会をつくっても、なんにもならないではないですかね。ただ一部の議員だけが、その委員会の委員だけが話をして。そういうものではないと思うんですけども。

○議長（望月広喜君）

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時20分

再開 午後 1時40分

○議長（望月広喜君）

では休憩中に議運を開会いたしましたので、再開前に委員長のほうから報告をお願いします。

○12番議員（川口福三君）

休憩を利用して、急きょ議運委員会に入りました。

先ほど渡辺文子議員の質問に対して、教育委員長より特別委員会の、いわゆる白紙撤回すべきであるという結論は、特別委員会議員メンバーだけの承認であるというような答弁がなされたんですが、あの特別委員会の結審の報告は、本会議場において委員長から執行部はじめ全議員のもとに報告がなされております。ですから、先ほどの教育委員長の答弁に対しては、撤回していただきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（望月広喜君）

1時20分から休憩に入りまして、この時間帯、20分間は空白の時間というようなことで、再開をいたしたいと思っております。

それでは、再開をいたします。

教育委員長。

○教育委員長（山田省吾君）

大変、貴重な時間を費やしてしまい、申し訳なく思っております。

先ほどの発言は不穏当ということで、撤回させていただきます。申し訳ありませんでした。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

今、撤回をしていただいたんですけども、そういう認識で今までいたということですね。特別委員会では、やっぱり住民の声を聞くということで、地域に出て行って、報告にもあるけども、そういう住民の声を聞いたりして、結審したというつもりでいたので、そういう認識だったとはびっくりしたというか、町長はどういうふうに、同じようにお考えだったのでしょうか。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

私は、同じような考えではございません。反問権がありませんから、これ以上は言いませんけども、本会議の中で議決をしていただいたことについては、当然、真摯に受け止めながら、その方向にまい進すると、このことは当然のことでございますので、その方向で考えております。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

今後のこともあるんですけども、もちろん答申は答申で、答申を尊重するのはあるんですけども、そうかといって答申が全部ではないと思うんですね。それからやっぱり、いろんな人の意見を聞く、議会の声も聞く、私たち議会としては住民の声も聞いています。そういうことを積み重ねる中で、やっぱりいろんなものがみえてくるのではないかなというふうに思っていますので、ぜひきちっと、いろんな声を聞くような形で、今後検討していただきたいというふうに思っております。

ここは、これ以上、そういう驚きの、そういうものだったんだなということで、びっくりして、今後どういうふうに変わっていただけるのか、私たち議会としての意見をどういうふうに反映していただけるのかなというのを楽しみにしておりますけども、とりあえず、今後もこの問題は続くと思いますので、今日はとりあえず、学校統廃合の問題についてはこのくらいにしておきたいと思います。

次に配食サービスについてなんですけども、3月議会での私、一般質問でも社協の事業ということで、この配食サービスについては質問をした経過があります。3月に質問をして、そして4月から、新しい体制の中で、この配食サービス、始まったわけですけども、とりあえず、私にも、それから同僚議員にも、それからいろんな人の中、民生委員さんとかそういう中にも、本当にあまりにも中身がひどいということで、苦情がたくさん寄せられているということをお聞きして、私のところにも前はこういうふうに、アンケートが来て、こういうふうにしたよということで、こういうようなものも持ってきて、なんとかしてもらいたい、もっと改善してもらわないと、とてもこれでは食べられないという声が多くて、今回、質問する経過となりました。これは同僚議員も、いろんな人からそういう話を聞いていて、なんとかならないかという声もたくさん聞いています。

なんのために、この配食サービスをするのか、先ほどの一般質問への答弁の中に、在宅福祉サービスだということで、在宅福祉を充実させるために配食サービスしていますという答弁もありましたよね。安否確認とかありましたけども、もう1回、なんのためにこの配食サービスをしているのかということ、確認のためにお尋ねをしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

お答えします。

身延町の配食サービス事業の目的につきましては、在宅の一人暮らしの世帯や虚弱老人世帯に対しまして、食事を提供することによりまして、生活の質の確保と充実を図って、併せて先ほども申しましたように、安否確認を行うことを目的として実施をしております。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

生活の質をというか、健康で安心して暮らしていけるためにということですよ。先ほどの答弁にもありましたけども、65歳以上、5,852人、県下で4番目の高齢化率ですよ。4月1日現在で800人の一人暮らしのお年寄りがあると。老夫婦2人暮らしを足せば、結構な数になると思うんですね。そういう方たちが元気で安心して、この町に住んでいられる、1人でも2人暮らしでも住んでいられるためには、この食、食べるということのはすごく必要だと思うんです。だから、配食サービスを始めたと思うんですね。本当はお年寄りの皆さんに、喜んで食べていただけるということが、一番大切なことだと思うんですね。

それが今回の件に関して、量は十分あるけども中身がおいしくないとか、それから私も何回かうかがって、お弁当も見ました。味もみました。そして材料もどんなものが使っているのかなと思って、デイサービスにも行ったり、それから配食を取っているお宅にも何日もかけてうかがってみたり、話を聞いたりしました。

その中で、今まで手作りで作っていたものが、民間委託になると、コストということを考えると、食材にしても手をかけられないとなると、冷凍の食品、この前もサトイモが入った煮物がありましたけども、今まで一つひとつ手でサトイモをむいていて、おいしかったのが、これは冷凍なんだよねと、お年寄りがおっしゃっていたんですね。冷凍でも温かいものを出していただけるんですけども、本当にそういうものがお年寄りの方たちに喜んでもらえるものなのかどうなのかということで、町でもアンケートをとったという経緯があるとはお聞きしています。ただ、皆さんにお聞きすると、今のお年寄りというのはすごく我慢強くて、作ってもらっているという負い目があるんですよ。本来だったら、自分で作らなければいけないのに、町がわざわざ、そういうふうにやってくれている。おいしくないけども、おいしくないって書けないんだよねと、そういうふうにおっしゃっていた方がかなりいらっしゃいました。やっぱり、そういうお年寄りの気持ち、福祉のサービスなんですから、喜んでいただけるものを作る努力をするというのは、一番大切なことではないかと思うんです。

4月から変わってしまったから、今まで夫婦で取っていたけども、やめてしまったとか、毎日取っていたけども、1日置きにしたとかという、そういう声もあります。だけど食べないと、困るから頼んでいたわけですから、食べないというわけにはいかないから、頼まざるを得ないという、そういうところもあるということを理解しないといけないと思うんですね。

福祉のサービスなんですから、どういうサービスが必要なのか。今のお年寄りのニーズはなんなのかということを中心にきちっと調査して精査する中で、配食サービスをすべきだというふうに思っているんですね。なんのために、この配食サービスをするのかという原点を考えたときも、

やっぱり在宅福祉サービスなんだというところが、私は欠けていたんではないかと思うんですね。ただ、採算というか、コストを下げるというところに目がいったんではないかなというふうに思うんですけども、その点について、在宅福祉サービスなんだということをお聞きしたいと思えます。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

このことにつきましては、3月の定例議会でも渡辺議員さんから質問がありまして、答えたくもりでありますけども、それまでは、従前は下部の地区につきましては、社協で調理をしておりました。社協の厨房で、直営で作って、そこから下部地区の利用者の方に配食しておりました。中富地区につきましては、飯富病院で調理をして、そこから配食をしておりました。この民間委託につきましては、3月のときに経緯を説明したとおりでございますし、それぞれ旧町の地区で作っておりました、1食当たりの単価も非常にバラツキがありまして、3月にも説明をしたかと思うんですけども、調理から配食まで含めた1食当たりの単価が、参考に申し上げますと、下部地区につきましては1食当たり、配達も含めまして1,496円という、非常に高い単価でございます。中富地区につきましても、1食当たり1,258円。身延地区につきましても1,039円、これは調理から配達まで含めての1食当たりの単価です。このへんの食事の統一性を図るということと、それぞれ同じサービスを受けていながら、食べている食事の内容が違うというようなもろもろの問題、それから行政改革の問題、それから地区の地域審議会の意見等もございまして、このような形の中で、社会福祉協議会と同じような中で、民間に委託した経過がございます。

そういう面からいきますと、今までの1食当たりの単価から比べますと、4月以降の1食当たりの単価につきましては、落ちているかと思えます。そのへんにつきましても、4月以降、先ほど渡辺議員さんのほうからも話がありましたように、町でも従前と、4月以降の民間に委託した食事の内容等につきましては、アンケート調査を実施させていただきました。6月2日にそれぞれ身延、下部、中富の利用者全員に調査いたしまして、全対象者71名の方に調査を依頼しました。

その調査内容につきましては、配食の時間帯、前回の調査内容につきましては大まかでありましたが、説明しましたように、下部地区と中富地区につきましては、現在もそうですけども、昼食を実施しておりました。身延地区につきましては、夕食でありました。このへんの配食の利用時間帯についてのアンケート調査を行いました。昼がいいのか、夜がいいのか。調査結果につきましては、中富地区と下部地区につきましては、やはり従前のお昼がいいというのが100%に近い数字でありましたし、また身延地区につきましても、従前、現在も夕食をしておりますので、全員の方がその時間帯で利用したいという意向でありました。

それからアンケート調査の2つ目としましては、配食の量と内容につきまして、アンケート調査させていただきました。その中で該当者が、全体の回収率ですけども、調査対象71名の方にしまして、回答者54名ということで、全体では76%の方から回答をいただきました。

その中で、地区別にちょっと申し上げますと、最初に下部地区ですけども、配食の量と内容につきましては、量につきましては、94%の方が現行の量でいいということでございました。それから内容ですけども、満足している、それからどちらともいえない。満足して

いる方が56%、不満という方が22%で、どちらもいえないというのが22%のような状況でございました。中富地区につきましては、量につきましては89%の方が現行の量でいいということでありました。

○13番議員（渡辺文子君）

それは、あとで結果を出していただきたいと思うんですけども。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

そのような中で、調査内容、アンケート等、利用されている方の意見を聞く中で、その意見をそれ以降も随時、社協と協議する中で、委託業者のほうにそのへんの改善すべき点を指示して、改善しております。

利用者のアンケート調査の結果からでも、4月以降の配食のほうが今までよりも落ち着いてきているというようなお話も聞いております。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

コストがかかっていたとおっしゃいます。もちろんコストは、お年寄りの皆さんに喜んでいただきながら、どうしたらコストを下げることができるかということを第一に、私は考えるのが筋だと思うんです。今の体制の中で、どうしたらコストを下げられるか。だって、今まで本当に手作りで、お年寄りが喜んでいた配食ですよ。それをいきなり民間委託にすると、私、3月にも言いましたけども、お年寄りの楽しみを奪うことになるのではないかと。民間だからコストを考える、まず考えるんですよ。食材費をいくらにしよう、この中で抑えるためにどうしよう、冷凍物を使おうとかと当然、そうなりますよ。誰が考えたって。福祉のサービスなんですから、お年寄りに喜んでいただきながら、どうしたらコストを下げられるのかということを考えるのが町の仕事ではないでしょうか。それを安易に民間委託にするという発想が、私には分からないんですよ。

もちろんコストは、下げなければいけないと思います。いくらかかってもいいというものではないから。やっぱり、ある程度のコストを削減、どうしたらコストが下げられるかということも考えなければいけないと思いますよ。そこところが、お弁当屋さんではなくて、福祉のサービスなんだということが、私は基本が抜けていたんではないかなと思うんです。お弁当屋さんだったら、ただ食材を少なくして儲けをと。でも、この配食サービスというのは、儲けではないですよ。お年寄りの方たちに喜んで、食べる楽しみを味わっていただいて、いつまでも、一人になっても安心して、この町で生きていけるという、そういうものを目的としているわけですから、なぜ、そこを、今、ある体制の中でコストを下げること考えなかったのか。考えたのか、考えなかったのかということ、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

そのようなことも十分、検討する中で、4月以降にこのような形で移行させていただきます。

なお、改善すべき点につきましては、これからも十分、改善をしまいたい、こんなふうに考えております。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

十分考えて、そういうふうにしたというのは、どういうふう考えたのか、それを聞かせていただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

そのへんにつきましては、先ほども話をいたしましたように、基本的には合併して、その当時、5年6カ月経過しているわけですが、そのような中で、やはり同じサービスを受けるのに、違った内容の食事が提供されているということも1つありました。できるだけ同じ内容の食事の提供をすることと、いい食事を提供したい、こんなことも考えてございます。

それから、もう1つはある程度、病理食的なものもできるということもありました。おかゆとか刻みのものもできると。そういうようなことも含める中で、今回のこのような中で、民間のほうに委託をさせてもらって、移行したわけでございます。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

どうもよく分からないんですね。同じものと、今までお年寄りが喜んでいたものを、いきなり民間委託にしたら質が落ちるのは、誰が考えたって予想はできますよね。同じものとおっしゃったけども、それだったらそれで、ちゃんと身延町の配食サービスをどうするのか。身延では夜ですよ。民間委託にするにしたら、身延でやっているようにみのぶ荘とか、儲けではなくて、本当にみのぶ荘とか飯富病院とか、そういうところに頼むとか、いくつも方法はあったと思うんですね。そういうような検討をされたのかどうなのか、財政的にも含めて、されたのかどうなのか。私、基本は福祉のサービスというところが、すっぱり抜け落ちているような気がするんですよ。お年寄りの皆さんに喜んでもらえるためには、採算を考えている民間で、本当に喜んでもらえると思ったということでしょうか。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

ただいまの渡辺議員さんの民間以外のところでの、調理の場を検討したことがないかというご質問ですけども、旧身延のほうではみのぶ荘のほうに調理委託しているんですけども、そのような検討もしていたんですけども、やはり調理できる食数というのがございまして、なかなか、そのへんにつきましては、そういうところに委託することができなくて、結果的には民間企業のほうにお願いしたという経過でございます。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

そしたら、やっぱり今までのように社協ですという選択肢もあったんじゃないですかね。コストを考えて。コストを下げながら。そこのところ、私、よく分からないので、これ以上言っ

でもすれ違いみたいな答弁になってしまうので。ただ、私、忘れてほしくないのは、お年寄りに喜んでいただく、在宅福祉サービスなんだというところを、きちっとおさえていただきたいと思うんですね。それは今後も、いろんな面であると思います。そういう意味で、これは答弁いいですから、あと2点目ですね、民間企業に委託したメリット、デメリットをどういうふうにか考え方ということで、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

お答えします。

先ほどの答弁と重複するかもしれませんが、最初にメリットについてお答えいたします。

1つ目としましては、先ほどから何回も答弁しましたように、利用されている皆さんに同一の内容の配食弁当をお届けすることができていることでありますし、2つ目は先ほども話しましたようにおかゆや刻み食の、ある程度の病理食が提供できるということでございます。

それから3つ目としましては、調理場をまとめたことにより、民間に委託したことによりまして、約800万円の経費の削減が図られたことでございます。

4つ目としましては、従来、下部の社会福祉協議会の調理場では、規模が小さいために食材の1週間分、まとめ買いというようなことをしておりました。キャンセル等によりまして、食材のロスが出ているということがありまして、そのようなことがなくなったということも1つのメリットでございます。

それから5つ目としましては、支払い業者が、これは事務方のことになろうかと思えますけれども、委託業者のために支払い事務が1つになったということで、支払い事務の関係が軽減されたということでございます。

6つ目ですけども、食材の品質管理が民間企業に委託することによって、徹底できているということでございますし、それと7つ目としましては、調理場の衛生管理が徹底されているということ。以上が、メリットかと考えてございます。

デメリットの部分につきましては、特にないというふうに考えてございます。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

デメリットがないとおっしゃったけども、民間に委託をするということは、先ほどからしつこく言っていますけども、採算ですよ。そういうことを考えて、今まで手作りだったものが冷凍物になるとか、そういうことは考えなかったということで理解してよろしいですか。デメリットがなんにもないとおっしゃったけども。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

そのへんにつきましても、献立の中でカロリーを計算する中で、十分それに対応できる食材を使ってやっていると考えてございます。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

食事というのは、栄養価があれば、それでいいというものではないと思うんですね。見た目だって必要だし、もちろん作る人たち、一生懸命、真心を込めて作ってくれますよ。だけでも、これだけの食材でやれといわれて、冷凍物を持ってきても、いくら手をかけたって、その味しかできないんじゃないかなというふうに思うんですね。デメリットが全然ないというふうに考えていたこと自体、私はちょっと不思議なんですけども、もっと検討する余地が、私はあったんじゃないかと思うんですね。今、改善しているとおっしゃったけども、まだまだ、それは4月から比べて落ち着いているとは思いますが、あまりにも酷かったから。だけど、だからといって、お年寄りが喜んでいいる食事になっているというふうに理解しているのでしょうか。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

先ほどのアンケート調査の中でも、ちょっとふれましたけども、ご意見の中で非常に喜んでいいる意見もいただいております。全員が全員、そのように言われるような意見ばかりではありません。行政といたしましても、利用者の方になるべくおいしいものを提供するように、食事のほうが悪いほうに向くようなことはしておりませんので、そのへんにつきましては、理解をしていただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

福祉のサービスって、住民が何を望んでいるのか、どういうものを望んでいるのか、住民の声を聞くことから始めるのが一番基本なんではないでしょうかね。アンケートをとったから、それでいいという問題では、私はないと思うんですね。先ほど言ったように、作ってもらえるんだから、まずいなんて書けないよという方もいらっしゃいました。お年寄りって、私はそうだと思うんですね。本当の声はなんなのか、どうしたらお年寄りに喜んでいただけるのかということ、やっぱり福祉の現場で、そういう住民の声に耳を傾けるということが、私は必要なんではないかなと思っているんですね。そういう意味では、もっといろんな方法を考えるべきで、1回委託してしまったから、それでいいという問題ではなくて、その中で改善してもらおうというのは、私は限度があると思うんですね。そういう意味では、どうしたらお年寄りの皆さんに喜んでいただける福祉サービスになるのかということ、もう1回、考えていただきたいと思います。

町長にお伺いしたいんですけども、福祉サービスとして、配食サービスをしているわけですけども、今までの経過を考えて、町長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

担当課長がおっしゃるとおりだと思います。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

それが答弁ですね。分かりました。

何しろ、お年寄りが健康で安心して最後まで暮らせる町、そしてそれは医療費も、介護保険料にも私は関わってくる問題だと思うんですね。そういう意味では、私は検討の余地が十分あると考えていますので、また今後もこのことについては、本当にお年寄りから、なんとかしてもらいたいという声がたくさんありますので、引き続きお年寄りが喜んで食べていただける配食サービスを目指して、これからも質問していきたいと思います。

以上で、質問を終わりにします。

○議長（望月広喜君）

以上で渡辺文子君の一般質問が終わりましたので、渡辺文子君の一般質問は終結いたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、これをもちまして、本日は散会いたします。

大変、ご苦労さまでした。

○議会事務局長（遠藤守君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時15分

平成 2 2 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 1 3 日

平成22年第3回身延町議会定例会（4日目）

平成22年9月13日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 付託議案に対する委員長報告
- 日程第2 委員長報告に対する質疑
- 日程第3 委員長報告に対する討論
- 日程第4 提出議案に対する採決
- 日程第5 委員会の閉会中の継続調査
- 追加日程第1 追加提出議案の報告、並びに上程
- 追加日程第2 追加提出議案の説明
- 追加日程第3 追加提出議案に対する質疑
- 追加日程第4 追加提出議案に対する討論
- 追加日程第5 追加提出議案に対する採決

2. 出席議員は次のとおりである。（15名）

1番	野 島 俊 博	2番	望 月 明
3番	河 井 淳	4番	望 月 秀 哉
5番	芦 澤 健 拓	6番	松 浦 隆
7番	望 月 寛	8番	深 沢 脩 二
9番	日 向 英 明	10番	草 間 天
11番	福 与 三 郎	12番	川 口 福 三
14番	穂 坂 英 勝	15番	伊 藤 文 雄
16番	望 月 広 喜		

3. 欠席議員は次のとおりである。

13番 渡 辺 文 子

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	広島法明
会計課	長	赤池義明	財政課長	笠井一雄
政策室	長	丸山優	町民課長	秋山和子
税務課	長	依田二郎	身延支所長	望月和永
下部支所	長	渡辺明彦	教育委員長	山田省吾
教育	長	佐野雅仁	学校教育課長	近藤正国
生涯学習課	長	佐野正美	福祉保健課長	赤坂次男
子育て支援課	長	稲葉義仁	建設課長	藤田政士
産業課	長	串松文雄	土地対策課長	滝戸文昭
観光課	長	熊谷文彦	環境下水道課長	樋川信
水道課	長	千頭和勝彦		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 遠藤 守
録音係 依田光太

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（遠藤守君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（望月広喜君）

本日は、大変ご苦労さまです。

欠席の連絡をいたします。

渡辺文子議員は病気のため、欠席届が提出されております。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第4号により行います。

日程第1 付託議案に対する委員長報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会委員長報告を求めます。

総務常任委員会委員長、日向英明君。

○総務常任委員長（日向英明君）

それでは平成22年9月第3回定例会、総務常任委員会審査結果報告書を朗読をもって、ご報告といたします。

（以下、総務常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（望月広喜君）

次に、教育厚生常任委員会委員長報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、福与三郎君。

○教育厚生常任委員長（福与三郎君）

それでは、教育厚生常任委員会審査結果報告をさせていただきます。

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（望月広喜君）

次に、産業建設常任委員会委員長報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、望月寛君。

○産業建設常任委員長（望月寛君）

それでは、産業建設常任委員会審査結果の報告をいたします。

（以下、産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（望月広喜君）

以上で、委員長報告は終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑を行います。

最初に、総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

次に、教育厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

日程第3 委員長報告に対する討論を行います。

最初に、総務常任委員長報告に対する討論を行います。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

次に、教育厚生常任委員長報告に対する討論を行います。

討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

次に、産業建設常任委員長報告に対する討論を行います。

討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

日程第4 提出議案に対する採決を行います。

認定第1号について、委員長報告のとおり原案認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、

認定第1号中、平成21年度身延町一般会計歳入歳出決算

認定第1号中、平成21年度身延町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認定第1号中、平成21年度身延町老人保健特別会計歳入歳出決算

認定第1号中、平成21年度身延町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認定第1号中、平成21年度身延町介護保険特別会計歳入歳出決算

認定第1号中、平成21年度身延町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算

認定第1号中、平成21年度身延町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

認定第1号中、平成21年度身延町農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算

認定第1号中、平成21年度身延町下水道事業特別会計歳入歳出決算

認定第1号中、平成21年度身延町青少年自然の里特別会計歳入歳出決算

認定第1号中、平成21年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定第1号 平成21年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第63号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員でございます。

よって、議案第63号 平成22年度身延町一般会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第64号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第64号 平成22年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第65号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第65号 平成22年度身延町老人保健特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第66号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第66号 平成22年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第67号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第67号 平成22年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第68号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第68号 平成22年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

日程第5 委員会の閉会中の継続調査について、議題といたします。

総務常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長、議会活性化等特別委員会委員長より、所管事務調査について、議会会議規則第74条の規定により、お手元に配布しました申し出のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

以上6委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、町長から追加議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 追加提出議案の報告、ならびに上程を行います。

議案第70号 湯町簡易水道湯町第二配水池築造工事請負契約について

同意第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

以上、議案1件、同意1件を一括上程いたします。

追加日程第2 町長から提案理由の説明を求めます。

議案第70号、同意第4号について、町長。

○町長(望月仁司君)

今回の追加提出議案は契約に関わる案件が1件、人事案件が1件の計2件となっております。

それでは、ご説明を申し上げます。

議案第70号 湯町簡易水道湯町第二配水池築造工事請負契約について

湯町簡易水道湯町第二配水池築造工事請負契約について、身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例(平成16年身延町条例第50号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

記

1. 契約の目的 湯町簡易水道湯町第二配水池築造工事
2. 契約の方法 指名競争入札による契約
3. 契約金額 金1億1,623万5千円
4. 契約の相手方 山梨県南巨摩郡身延町波木井135番地
近藤工業株式会社 代表取締役 近藤憲央

平成22年9月13日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由

湯町簡易水道湯町第二配水池築造工事請負契約を締結するため、議会の議決が必要でございます。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に同意第4号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町寺沢1139番地

氏 名 幡野幸子

生年月日 昭和19年2月4日

平成22年9月13日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由

平成22年12月31日に幡野幸子委員の任期が満了するので、その後任委員を選任したい。これが、この議案を提出する理由であります。

以上でございます。

なお、議案第70号につきましては、担当課長より詳細説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご議決くださいますよう、お願い申し上げます。

また同意第4号につきましては、来年1月1日付けの法務大臣委嘱に向け、10月上旬には法務局に候補者を推薦する必要があるとございます。したがって、本定例会に追加提案をさせていただきます。よろしくご審議の上、ご同意いただけますよう、併せてお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

町長の説明が終わりました。

次に担当課長より、詳細説明を求めます。

議案第70号について、財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは議案第70号につきまして、詳細説明をさせていただきます。

本議案は、湯町簡易水道湯町第二配水池築造工事請負契約を締結するため、議会の議決が必要でございます。

それでは、2枚目の議案第70号関係資料をご覧ください。

まず工事名であります、湯町簡易水道湯町第二配水池築造工事。

工事場所は、身延町大字下部地内。

予定価格は、消費税抜きで1億1,300万円。

入札場所につきましては、中富総合会館2階、会議室であります。

入札参加者は記載してございます、指名いたしました10社であります。

入札金額、入札率につきましては、それぞれ記載してあるとおりでありますので、ご覧をい

ただきたいと思います。

落札者は近藤工業株式会社で、落札額は1億1,070万円で、消費税を含んだ1億1,623万5千円で、9月2日、仮契約を締結いたしました。

なお、工期といたしましては、ご議決をいただければでございますが、着工が議決日の翌日、9月14日から平成23年3月15日までの工期となる予定でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（望月広喜君）

なお、同意第4号につきましては人事案件でありますので、詳細説明は省略いたします。

追加日程第3 追加提出議案に対する質疑を行います。

議案第70号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

同意第4号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

追加日程第4 追加提出議案に対する討論を行います。

議案第70号について、討論を行います。

討論はございますか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

同意第4号について、討論を行います。

討論はございますか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

追加日程第5 追加提出議案に対する採決を行います。

議案第70号について、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員です。

よって、議案第70号 湯町簡易水道湯町第二配水池築造工事請負契約については、原案のとおり可決決定いたしました。

同意第4号について、原案のとおり推薦することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、同意第4号 人権擁護委員候補者の推薦については、身延町寺沢1139番地、幡野幸子氏、昭和19年2月4日生まれを推薦することに決定をいたしました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで、町長よりあいさつをいただきます。

町長。

○町長（望月仁司君）

大変、お疲れさまでございました。

平成22年身延町議会第3回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつをさせていただきたいと思えます。

今定例会は去る9月6日に開催され、本日までの8日間、望月広喜議長のもとで、私どもの提案に関わる諸議案につきまして、ご熱心に、しかも真摯にご審議をいただき、たゞいますべての議案につきまして、原案のとおりご認定、ご承諾、ご議決、ご同意をいただく中で閉会を迎えることができました。議員の皆さんのご協力に厚く御礼を申し上げたいと存じます。

今日、9月13日は新生身延町が誕生した記念すべき日でもございます。誕生から丸6年が過ぎ、小学校でいいますと卒業を迎える年にもなりました。今後も新生身延町が一人歩きできるように、一生懸命頑張る所存でございます。

なお、議会中、議員の皆さまからいただきましたご意見等は、これを慎重に検討する中で、町政の運営に遺憾なきよう期してまいりますとともに、予算の執行につきましても慎重を期してまいりますので、今後ともご指導・ご協力をお願い申し上げます。

議員の皆さまには、昨年10月25日の町議会議員選挙において、それぞれ町民の皆さまの厚い負託の中でご当選をされ、今日で定例会も一巡したところでもございます。この間、少人数になったにもかかわらず、以前にも増して町民福祉のため、最大限のご尽力をいただいておりますことに、敬意と感謝を申し上げるところでもございます。

やっと秋を感じるこのごろでございますが、まだまだ暑い日が続いております。議員の皆さまにはお体に十分お気をつけていただいて、町民福祉のために、ますますのご活躍をいただけますことをお願いし、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（望月広喜君）

町長のあいさつが終わりました。

以上をもちまして、本定例会の会議に付託された事件は、すべて議了いたしました。

議会会議規則第7条の規定によって閉会をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は、これで閉会することに決定いたしました。

会期8日間、議員各位には慎重審議をいただき、心から敬意と感謝を申し上げます次第であります。

これからは厳しい残暑も緩み、さわやかな本格的な秋の訪れも間近であります。各位におかれましてはくれぐれもご自愛をいただき、町政発展になお一層ご尽力を賜りますようお願いを申し上げ、これをもちまして、平成22年身延町議会第3回定例会を閉会したいと思います。

大変、ご苦労さまでした。

○議会事務局長（遠藤守君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思えます。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午前 9時45分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長遠藤守が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長並びに署名議員により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上